

(案)

神奈川県茅ヶ崎市

史跡 下寺尾西方遺跡 保存活用計画



令和●年●月

茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会

はじめに

茅ヶ崎市は、昭和 22 年(1947)に神奈川県内で 7 番目に市制をしき、令和 9 年(2027)には市制施行 80 周年を迎えます。この間、人口の増加や都市基盤の整備などが進んで、人口約 24 万人を擁する湘南地方の中核都市として発展してきました。市域は神奈川県南部に位置し、南には相模湾が面し、西には相模川が南流する位置にあたり、35.76 km²の面積を有しています。北部の相模原台地と南部の砂丘や自然堤防などの低地によって形成されている、気候風土に恵まれた環境です。

こうした自然環境のもとで、茅ヶ崎市域では古くから人々の活動が営まれてきました。その営みを知る重要な手がかりに遺跡がありますが、現在、茅ヶ崎市内では 216 か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が確認されています。これらの遺跡は、旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近現代と連綿と続いて存在し、私たちの住む茅ヶ崎の地における人々の歩みを今に伝えていきます。その内容は、今後の茅ヶ崎の未来を考える上で欠くことができないものです。一方で時の流れと都市化の進展に伴い、多くの遺跡が消滅してきました。遺跡の多くが現状のまま保存されずに、やむなく発掘調査によって記録に留めるという形で失われているのも実情です。

そうしたなか、茅ヶ崎市下寺尾に所在する「下寺尾西方遺跡」は、茅ヶ崎のみならず日本の歴史を語るうえでも欠くことのできない重要な遺跡との評価を得て、平成 31 年 2 月 26 日に史跡として文部科学大臣の指定を受け、文化財保護法に基づいて現状保存されることとなりました。この遺跡は、弥生時代中期における環濠集落として石器から鉄器へと移行する時期の様相を知るうえで重要な内容を有して、茅ヶ崎で暮らす私たちが郷土の誇りとして語ることのできる遺跡です。さらに下寺尾の地には、環濠集落と重なる形で縄文・古代をはじめとした時代の異なる遺跡（下寺尾遺跡群）が多く確認されています。

茅ヶ崎市教育委員会は、下寺尾西方遺跡を適正に保存し、有効に活用していくための「保存活用計画」をここに策定いたします。学術的な調査・研究を進め、国の史跡として指定された官衙遺跡群はもとより、貴重な遺跡が重層する下寺尾遺跡群の価値を発信し、郷土の宝として後世に引き継いでいきます。下寺尾の地が、史跡の活用を通じて多くの人々が集い、郷土を学び、地域への愛情を育む場所となるよう整備を進めてまいります。

令和●年●月

茅ヶ崎市教育長 竹内 清

《 本計画で扱うことばの定義 》

○環濠集落^{かんごうしゅうらく}

- ・環とは丸くめぐって終わりのないことを意味する漢字で、濠とは土を掘ってつくった穴、ホリとされています。この二文字を組み合わせて環濠とし、環濠に囲まれた集落のことを環濠集落と言います。
- ・実際の発掘調査では、環のめぐりの終わりが存在するケースが見つかっています。

○官衙^{かんが}

- ・官庁や役所のことを言います。
- ・今から約 1300 年前の律令国家体制の下で政治が行われていた時代には、全国は、国-郡-里という形で統治されており、約 66 の諸国に分けられていました。地方の国には都から役人（国司）が派遣され、地方を統治する役所である国府が置かれていました。また国の下にはさらに郡が設けられ、郡家（郡衙）と呼ばれる役所が置かれました。
- ・神奈川県は古代において相模国と武蔵国の一部にあたり、相模国には八郡が設けられました。
- ・茅ヶ崎市は相模国高座郡に含まれることから、発見された下寺尾官衙遺跡群は、高座郡の郡役所となります。
- ・官衙遺跡群とは、遺跡群の中心となる郡家（政庁、正倉、館など）と周辺に展開する郡家に関連する諸施設（寺院、川津、祭祀場など）を包括するものです。

○郡家（郡衙）^{ぐんけ ぐんが}

- ・律令制国家における国の下に位置づけられた郡において、在地の地方官として「郡司」が政務を行った役所のこと、郡の政治経済の中心地です。
- ・「郡家（ぐんけ・ぐんが）」は、文献上で明らかになっているものですが、考古学上では「郡衙（ぐんが）」という呼称で広く用いられる場合があります。
- ・これまで本遺跡については「郡衙」の呼称を用いてきた経緯がありますが、史跡指定に際して示された説明文にならない、今後は原則「郡家」（各章の初出のみ郡家（郡衙）と併記）と記すこととします。

○寺院（廃寺）

- ・主に仏教の活動の拠点となる施設のことです。
- ・本書で取り扱うのは下寺尾に所在した寺院で「七堂伽藍跡」、「下寺尾七堂伽藍跡」、「下寺尾寺院跡」などで呼称されていますが、本書では「下寺尾廃寺」に統一して使用します。
- ・「下寺尾廃寺」を「郡寺」と呼称する際は、「郡家の周辺に建立された寺院」という意味合いで使用します。
- ・「下寺尾廃寺」は、神奈川県遺跡台帳における周知の埋蔵文化財包蔵地には遺跡名称として「七堂伽藍跡」とあることから、下寺尾廃寺を含めた一帯の遺跡名称については「七堂伽藍跡」も使用することとします。

○川津

- ・川に沿って設けられた港、船着き場のことを言います。
- ・川（小出川）を利用して、租税や物資などを運ぶ水運に必要な港（船着き場）の機能を有している施設です。

○祭祀場^{さいしば}

- ・神仏や霊あるいは祖先などを祀る祭祀や広く宗教的な儀礼を行う場所のことを言います。
- ・古代においては、仏教祭祀とともにいわゆる神祇祭祀が行われており、人形、人面墨書、齋串などの祭祀遺物が出土します。また、穢れを祓う行為である水辺の祭祀も行われています。

目 次

1 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景と経緯.....	1
(2) 計画の目的.....	1
(3) 計画の位置づけと対象範囲.....	3
ア 「下寺尾西方遺跡」と「下寺尾遺跡群」.....	3
イ 計画の対象範囲.....	5
(4) 委員会の設置・経緯.....	6
ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会 審議経過.....	6
イ 下寺尾遺跡群保存・活用学習会 実施経過.....	7
ウ パブリックコメント.....	8
(5) 計画の実施.....	8
2 茅ヶ崎市の概要	9
(1) 自然的環境.....	9
ア 位置.....	9
イ 地形.....	9
ウ 地質.....	12
エ 気候.....	12
オ 植生.....	12
(2) 社会的環境.....	14
ア 人口.....	14
イ 交通・アクセス.....	15
ウ 土地利用.....	16
エ 産業.....	17
オ 観光.....	17
(3) 歴史的環境.....	19
ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境.....	19
イ 旧石器時代.....	19
ウ 縄文時代.....	21
エ 弥生時代.....	23
オ 古墳時代.....	24
カ 奈良時代.....	26
キ 平安時代.....	30
ク 中世.....	31
ケ 近世.....	34
コ 近現代.....	38
サ 茅ヶ崎市の文化財.....	39

(4) 市の関連計画における位置付け.....	41
ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋）.....	41
イ 茅ヶ崎市教育基本計画（抜粋）.....	41
ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋）.....	41
エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）.....	42
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（抜粋）.....	42
3 下寺尾西方遺跡と下寺尾遺跡群の概要.....	43
(1) 下寺尾遺跡群の概要.....	43
ア 西方貝塚（縄文時代）.....	43
イ 下寺尾官衙遺跡群（古代）.....	44
(2) 下寺尾遺跡群の歴史の変遷.....	46
(3) 史跡下寺尾西方遺跡の概要.....	48
(4) 下寺尾西方遺跡の地理的環境.....	49
(5) 下寺尾西方遺跡の歴史的環境（周辺遺跡の様相）.....	49
(6) 下寺尾西方遺跡の調査と保存.....	50
ア 調査研究史と保存の歩み.....	50
(7) 指定の状況.....	60
ア 指定告示.....	60
イ 指定説明文.....	60
ウ 指定地の範囲.....	62
(8) 指定地の状況.....	63
ア 公有地化状況.....	63
イ 土地利用.....	63
4 下寺尾西方遺跡の本質的価値.....	64
(1) 下寺尾西方遺跡の本質的価値.....	64
(2) 下寺尾西方遺跡の本質的価値に基づく構成要素.....	67
(3) 今後加わる新たな価値.....	70
(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素.....	70
(5) その他の構成要素.....	70
5 下寺尾西方遺跡の現状と課題.....	73
(1) 下寺尾西方遺跡の特徴とその保存活用.....	73
ア 重なる史跡.....	73
イ 史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画との整合性.....	73
(2) 現状と課題.....	73
ア 保存・管理.....	73
イ 活用.....	74
ウ 調査・研究.....	75
エ 整備.....	75

6 大綱（保存活用整備の基本的な考え）	76
(1) 重なる史跡の考え方	76
(2) 保存・管理・活用	76
ア 二つの史跡に対する優劣はつけない	76
イ 双方の歴史的価値を高める保存活用	76
ウ 複合遺跡を意識した保存活用	76
(3) 調査・研究	76
ア 適正な目的に沿った調査研究	76
イ 重なる史跡を意識した確認調査	77
ウ 複合遺跡に関する研究	77
エ 公開普及の原則	77
(4) 整備	77
ア 双方の特質を踏まえ、調和のとれた史跡（遺跡）全体の保存活用を進める	77
イ 複合遺跡であることの周知	77
ウ 下寺尾遺跡群の希少性の周知	77
7 保存・管理	79
(1) 維持管理	79
(2) 開発対応の調査	79
イ 現状変更許可に関する基準の作成	79
ウ 調査研究の推進と追加指定	79
エ 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成	79
オ 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存	79
カ 行政と市民が連携した保存管理	79
(3) 公有地化	79
ア 基本方針	79
イ 地区区分	79
ウ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針	79
エ 地区区分ごとの現状変更の取扱い基準並びに開発等への対応基準（詳細）	79
オ 法令に基づく諸手続き	79
(4) 追加指定（新たな価値と評価）	79
8 活用	80
(1) 公開	80
(2) 活用	80
9 調査・研究	81
(1) 調査の基本方針	81
(2) 確認調査	81
(3) 調査成果の公開	81
(4) 研究体制の確立	81

10 整備	82
(1) 整備基本構想と計画.....	82
ア 保存のための整備.....	82
イ 活用のための整備.....	82
(2) 暫定整備	82
11 計画実施に向けて	83
(1) 運営・体制整備	83
(2) 実施計画	83
(3) 経過観察	83
附編	1
(1) 関連法令	1
ア 文化財保護法.....	1
イ 都市計画法.....	1
ウ 農地法	2
エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例.....	3
オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例.....	3
カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	4
(2) 茅ヶ崎市の関連計画.....	4
ア 茅ヶ崎市総合計画.....	4
イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン	6
ウ ちがさき都市マスタープラン.....	7
エ 茅ヶ崎市景観計画.....	8
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画.....	11
(2) 史跡整備に関わる法令.....	14
(4) 現状変更の許可申請に関する資料.....	26
ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表.....	26
イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図.....	27
ウ 現状変更等に関する手続き.....	27
エ 現状変更等の許可を必要としない行為.....	28
オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」	28
(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿.....	29
(6) パブリックコメントの実施結果.....	30
引用・参考文献一覧	32

表目次

表 1 年齢別人口統計調査.....	13
表 2 茅ヶ崎市の区域区分.....	15
表 3 民営の事業所数.....	16
表 4 農家数.....	16
表 5 観光入込客数.....	17
表 6 茅ヶ崎市の文化財一覧.....	39
表 7 指定地内の土地利用状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）.....	50
表 8 遺跡地名表と遺跡の年代観.....	77
表 9 本質的価値に基づく構成要素.....	84
表 10 その他の構成要素.....	88
表 11 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針	93
表 12 A 区の現状変更の取扱い基準.....	95
表 13 B 区の開発等への対応基準.....	97
表 14 C 区の開発等への対応基準.....	98
表 15 法令に基づく諸手続き.....	99
表 16 事業計画の流れ.....	115
表 17 北部丘陵のみどりにおける基本方針	12
表 18 現状変更行為等に伴う許可申請区分表	26
表 19 現状変更等の許可を必要としない行為	28
表 20 茅ヶ崎市文化財保護審議会「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」名簿.....	29
表 21 修正部分の対照表.....	31

図目次

図 1 茅ヶ崎市の位置.....	1
図 2 下寺尾遺跡群と下寺尾官衙遺跡群を表す概念図.....	3
図 3 計画の対象範囲図.....	4
図 4 茅ヶ崎市の位置.....	8
図 5 地形と水系.....	8
図 6 縄文時代から鎌倉時代までの茅ヶ崎の地形の変化.....	10
図 7 茅ヶ崎市の気温と降水量.....	11
図 8 下寺尾周辺の植生図.....	13
図 9 茅ヶ崎市近郊の交通網.....	14
図 10 土地利用現況図.....	15
図 11 下寺尾遺跡群を中心とした古代の地理的・歴史的環境図.....	19
図 12 古代の日本と相模国の八郡.....	25

図 13 古代交通網.....	28
図 14 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図... ..	42
図 15 下寺尾官衙遺跡群の位置図.....	48
図 16 史跡指定範囲.....	49
図 17 指定地内の公有地の状況.....	50
図 18 高座郡家施設遺構配置図.....	52
図 19 下寺尾官衙遺跡群全体図.....	54
図 20 郡家造営期の変遷.....	57
図 21 郡庁Ⅰ期 690—740 年.....	57
図 22 郡庁Ⅱ期 740—800 年頃.....	58
図 23 下寺尾廃寺遺構配置図.....	60
図 24 下寺尾廃寺創建期の建造順.....	61
図 25 伽藍域の変化（案）（創建期～再建・改修期）.....	62
図 26 七堂伽藍跡出土の人面墨書土器.....	65
図 27 小出川河川改修関連事業調査区全体図	66
図 28 調査区位置図.....	69
図 29 遺構配置概念図（古代以前）.....	70
図 30 調査区位置図.....	73
図 31 遺構配置概念図（古代以前）.....	74
図 32 周辺遺跡分布図.....	77
図 33 弥生時代中期遺構分布図.....	79
図 34 保存管理地区区分図.....	92
図 35 下寺尾遺跡群の活用の方向性.....	103
図 36 （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（新文化資料館）整備予定地.....	105
図 37 整備対象要素の関連イメージ図....	109
図 38 短期計画案.....	110
図 39 中期計画案.....	111
図 40 長期計画案.....	112
図 41 運営体制のイメージ図.....	113
図 42 史跡周辺の都市計画図 高校仮校舎付近.....	2
図 43 史跡周辺の都市計画図（道路） 下寺尾北側.....	2
図 44 史跡周辺の都市計画図 みずき 2、3 丁目付近.....	2
図 45 茅ヶ崎市総合計画の基本理念と政策目標.....	5
図 46 社会教育の施策.....	6
図 47 将来都市像.....	7
図 48 景観まちづくりの基本方針.....	9
図 49 景観構造図.....	10

図 50 景観ポイント図	10
図 51 みどりの将来像	11
図 52 みどりの将来像の概念図	11
図 53 北部丘陵のみどりにおける基本方針図	13
図 54 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図	27
図 55 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」	28
図 56 「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画(素案)」についてのパブリックコメント実施結果	30

写真目次

写真 1 竹類が侵入した行谷の樹林	12
写真 2 ハマヒルガオ	12
写真 3 海岸の砂防林	12
写真 4 大岡越前祭「越前行列」の様子	17
写真 5 サザンビーチちがさき	17
写真 6 堤貝塚出土の深鉢型土器	21
写真 7 石神古墳	23
写真 8 下寺尾官衙遺跡群航空写真	26
写真 9 本村居村遺跡出土木簡	29
写真 10 鶴嶺八幡宮の大イチョウ	30
写真 11 銅造阿弥陀三尊立像	31
写真 12 旧相模川橋脚 出現時の様子	32
写真 13 大岡家累代の菩提寺浄見寺と一族の墓所	34
写真 14 東海道松並木	34
写真 15 歌川広重「南期(湖)の松原左不二」	34
写真 16 旧和田家住宅	36
写真 17 旧三橋家住宅	36
写真 18 浜降祭の「みそぎ」の様子	36
写真 19 輪光寺の庚申塔	36
写真 20 藤間家住宅	37
写真 21 保存整備後の旧相模川橋脚	38
写真 22 高座郡家・郡庁跡	51
写真 23 正倉跡	53
写真 24 館・厨(東から)	53
写真 25 布掘りの側柱建物(H9掘立)東から	56
写真 26 側柱建物(H6掘立)北東から	56
写真 27 金堂掘込地業	59

写真 28 大型掘立柱建物(講堂)	59
写真 29 墨書土器	63
写真 30 下寺尾廃寺出土の二彩陶器	63
写真 31 下寺尾廃寺出土の銅製品	63
写真 32 下寺尾廃寺出土の瓦	63
写真 33 塔相輪の可能性のある陶製品片	63
写真 34 河道跡と川津	64
写真 35 北B遺跡 遺物集中区(西から)	64
写真 36 篠山横穴群E地点	68
写真 37 横穴内部の棺	68
写真 38 発掘現場	70
写真 39 発掘現場	70
写真 40 高座郡家と発掘現場	74
写真 41 発掘現場	74
写真 42 縄文時代前期の住居跡	78
写真 43 舌状台地の先端に位置する西方貝塚	78
写真 44 西方貝塚から出土した貝	78
写真 45 弥生時代環濠集落の環濠跡	79
写真 46 史跡見学会	101
写真 47 市民主催のフォーラム	102
写真 48 シンポジウム討論	102
写真 49 下寺尾遺跡群保存・活用学習会の様子	102
写真 50 七堂伽藍跡碑建碑時の記念写真	1

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と経緯

下寺尾西方遺跡は、神奈川県茅ヶ崎市北西部の寒川町との市町境に位置し、弥生時代中期宮ノ台式期の南関東最大級の規模を有す環濠集落である。

環濠の発見は昭和39年の西方貝塚の調査の際、縄文時代前期の住居に重なる形でその一部が確認されており、西方A遺跡第1次調査や同第2次、第5次調査、西方B遺跡第1次調査によって環濠の範囲が明らかになってきた。なかでも第5次調査では住居内から勾玉未成品や管玉、鉄製斧などが出土している。



図1 茅ヶ崎市の位置

環濠の中心的な範囲が明らかになった茅ヶ崎市教育委員会は、資料の蓄積や神奈川県教育委員会との協議を重ね、平成30年(2018)に文部科学大臣に対して史跡指定に向けた意見具申を行った。その結果、下寺尾西方遺跡は、「弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、新しく拡大された段階では南関東最大級の規模となる。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示している。南関東における拠点集落の一つと位置付けられ、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要である」との評価により、平成31年(2019)2月26日付けで国史跡に指定された。

また、本環濠集落が位置する地点には、集落の大部分が重なる形で下寺尾官衙遺跡群を構成する相模国高座郡家(郡衙)が展開する。下寺尾官衙遺跡群は高座郡家、郡家周辺寺院と考えられる下寺尾廃寺(七堂伽藍跡)やその周辺に所在する祭祀場、川津によって構成されており、「官衙遺跡の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であり、地方官衙の構造や立地を知る上で重要である」との評価により、平成27年(2015)3月10日付けで国史跡に指定された。

そこで先人が遺してきた貴重な史跡を適切に次世代へ継承し、市内及び周辺地域のひとつづくり、まちづくりに役立てていくため、茅ヶ崎市教育委員会は保存活用計画を策定する。なお、平成29年3月には「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」を策定した。

(2) 計画の目的

保存活用計画の目的は、史跡下寺尾西方遺跡の適正な保存と有効な整備活用について明らかにしていくことである。

具体的には、①史跡の本質的な価値について明らかにすること、②価値を構成する要素を整理すること、③史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示すこと、④今後の整備活用に関する方法や体制について考え方を示していくこと、などである。

計画の策定にあたっては、指定された内容、範囲を対象として検討を進めることが前提であるが、本計画策定では本遺跡群が有する特徴を踏まえ、現時点で指定された価値(評価)に加え、

遺跡群が持つ潜在的な価値（評価）についても言及し、必要な要素として計画策定に反映させることとした。

この遺跡群が持つ潜在的な価値の一つは、指定範囲の空間的な広がりである。史跡下寺尾西方遺跡として指定された範囲は、弥生時代の環濠集落の中心部分であり、関連する遺構は周辺の埋蔵文化財包蔵地に広がっていると考えられることから、史跡指定された遺跡の中心範囲だけでなく、今後追加指定される可能性のある指定地周辺に広がる遺跡内容を含めることが必要である。

もう一つはこの地域の歴史的展開である。史跡の指定地及び周辺からは、弥生時代の環濠集落のみでなく「縄文時代の貝塚^{かいづか}」、「古墳時代の集落」、「古代の官衙遺跡群」など時代の異なる遺跡が重層的に発見されている。こうした状況から、当該地域は弥生時代だけではなく各時代の足跡を残す複合遺跡であることが明らかで、これら全てを包括したものを下寺尾遺跡群として認識し、多様な視点からこの地域の価値を捉える必要がある。

とくに目的の一つである活用の計画を考える際においては、中心となるのは史跡指定された範囲や内容であることは当然のことだが、史跡範囲自体が拡大する可能性や、史跡が位置する土地が持つ潜在的な価値に対する評価が付加される可能性についても念頭に入れておくことが求められる。すなわち、保存され有効に活用していく際にその新たな価値の活用を妨げることにならないよう配慮すべきであろう。そのためにも、計画策定時点において最大限の可能性について検討をしておかねばならない。

本計画は、下寺尾西方遺跡（指定部分と将来の保存を必要とする部分双方を含む）に加え下寺尾遺跡群についても考慮し、史跡下寺尾西方遺跡の持つ多様な価値を明らかにした上で、総合的な保存活用計画として策定することとした。

本計画においては、史跡下寺尾西方遺跡の適切な保存管理と活用整備について明らかにしていくことが目的であるが、史跡や周辺遺跡の環境、ならびに茅ヶ崎市の現状を適正に把握することはその前提として不可欠であり、その部分にも多くの紙数を費やすこととなっている。

本計画の前段となる2章では、茅ヶ崎市の概要を「自然的環境」「社会的環境」「歴史的環境」「市の関連計画における位置づけ」に分けて調査した結果を明示する。3章では下寺尾西方遺跡の史跡指定状況や発掘調査成果、複合遺跡としての下寺尾遺跡群の概要を、4章では「史跡等の評価」として史跡の本質的価値を明らかにする。

5章以降がこの計画の本論となるが、史跡等の適切な「保存管理」「活用」の基本方針・方法を示し、その適切な保存管理を行うための「整備」、また市民や地域に根差した活用のための「整備」の方策を検討し、計画に定めた方策を実現するための事業運営や体制整備についても言及して、史跡等の将来像を提示するものとする。

(3) 計画の位置づけと対象範囲

計画策定に際しては、史跡指定地に加え下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾遺跡群についても考慮する必要があることから、計画の対象範囲は今後保存を要すべき範囲も含めることとした。また、史跡を考える上で欠くことのできない要素として重層する遺跡群についても言及することとした。

ア 「下寺尾西方遺跡」と「下寺尾遺跡群」

下寺尾地区にはその近隣を含めて、多くの遺跡が確認されている。具体的には、台地上に所在する西方遺跡や台地南側の砂丘上を中心として周辺の旧河道や低湿地部に展開する七堂伽藍跡、そして七堂伽藍跡に接して所在する寒川町大曲五反田遺跡や寒川町岡田南河内遺跡、さらに駒寄川を挟んで南に位置する香川北B遺跡などである。これら複数の遺跡を一定の範囲で括り「下寺尾遺跡群」と呼称する。この遺跡群は、学史的に著名な縄文時代前期の西方貝塚や弥生時代中期の環濠集落、そして7世紀後半から8世紀にかけて営まれた高座郡の役所（高座郡家）と、その役所と一体となった古代寺院（下寺尾廃寺）、さらに郡家に関連する遺構や中近世の足跡が確認されている非常に密度の高い複合遺跡である。

「下寺尾遺跡群」のうち、弥生時代中期宮ノ台式期の環濠集落の一部について指定を受けたのが「史跡 下寺尾西方遺跡」である。

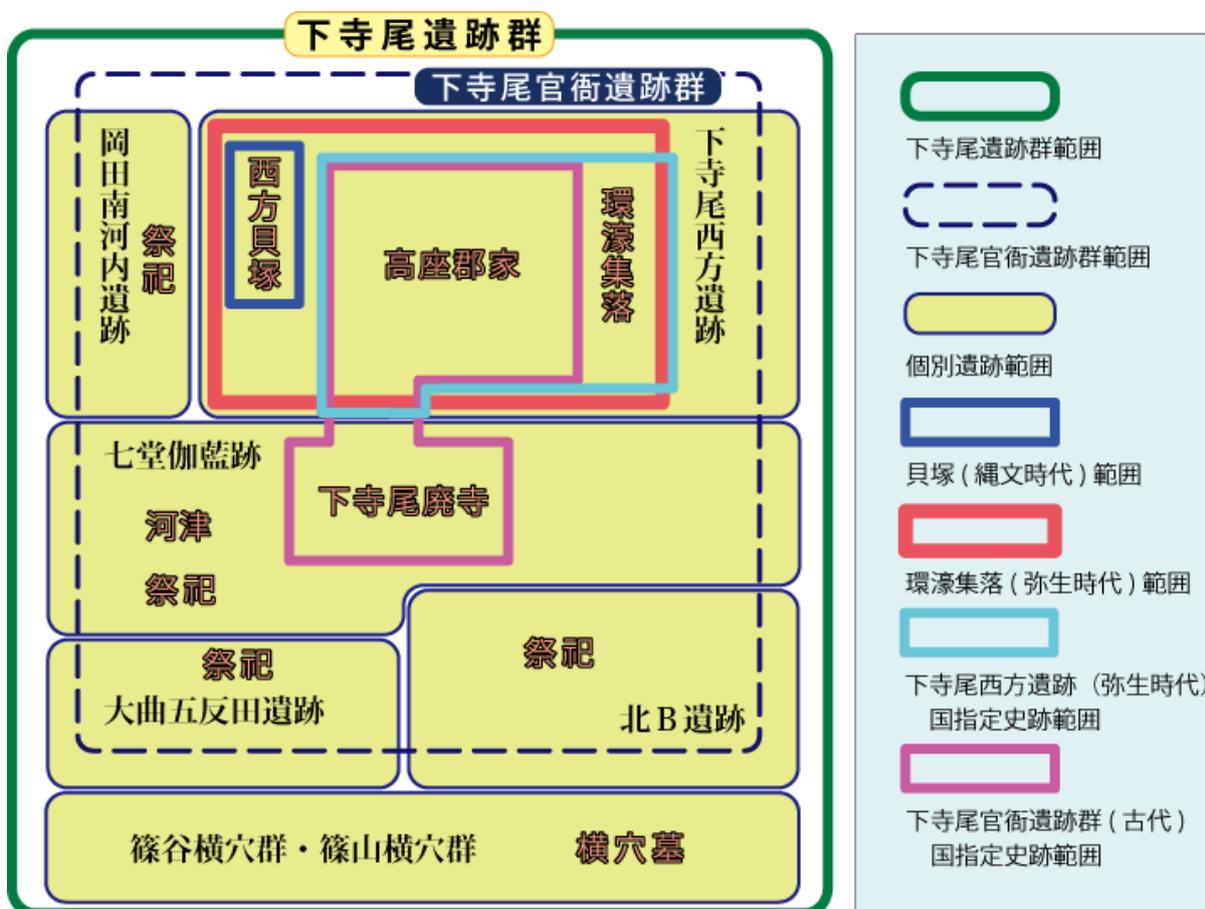
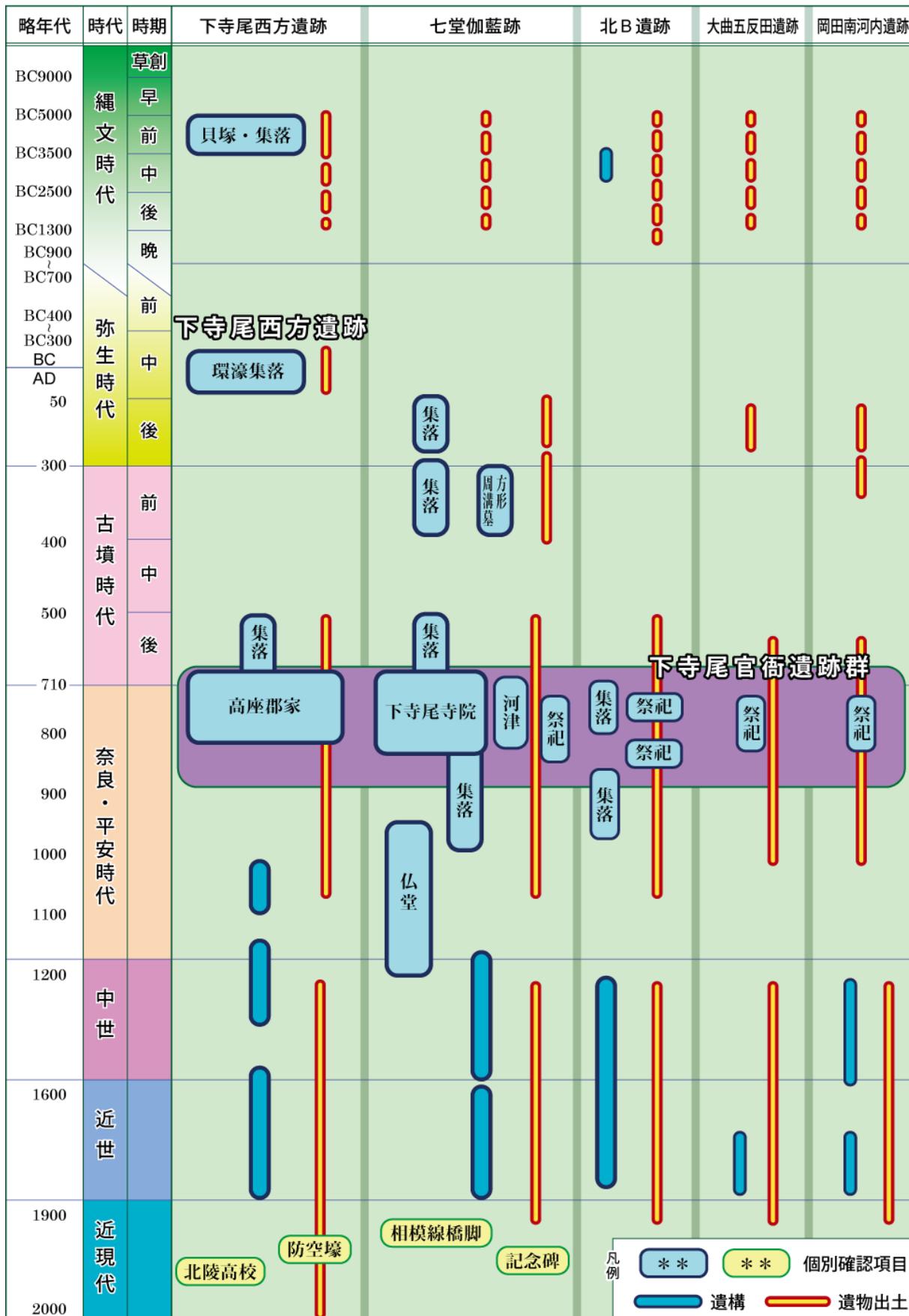


図 2 下寺尾遺跡群と下寺尾西方遺跡を表す概念図

表1 下寺尾遺跡群関連略年表



イ 計画の対象範囲

計画対象範囲については、史跡を中心に据え、重層的に関連を持つ時間的な広がりにも言及することとした。

遺跡群に所在する西方貝塚は、縄文時代における茅ヶ崎付近の自然環境や縄文時代のムラの営みを知る重要な資料であり、下寺尾官衙遺跡群は古代律令国家の地方官衙の様相を示す重要な資料である。したがって、下寺尾西方遺跡の歴史的意義は、環濠や住居のみならず周辺の諸遺跡と総合して評価されるべきものであり、この土地の数千年に及ぶ人々の暮らしの痕跡として時間的かつ空間的な広がりをもって把握することが重要であると考え。

こうしたことから、本計画は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地「西方遺跡」全体を対象範囲とする。また、この範囲に隣接する茅ヶ崎市下寺尾七堂伽藍跡や香川北B遺跡、寒川町大曲遺跡、五反田遺跡について、特に本遺跡群の活用計画において連携を図る対象として捉えていく。

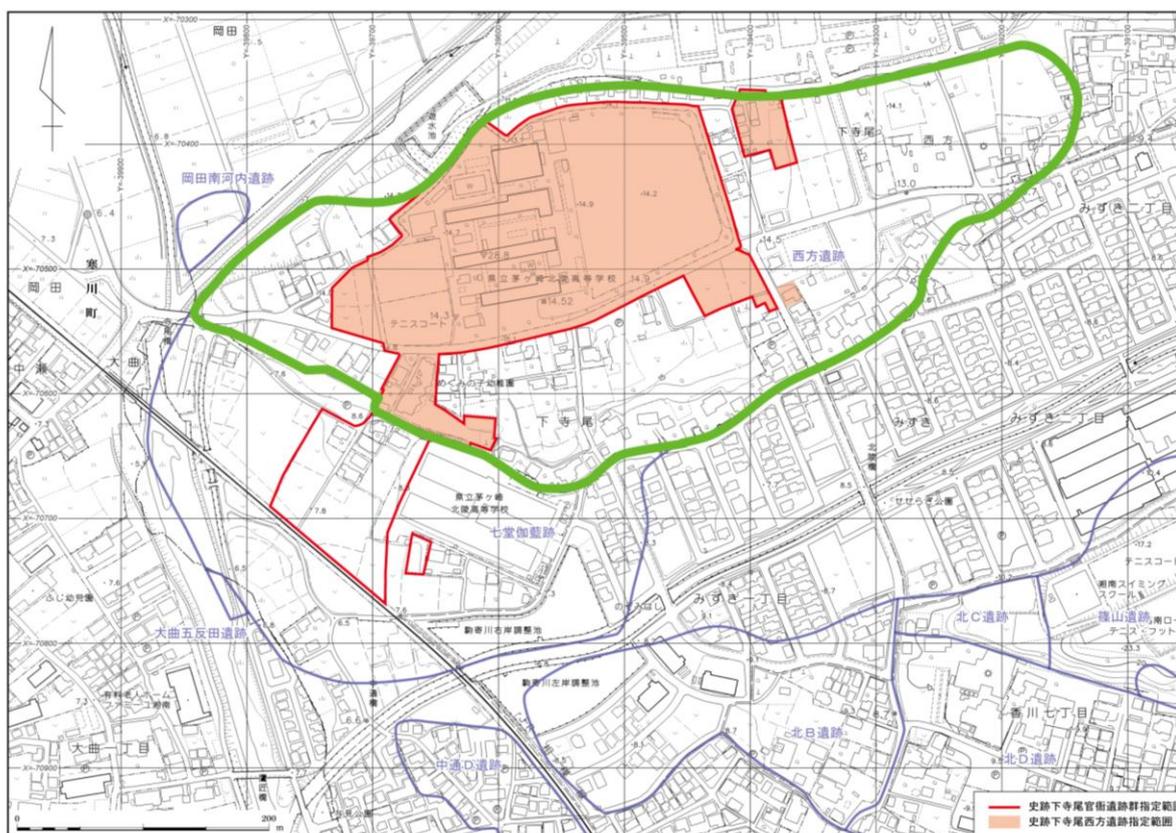


図 3 計画の対象範囲図

(4) 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第7条に則り、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」を設置した。当部会は、学識経験者、地元住民代表からなり、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課が事務局を担当した。また文化庁記念物課ならびに神奈川県文化遺産課の指導助言を得た（部会員名簿は附編(5)を参照）。

計画に市民の意見を反映するために「下寺尾遺跡群保存・活用学習会」及びパブリックコメントを実施した。

ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会 審議経過

(平成30年度)

平成31年2月26日 「今後の保存活用の進め方について」 検討

(令和元年度)

令和元年6月16日 『基本方針』目次案 検討

「本質的価値」 検討

「重なる史跡の考え方」 検討

令和元年8月22日 文化庁協議

→『下寺尾遺跡群基本方針』でなく『下寺尾西方遺跡保存活用計画』の策定を指示される。

令和元年9月16日 文化庁協議結果報告

「今後の進め方について」 再検討

「本質的価値と構成要素」 検討

「重なる史跡の考え方」 検討

令和元年11月10日 「本質的価値と構成要素」 検討 〈西方遺跡第7次調査現地視察〉

令和2年3月8日 新型コロナウイルスまん延防止対策により中止

(令和4年度)

令和4年6月26日 「進捗状況と今後の進め方について」 確認

「本質的価値と構成要素について」 検討

「重なる史跡（遺跡）の考え方」 検討

「構成・目次（案）について」 検討

イ 下寺尾遺跡群保存・活用学習会 実施経過

第1回 平成28年1月30日（土）午後1時～

- 次第 1 (仮称)下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
- 2 下寺尾官衙遺跡群の内容と特徴
- 3 史跡整備の事例紹介
- 4 質疑・自由討議

第2回 平成28年4月24日（日）午後2時～

- 次第 1 下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
- 2 民話「七堂伽藍」
- 3 七堂伽藍跡について
- 4 史跡の保存と活用
- 5 質疑・自由討議

第3回 平成28年7月24日（日）午後1時30分～

- 次第 1 下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
- 2 みずき地区の発掘調査について
- 3 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について
- 4 質疑・意見交換

第4回 平成28年11月12日（土）午前10時30分～ 午後1時～

※ 下寺尾官衙遺跡群発掘調査現地見学会と併せて開催

- 次第 1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について
- 2 計画策定の流れについて

第5回 平成29年1月29日（日）午後1時～

- 次第 1 西方遺跡（高座郡家）の調査について
- 2 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）について
- 3 「七堂伽藍跡」碑の建碑60周年記念事業について

ウ パブリックコメント

本計画の素案について、パブリックコメントを平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 23 日（木）までの期間で実施し、55 件の意見が寄せられた。パブリックコメントの集計結果を附編に掲載した。

(5) 計画の実施

砂丘地帯は、北部丘陵から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、6列の砂丘列が確認されている。幹線道路（国道1号・大山街道・国道134号）は、この砂丘列の頂を結ぶように走っている。

河川は、藤沢市を水源とする小出川（1級）、市街地を流れる千ノ川（1級・準用）、北部丘陵を水源とする駒寄川（準用・普通）、及び市域を源流部とする小糸川の4河川がある。平塚市との市境を縫うように相模川（1級）が市の西側を流れている。

縄文時代から現在までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市の地形を特徴づけるのは、海水面の上昇と相模川による堆積物である。北陵高校の位置する舌状台地の先端では「西方貝塚」が発見されていて、これにより縄文時代前期（約6000年前）には、現在海岸線から約4km離れている台地の先端が小出川の河口で、相模湾がここまで入り江として入り込んでいたことがわかる。地球が温暖化し氷河が溶けて海水面が上昇した「縄文海進」に基づくものである。縄文時代中期から後期になると急速に海退が始まり、海岸線が南下し続ける。その結果、砂丘列が形成される。

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけて、小海退・小海進があって、砂丘の発達が進んだ。相模川河口部は砂礫の堆積が進み、大規模な三角州や自然堤防が形成されたが、小出川や目久尻川は合流しなかったため、排水不良で低湿地となっていたと考えられる。西久保・円蔵付近は弥生時代前期に段丘上の微高地となって離水し、中期には微高地での人間活動の痕跡が見つかっている。

古墳時代は小規模な海退期で、相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、砂質低地となり、相模川本流域は氾濫が頻発していた。水田は谷戸や目久尻川・小出川の本支流沿いの低地に広がっていたと考えられる。

奈良・平安時代から鎌倉時代には、飛砂の堆積や耕地化によって低湿地の乾燥化が進み、近世に入ると、治水や灌漑事業で地形の改変が行われ、また近代の高度成長期には大規模開発によって自然地形が大きく失われた。



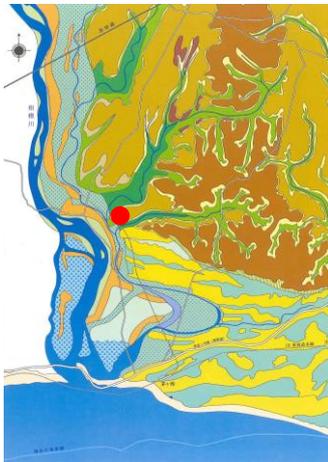
① 縄文時代前期

縄文海進と呼ばれる海面上昇により相模川河口は大きくえぐれていて下寺尾の高台は海に面していた。小出川流域では行谷まで海域であった。相模川本流沿いでは、現在の河口から11キロ遡った戸沢橋と東名高速道の間あたりまで海域であったと思われる。下寺尾の舌状台地の先端に西方貝塚が築かれる。香川駅付近は海進絶頂期の汀線にあたり砂州が形成され、離水して砂丘となった。



② 縄文時代中期～縄文時代後期

急速な海退が始まり、縄文時代中期頃には下寺尾一帯は離水した。次第に相模川の河口付近に砂が堆積しはじめ三角州ができる。この時代富士山の火山活動により、多くの溶岩や土砂が相模川によって河口に運ばれ堆積したこともその要因のひとつである。海岸線は南下する。南部に大きな砂丘ができる。小和田砂丘は大規模で連続性があったため後の時代に旧東海道が通ることとなる。



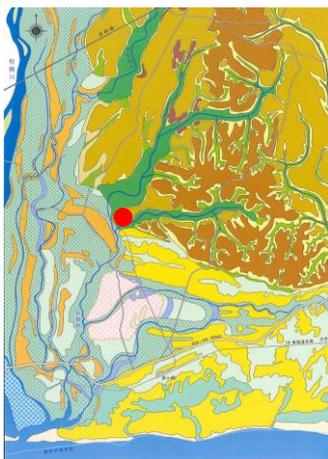
③ 縄文時代晩期～弥生時代前期

弥生時代になって砂州の発達が進むが、砂丘間の低地は湿地である。富士山の活動も引き続き活発で、相模川河口は前進し、平塚方面から延びてきた砂州により河口部が閉塞し、砂礫の堆積が進む。西久保・円蔵付近に自然堤防が形成される。次第に自然堤防に囲まれた段丘上の微高地(弥生段丘)となっていく。下寺尾は内陸となる。



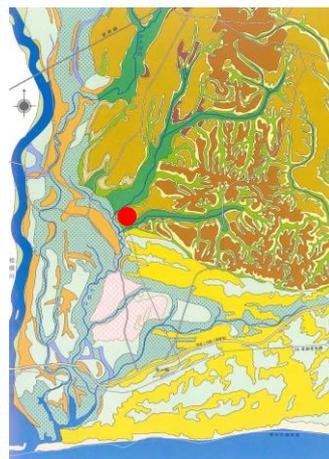
④ 弥生時代中後期～古墳時代前期

下寺尾西方遺跡の時期にあたる。約2000年前は日本の沿岸各地で砂州が発達した時期である。茅ヶ崎の砂州は東方の江ノ島に向かって直線的に延び、海岸線がほぼ現在の位置に固定された。西久保・円蔵の自然堤防に囲まれた微高地は弥生時代前期に離水し、低段丘状の地形となり、弥生時代中期頃から集落が立地するようになる。



⑤ 古墳時代中後期

下寺尾官衙遺跡群の成立時期に当たる。相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、西久保・円蔵よりもやや遅れて、今宿・下町屋の微高地も乾燥した土地となる。浜須賀1砂丘は成長を続け、標高10～15mの大規模砂丘となる。新しい砂丘は汐見台以東の海岸に形成される。



⑥ 奈良・平安時代～鎌倉時代

砂丘地帯の砂丘間低地は飛砂の堆積で乾燥し、相模川・小出川の湿地帯も旧河道を除き耕地化が進み乾燥した土地となる。しかし奈良・平安時代には現東海道上には湿地や沼地があり通行は困難であった。推定される古代東海道は乾燥した土地を通過している。北部の丘陵地帯と南部の砂丘地帯、相模川左岸の自然堤防(微高地)が茅ヶ崎市の地形の特色となる。

● 下寺尾西方遺跡の位置

図6 縄文時代から鎌倉時代までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市文化資料館 1999 上本進二・浅野哲也『茅ヶ崎低地の地形発達と遺跡形成』(文化資料館調査研究報告7)より引用・一部加筆

ウ 地質

北部丘陵は、箱根や富士山の活動期に火山灰や軽石が降下堆積し、通称、赤土と呼ばれる関東ローム層が砂礫層の上部を覆っている。赤羽根から芹沢にかけ約10m、北陵高校付近では15m程度の厚さが確認されている。ローム層の下部には、高座丘陵砂礫層や相模野礫層と呼ばれる砂礫層が堆積している。

沖積低地の上部では、自然堤防には腐植土、粘土、砂層が堆積し、後背湿地には粘土層が5～10m程度分布している。

砂丘地帯では、砂丘の高度が相模川西岸で6～9m、茅ヶ崎市で12m、藤沢市で25～32mと西側から東側に著しく高くなっている。砂層の厚さも4.5～16mと西から東に厚くなっている。

エ 気候

茅ヶ崎市の気候は年間を通じて比較的穏やかで、夏は涼しく冬は暖かい。明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地として発展した。平成21年(2009)の平均気温は16.8度、年間降水量は1,529mmとなっている。

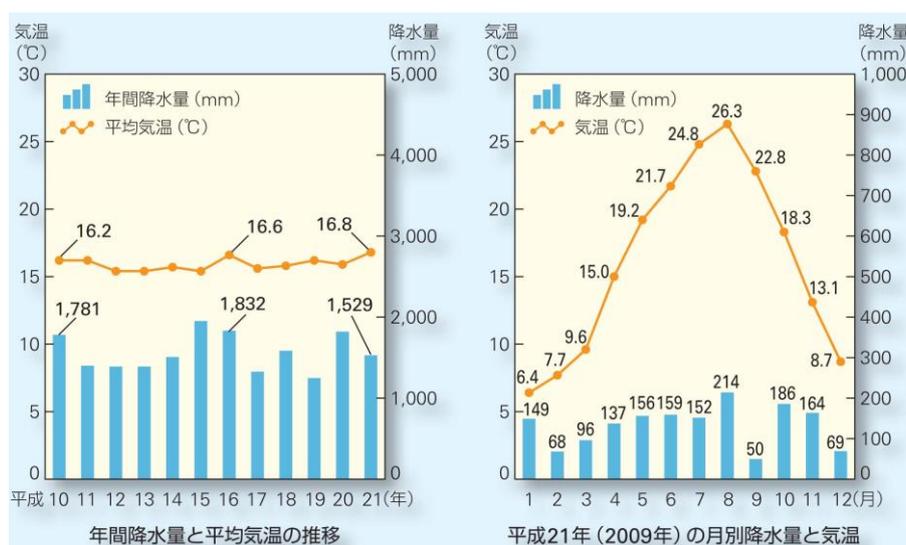


図7 茅ヶ崎市の気温と降水量

オ 植生

北部丘陵を特徴づけるのは谷戸環境で、斜面には二次林のクヌギーコナラ群集やスギ、ヒノキ、サワラの植林、谷戸低地には湿性草本群落・ハンノキ疎林、耕作地には草本群落などが見られる。かつて落葉樹の落ち葉は苗床やたい肥用に、クヌギ、オオシマザクラは薪や炭に利用されていたが、エネルギー革命以降は里山林の管理放棄が進行し、竹林が拡大している。史跡地周辺は小出川の中流域であるが、周囲には水田が広がっている。

市域を流れる河川の一つ、小出川の流域の西久保地域や萩園地域の氾濫原は、一部が田畑として耕作され、田畑の草本群落、水際にはヨシ、オギ、マコモなどの湿地性草本群落が見られる。相模川の河川敷には、草地と水害防備保安林が帯状に広がっている。

市の中心部市街地は、住宅地、工場地として利用されているので植生は乏しい。

南部の砂丘地帯は、造成、宅地化され、植栽されたクロマツは目立つが植生は乏しい。国道1号沿いに旧東海道の面影を残すクロマツの並木があり、鉄砲道沿いには街路樹が見られ、市街地の連続したみどりの景観を形成するうえで重要となっている。特に、中海岸や東海岸などの旧別荘地の住宅地にクロマツを主体としたみどり豊かなまちなみが見られる。本村や菱沼八王子神社には、自然植生の代表的な樹種であるタブノキの巨木があり、景観重要樹木に指定されている。これらが交差したり、平行したりしながらの「みどりのベルト」は北部丘陵と市街地、低地、海岸の砂丘へと緑地をつなげる重要な役割を果たしている。

国道134号沿いの海岸線は、防風林、砂防林としてクロマツ、トベラなどの樹木が植栽され带状に広がっている。砂防林は潮風や飛砂の害を防ぎ、住宅地や道路を守っている。砂丘砂や砂浜には、海岸の環境に適応したハマヒルガオやハマエンドウなどの海浜植物が見られる。



写真 1 竹類が侵入した行谷の樹林



写真 2 ハマヒルガオ



写真 3 海岸の砂防林



写真 4 国道1号沿いのクロマツ



写真 5 菱沼八王子神社のタブノキ

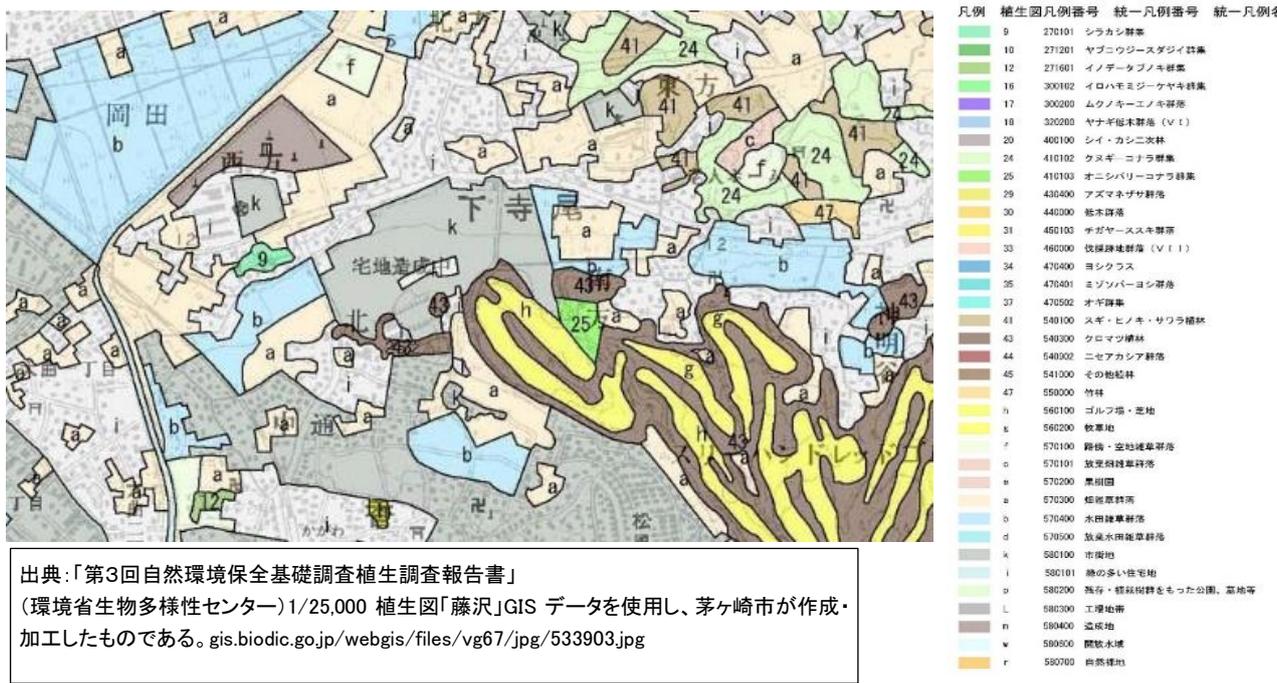


図 8 下寺尾周辺の植生図

(2) 社会的環境

ア 人口

平成 29 年 1 月 1 日現在の人口は 240,155 人、世帯数は 99,269 世帯となっている。また、人口推移では、一貫して増加傾向にあるが、増加率は徐々に鈍化し、平成 22 年には増加率 2.9%と微増の状況にあり成熟期を迎えている。

年齢別人口統計をみると、65 歳以上の人口構成比が 25.3%となっており、平成 17 年の国勢調査時の構成比が 18.3%であったことから、人口の高齢化、特に団塊の世代の高齢化が継続して進行している。

史跡が所在する下寺尾地区の人口は 1,352 人、近接するみずき地区には 3,204 人の住民が居住する。(住民基本台帳に基づく町別人口、平成 29 年 2 月現在)

表 1 年齢別人口統計調査

項目	総数	男	女	構成比
0 歳から 14 歳	32,486 人	16,495 人	15,991 人	13.6%
15 歳から 64 歳	146,244 人	73,363 人	72,881 人	61.3%
65 歳以上	59,977 人	26,512 人	33,465 人	25.1%
年齢不詳	770 人	512 人	258 人	—
合計	239,477 人	116,882 人	122,595 人	—
平均年齢	45.45 歳	44.25 歳	46.59 歳	—

平成 28 年 1 月 1 日現在

イ 交通・アクセス

鉄道は、J R東日本が運営する2路線（東海道本線、相模線）があり、東海道本線・相模線の茅ヶ崎駅と、相模線の北茅ヶ崎駅、香川駅の合計3駅が市内に位置している。東京駅までの所要時間は55分、横浜駅まで27分、新宿駅まで60分（湘南新宿ライン）、小田原駅まで30分である。また、市東部には東海道本線の辻堂駅（所在は藤沢市）が本市に隣接している。

史跡下寺尾官衙遺跡群へは、J R相模線香川駅より徒歩10分、寒川駅より徒歩15分である。

道路については、旧東海道に由来し東京都中央区を起点とし大阪府大阪市を終点とする国道1号が市中心部を東西に走り、海岸線には神奈川県横須賀市を起点とし同県中郡大磯町を終点とする国道134号が同じく東西に走っている。また国道1号のバイパスとして新湘南国道（バイパス）がある。県央部を南北に走る幹線道としては、首都圏中央連絡自動車道の一部を構成するさがみ縦貫道路が平成26年に全線開通し、新湘南国道（バイパス）と繋がった。

市内の道路全長は約690kmあり、全道路延長のうち90%が市道となっている。都市計画道路は、27路線、総延長約63kmが計画されており、平成26年度末で整備が完了している区間は約35kmである。史跡地の北側を東西方向に走る県道47号が、現在計画されている都市計画道路3・4・5東海岸寒川線と史跡地北東部で交差することとなっており、寒川町側や海岸部からの本史跡地へのアクセスが向上するものと期待できる。

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、市のコミュニティバスえぼし号がある。路線数は、茅ヶ崎駅を発着する路線が最も多く、茅ヶ崎市立病院にも多くに路線が乗り入れ、ターミナル機能を有している。史跡地付近では、神奈川中央交通の路線バス「湘南みずき循環」とコミュニティバスえぼし号の「北部循環市立病院線」が運行されており、史跡への最寄りバス停は両者とも「北陵高校入口」となっている。



図9 茅ヶ崎市近郊の交通網

ウ 土地利用

市域は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化調整区域に区分されている。その内訳は下記の通りである。下寺尾官衙遺跡群が所在する下寺尾地区は、市街化調整区域である。

表 2 茅ヶ崎市の区域区分

区域区分	面積	意義及び目的
市街化区域	2,221 ヘクタール (62.11%)	市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、「すでに市街地を形成している区域」とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」で構成される。
市街化調整区域	1,355 ヘクタール (37.89%)	市街化を抑制する区域。無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限している。

茅ヶ崎市HPより転載、平成 28 年 11 月 1 日現在)

土地利用では、住宅用地が 36.6%と最も多く、次いで農地が 15.5%、道路・鉄道用地が 10.8%となっており、都市的土地利用（市街地）の割合が高く、農地森林などの自然的土地利用の割合は低い。

地目では、宅地が最も多く 60.2%を占め、以下、農地（田・畑）19.0%、雑種地 13.8%、山林 6.9%、原野 0.2%となっている。

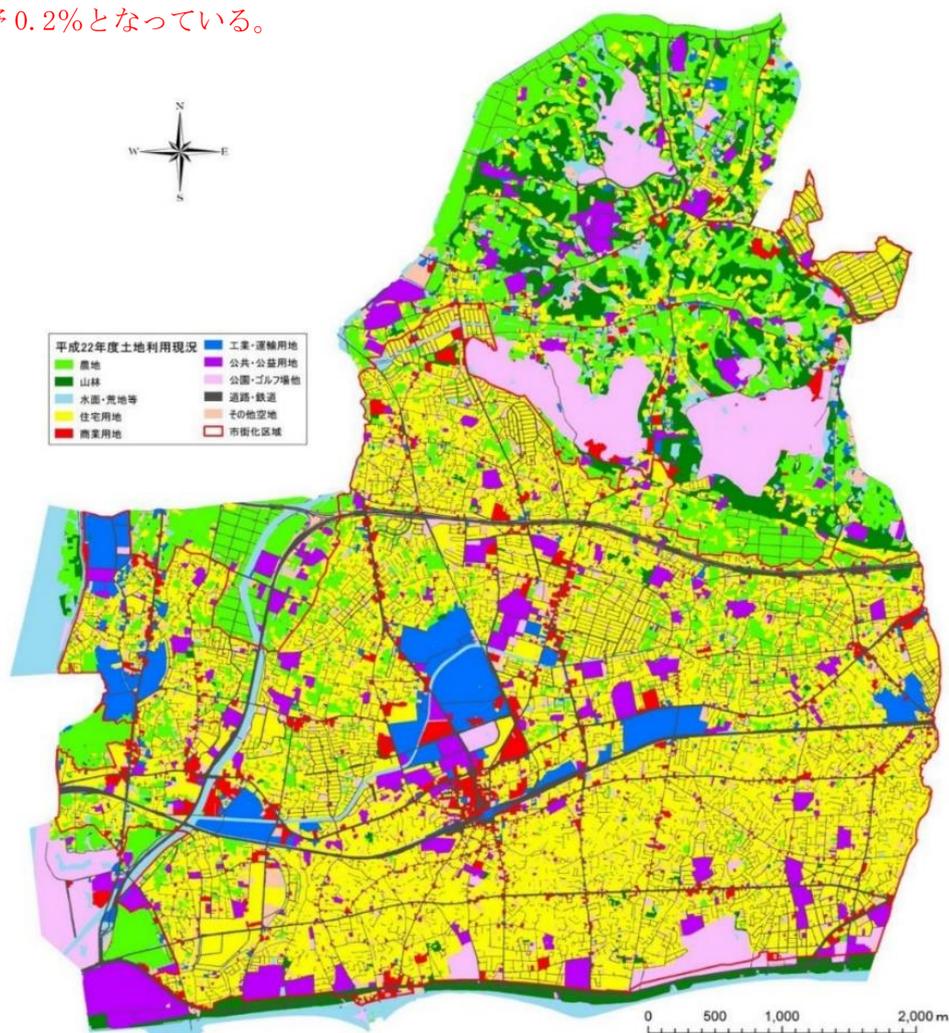


図 10 土地利用現況図 (平成 22 年茅ヶ崎市都市計画基礎調査より)

エ 産業

平成 22 年度の国政調査での産業別の就労人口の割合は、農・漁業等の一次産業従事者が 0.9%、建設業、製造業等の第二次産業従事者が 22.6%、卸売・小売業、サービス業等の第三次産業従事者が 71.8%、その他が 4.7%となっている。

農業については、都市近郊農業の特性である少量多品目の農産物が生産され、鮮度の高い農産物を、湘南・京浜地区という一大消費地へ供給している。野菜類は小松菜・ほうれん草・ねぎ・トマト・かぶ、花き類はスイートピー・シクラメン、果樹類は柿・梨・ぶどうである。

水産業については、地びき網、船びき網、刺網等による沿岸漁業が主で、水揚げされる主な魚種はシラス・アジ・サバ類である。漁業就労者は、全体としては高齢化が進んでいるが、こうした漁業情勢の変化を踏まえ、本市としては稚魚の放流事業や漁港背後地整備の促進により、漁業の振興と漁家経営の安定に努めている。

商工業については、地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、市内企業が安定した経営を行なえるように、関係団体・機関と連携し施策を実施している。

また、地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、効果的な情報発信と流通経路の確立を図っている。

表 3 民営の事業所数

産業分類	平成 26 年
全産業	6,767
農林漁業	13
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0
建設業	678
製造業	310
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	63
運輸業, 郵便業	84
卸売業, 小売業	1,527
金融業, 保険業	73
不動産業, 物品賃貸業	743
学術研究, 専門・技術サービス業	275
宿泊業, 飲食サービス業	916
生活関連サービス業, 娯楽業	687
教育, 学習支援業	323
医療, 福祉	747
複合サービス事業	26
サービス業(他に分類されないもの)	299

経済センサス - 基礎調査より転載

表 4 農家数

	総農家数	専業農家	兼業農家	自給的農家	農業就業人口	面積
2015 年 (平成 27 年)	603 戸	142 戸	200 戸	261 戸	705 人	26,200 アール

農林業センサス (茅ヶ崎市 HP—統計でみるちがさき—より)

オ 観光

茅ヶ崎市の最大の観光資源は、昔から「白砂青松」とうたわれた海岸であり、年間を通じて、海や砂浜を舞台にしたイベントが開催されている。

サザンビーチちがさきは、東に江ノ島、西に富士山を仰ぎ、沖合には烏帽子岩を望む絶好のロケーションで、毎年の海水浴シーズンには大勢の観光客を迎える。

7月の海の日には西浜海岸で「浜降祭」、8月には「サザンビーチちがさき花火大会」が催され、夏の風物詩として好評を博している。また、季節を問わずサーフィンやウインドサーフィンを楽しむ人々の姿が見られ、また地びき網や遊漁船での釣りを楽しむ家族連れや釣り客の姿を見ることが出来る。

一方、北部丘陵地帯には、豊かな自然や史跡があり、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森での遊びや、観光農園での果樹のもぎ取りなどが楽しまれている。

「浜降祭」や「サザンビーチちがさき花火大会」と並ぶ茅ヶ崎市の四大イベントの1つが、江戸時代の名奉行大岡越前守忠相公の遺徳を偲び毎年4月中・下旬に行われる「大岡越前祭」である。大岡家の菩提寺の浄見寺で行われる墓前法要をはじめ、越前行列等、多種多様な催し物が繰り広げられ、茅ヶ崎市の春の祭典として市内外の人々から親しまれている。



写真 4 大岡越前祭「越前行列」の様子

表 5 観光入込客数

区分	大岡越前祭	湘南祭	浜降祭	花火大会	海水浴
平成 22 年度	73,000	89,500	75,000	80,000	141,700
平成 23 年度	-	-	70,000	-	123,000
平成 24 年度	63,000	97,000	80,000	60,000	159,000
平成 25 年度	46,000	131,000	80,000	70,000	199,820
平成 26 年度	65,000	141,400	72,000	80,000	143,200
平成 27 年度	78,000	132,400	76,000	80,000	157,200

※平成 23 年度は、東日本大震災等の影響により大岡越前祭、湘南祭、花火大会は中止になりました

(単位：人)

資料：産業振興課

(茅ヶ崎市 HP—統計でみるちがさき—より)



「サザンビーチちがさき」と茅ヶ崎のシンボル「えぼし岩」、茅ヶ崎市特別観光大使の「えぼし麻呂」

写真 5 サザンビーチちがさき

(3) 歴史的環境

ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境

茅ヶ崎市は相模湾に面し、相模川という大河が流れる。その海岸線や河川などが作り出した自然環境と、市域での人々の暮らしや営みの変遷していく過程とは、切り離せない関係がある。

本章冒頭の「(1) 自然的環境 イ 地形」で前述した通り、茅ヶ崎市の地形の形成は、海進・海退や相模川の流れと大きく関わっている。縄文海進の約 6000 年前には、下寺尾の台地のすぐ下までが海であったため、縄文時代の人びとの暮らしはこの台地から続く丘陵上に営まれた。縄文時代中期から後期には、海退によって海岸線が南下し、加えて富士山の活発な火山活動から、溶岩や多量の土砂が相模川によって運ばれ、砂州や砂丘の発達を促した。市域東南部の赤羽根から菱沼一帯の砂丘部は、この頃から人間活動の場となった。弥生時代には、海岸線がほぼ現在の位置となり、相模川が形成した自然堤防に囲まれた微高地上に集落が営まれるようになる。

遺跡の立地条件と遺跡の性格、その時代の人びとの暮らしは、密接に関連していることが分かる。以下、その点に注目して、歴史的環境の変化を追ってみる。

イ 旧石器時代

茅ヶ崎市北部の小出地域は、高座丘陵と呼ばれる丘陵上にあり、平均 1 m の厚さで表土（黒土）が覆い、その下には赤土層が最高で数 10m 堆積している。この一帯の赤土層には石が存在しないが、昭和 55 年(1980)に下寺尾と堤の境にある椎ノ木坂の崖面の赤土層からこぶし大の石が発見され、旧石器時代（18000 年前頃）に人為的に石が持ち込まれた遺跡として注目された。

平成 7 年度に実施された財団法人かながわ考古学財団による椎ノ木坂の送水管工事に伴う堤・仲ノ谷遺跡なかのやとと諏訪谷 A 遺跡すわやとの調査では、槍先や小刀として使われたと思われるナイフ型石器をはじめとした小型石器類、川原石や焼けて割れた礫、黒曜石片が出土し、この時代特有の生活跡を初めて明らかにした。また石のかけらが多く出土したことから、当地で石器の製作がなされたことが明らかになった。長谷 B 遺跡は、縄文時代早期の遺跡であるが、黒土層の下部に厚く堆積する赤土層の上部から自然の礫れき（石）が 2 個発見され、旧石器時代後期（18000 年前）の遺跡でもあることが判明した。

また、この時代の終末に属すると思われる尖頭器（槍形石器）が、堤の杉山原遺跡や文教大学のある行谷遺跡なめがや、芹沢の台田遺跡などで発見されている。木の葉形のきれいな槍形石器は世界的にも共通して同様な形のものが見られるが、小出地域でもナウマン象やオオツノジカなどを狩猟して歩く旧石器時代人たちの面影を偲ぶことができる。

史跡下寺尾西方遺跡が所在する西方遺跡からもソフトローム層から黒曜石製の使用痕がある剥片が出土している。

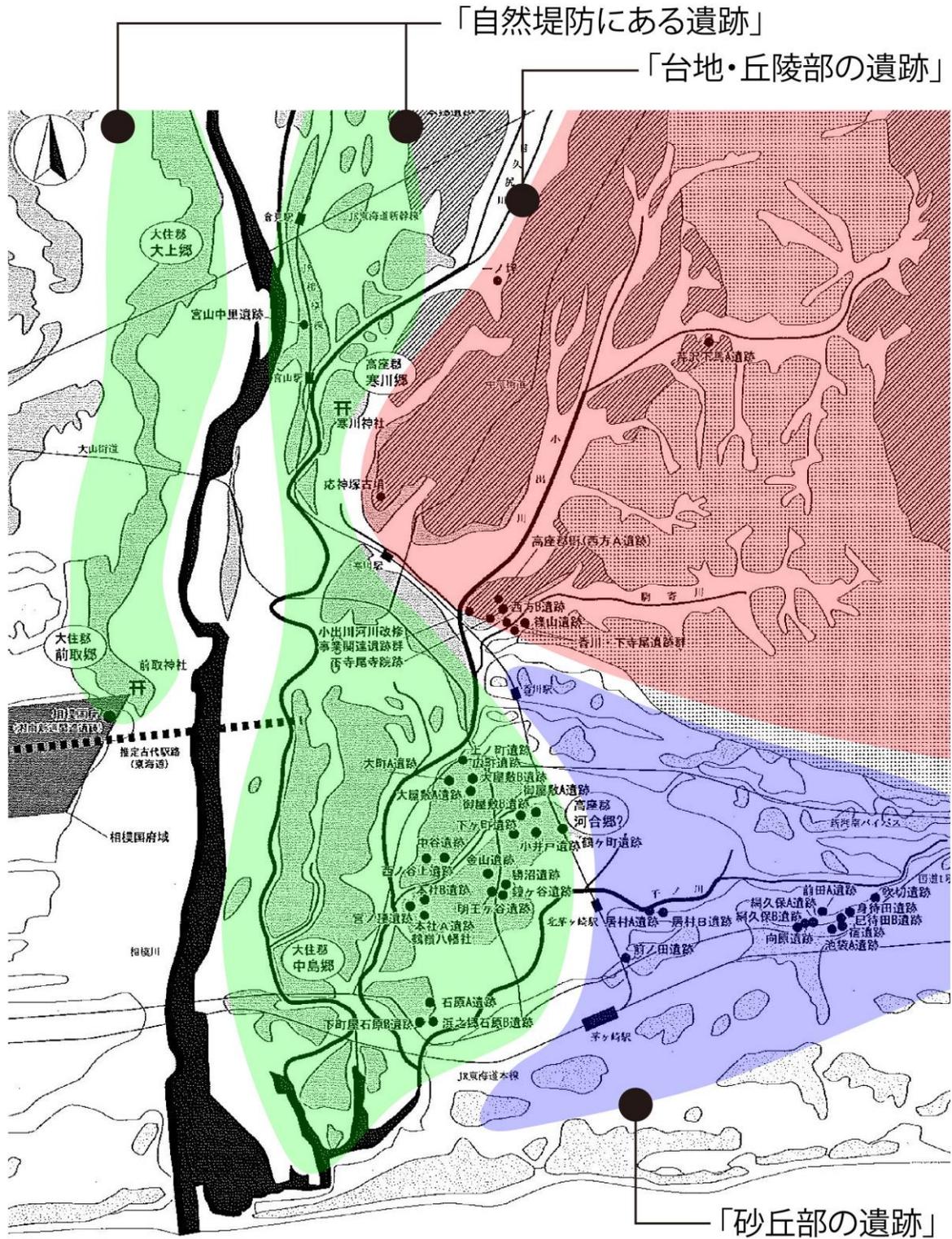


図 11 下寺尾遺跡群を中心とした古代の地理的・歴史的環境図

(平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡群を考える」発表要旨集

依田亮一・高橋香「小出川河川改修事業関連遺跡群の調査成果」より引用・一部加筆)

ウ 縄文時代

約 12000 年前の縄文時代草創期には、世界最古の土器とされる縄文土器が日本の各地で作られ、使用されたことが分かっている。人類の誇るべき発明の一つといえる土器は、その後の人類の食生活や生活用具に多大な影響を与えた。約 10000 年前頃、極寒の氷河期は終わりを告げ、気候は急速に温暖化へと進んでいった。活発だった火山活動も減少し、落ち着いた自然環境が整い始め、荒涼とした台地の景色は徐々に緑を増し、林や草原の草木の繁茂に合わせ、動物たちの活発な行動が見られるようになった。

神奈川県内の相模野台地は、有数の縄文時代草創期の遺跡が密集する地域であるが、茅ヶ崎市域では同時期の遺跡は確認されていない。

縄文時代早期—移動から定住へ

縄文時代早期前半（8000～10000 年前）に使用された土器は、底の尖った小型のものが多く文様も簡素であった。定住のムラを営むことは行われず、移動生活が主体であったと思われる。本市では、芹沢の臼久保 A 遺跡や行谷の行谷遺跡、甘沼の長谷 B 遺跡、下寺尾の西方遺跡などで早期の土器が発見されている。今のところ、この時期の竪穴住居跡は発見されていないが、長谷 B 遺跡では、屋外に長楕円形の穴を掘って火をたいた跡である「炉穴」が多数見つかかり、縄文時代早期後半（7000～8000 年前）は定住生活ではなく、キャンプのような短期的な簡易の宿営地を転々としていた生活の痕跡と考えられる。また「炉穴」群の近くにある尾根筋や斜面には落とし穴が多数掘られていて、落とし穴による狩猟も盛んに行われていたことが知られる。

縄文時代前期—縄文海進と西方貝塚

縄文時代早期後半に一部出現した土器の平底化は、前期（7000～5000 年前）になってほぼ確立する。平底化とともに大きな土器も見られ、定住生活の一般化がうかがえる。土器の形も多様化し、煮炊き用以外の器種も使用され始めた。また様々な文様が土器の表面に施され、縄文人の精神生活が豊かになってきたことを感じさせる。また屋内に炉をもつ竪穴住居が一般化して、地域に根差したムラが社会構成の単位になった。この頃、地球は最も温暖化し、その影響で海水面が上昇した（縄文海進）。本市では、香川・甘沼・赤羽根辺りまでが海であったと考えられる。

昭和 38 年（1963）に下寺尾で調査された貝塚は、縄文時代前期（約 6000 年前）の「西方貝塚」として広く知られている。その調査で、1 軒の竪穴住居跡が発見された。今のところ本市で最も古い住居跡で、縄文時代前期の住居形態の研究に重要な役割を果たしてきた。小規模な貝塚であるが、縄文時代の社会や自然環境を示唆する多くの興味深い資料を得ることができた。縄文時代前期の人々は、定住してムラを営んでおり、飲料水が得られる谷戸に面した台地の平らな面が縄文人に好まれたようである。台地の縁辺に竪穴住居を構え、中央に共有の広場を持つ構造がみられるようになり、その後の縄文時代のムラの基本形となった。

海退の時代へ

縄文海進にみる地球温暖化は最高期を迎え、その後寒冷化が進むとともに海水面が下がり、砂底が露出し始めた。波と風は砂丘を形成し、新たな陸地を広げていった。下寺尾の低地に立地す

る七堂伽藍跡では縄文時代前期（6000年前）の黒浜式、^{もろいそ}諸磯式という、砂丘地帯では最古の土器が発見されている。これは、前期後半には新たな砂丘地形が形成され、縄文人は台地から新たな土地に進出して活動し始めたことを意味する。時代が進むにつれて低地への広がりが認められ、下寺尾の台地から下寺尾の低地、香川へと砂丘地形が広がっていったことを知ることができる。

縄文時代中期—高まる縄文文化

市の東部では、赤羽根の新湘南バイパス付近の砂丘遺跡である二図B遺跡と六図D遺跡で、縄文時代中期から後期（4000年～3500年前）にかけての土器片が出土しており、赤羽根地域の砂丘地形の発達と土地利用の開始の時期を知ることができる。

芹沢の大久保C遺跡と大久保D遺跡の調査では、縄文時代中期（約4500年～4000年前）のムラの一部が発見された。尾根から突き出た舌状台地に存在する両遺跡では、竪穴住居跡が共に10数軒発見され、それらに囲まれるように多数の小穴群や貯蔵穴あるいは墓と思われる^{どこう}土坑群が確認された。このように墓地が設けられていることは、縄文人の一生がムラの中で完結していたことをうかがい知ることができる。また、このムラの竪穴住居の入り口部には、完形または半完形の^{かめ}甕が埋設されているものが多い。胎盤などを埋葬した甕を踏み歩くことで、子どもの成長などを願う^{うめがめ}「埋甕」の風習があったと考えられ、特に神奈川県一帯で活動していた縄文人たちの共通した行為であった。このような遺構から、縄文人たちの家族への深い思いや絆を感じることができ、これらが縄文社会の発展を支えた理由の一つかもしれない。

縄文時代後期の貝塚

後期（3500年前）になると、堤貝塚をはじめ行谷貝塚、丸山貝塚、久保山貝塚の四貝塚が知られている。堤貝塚は、駒寄川上流の谷（堤坂下付近）に突き出した標高30数メートルの台地上にある縄文時代後期（約3500年前）の遺跡である。堤貝塚は、規模が大きく保存状態も良好な貝層が残っている神奈川県でも有数の貝塚として、平成4年（1992）に県指定史跡となった。出土品としては、朝顔形の深鉢型土器が堤貝塚のシンボリックな土器として著名である。堤貝塚の他、竪穴住居跡群や土坑墓、敷石住居の跡と思われる扁平な石の並びが露出した遺構や土偶が発見された行谷貝塚、土器や骨角器などとともに、竪穴住居跡、人骨が残った墓坑などが発掘された丸山貝塚、ダンバイキサゴやヤマトシジ



写真 6 堤貝塚出土の深鉢型土器

ミなどの貝がらとともに注口土器や深鉢形土器をはじめとした土器が足の踏み場もないような散乱状態で出土した久保山貝塚、の四貝塚である。これらの貝塚を残した大規模なムラが、台地（丘陵）一帯に一定の距離を置いて存在している。貝塚は相模湾岸では非常に少ないため、その中に包含された自然遺物は非常に重要な資料であるとともに、遺構や遺物からは、当時の人々の生活や埋葬方法、風習のみならず、精神文化や美意識までも感じることができ、縄文時代のこの地域の歴史を紐解く資料としても貴重性を有している。

縄文時代晩期－弥生時代の萌芽

海水面の低下と海岸線の南下（海退）はさらに続き、縄文時代の終わり頃までに、少なくとも現在のJR東海道線辺りまで砂丘地形が広がっていたことが分かってきた。本村の居村遺跡では、縄文時代晩期（2500年～2100年前）の終わり頃の土器が出土した。また、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所の南側に隣接する南谷原遺跡では、黒曜石製の石鎌や黒曜石の剥片が出土したことから、この遺跡で石器を作成していたと考えられている。縄文時代晩期の遺跡は、今のところ本村地域に限られているが、この時期に移り変わる弥生文化との接点を持つ人々が存在した可能性が高く、関東地方の弥生時代の始まりを解明する上でも非常に注目される。

Ⅰ 弥生時代

弥生時代初期の様相

これまで茅ヶ崎市周辺では、縄文時代晩期から弥生時代初頭の遺跡の発見例に乏しかったが、近年になり低地部の砂丘地帯に立地する本村の居村B遺跡で、砂丘間凹地の調査区より晩期終末の浮線文土器でも古手の資料が少量出土している。最近では、さらに海岸寄りのJR茅ヶ崎駅に隣接した石神遺跡（第3次調査）より、この時代の特徴を示す土器がややまとまって出土した。このような相模湾沿岸部の砂丘地帯における縄文時代終末/弥生時代初頭期（約2500年前）の遺跡の分布は、数少ないながらも藤沢市や小田原市でも確認されており、沿岸部の砂丘間凹地に形成された低湿地を利用して、小規模な集団が初期的な農耕を行っていたことも想定される。

上記の遺跡は、いずれも継続性がない遺跡であり、続く弥生時代前期末から中期前半にかけては、沿岸部、内陸部ともに茅ヶ崎市内では遺跡は全く発見されていないが、これは相模川左岸域の他の地域の状況と共通する。近年、海老名市の相模川自然堤防上で、相模川左岸では初めて弥生時代中期中頃の遺跡が確認された。今後、茅ヶ崎市内でも同様の立地から遺跡が発見される可能性がある（なお、市史には菱沼の身待田遺跡で「須和田式土器」が出土したとされる記述がある）。

弥生文化の展開－西方遺跡の形成と発展

下寺尾遺跡群を構成する西方遺跡において、弥生時代中期後半（約2000年前）でも古い段階の資料が出土している。西方遺跡は見晴らしの良い台地上に立地し、環濠が巡り、拠点性が明らか点でもそれまでとは性格が基本的に異なる本格的な弥生集落である。弥生時代中期後半の古い集落は、低地を望む台地端に近い西寄りのエリアに形成されたものと想定されるが、現状では、湘南地域全体でも最古級の弥生時代環濠集落と評価されよう。

西方遺跡は、弥生時代中期後半でも新しい段階になると、集落の範囲を東側に著しく拡大する。これは、古い段階では環濠の東辺が現在の北陵高校敷地のほぼ中央で確認されていることに対して、新段階では東側の高校敷地外で確認されており、東へ一挙に約150mも拡大したことになり、集落の急激な発展を窺わせる。この拡大した環濠集落の面積は5万㎡以上と推定され、南関東地域でも最大級の規模となる。高校校庭部分の発掘調査では、この新しい時期の集落を構成する竪穴住居が数多く発見され、当時としては貴重な板状鉄斧や碧玉製大型勾玉の未製品も出土してい

る。卓越した集落規模に加え、出土品の点でも地域における中核をなす拠点集落であることは明らかである。

この弥生時代中期後半には、南部砂丘地帯の小和田の宿遺跡や居村A遺跡で集落が確認されており、後者では環濠も検出されている。また、北部丘陵の末端に立地する芹沢の臼久保遺跡でも小規模な集落（西方遺跡の分村か？）が確認されており、市内全域ではないが、水稻農耕に適した低地をひかえた地形に集落が形成されるようになる。

弥生時代後期における変化－西方以後の茅ヶ崎

西方遺跡を含めて弥生時代中期後半に繁栄した集落は、いずれも中期末に急激に衰退し、後期初頭には継続しない。これは、相模地方に共通して認められる不思議とも思える現象だが、その直後に東海地方西部（愛知県東部～静岡県西部）の特徴を持つ土器が出土する遺跡が相模川沿いの各所に出現する。あたかも弥生時代後期前半における彼の地からの集団の移住を想像させる事象と言える。代表的な遺跡は、茅ヶ崎市の北方に所在する国史跡の綾瀬市神崎遺跡であるが、茅ヶ崎市内では香川の篠山遺跡が挙げられる。この遺跡は、西方遺跡の南西500m、駒寄川を挟んだ対岸の丘陵上に立地する。西方遺跡の立地する台地上では、弥生時代後期の集落は確認されていないが、台地下の低地では小出川河川改修に伴う発掘調査により発見された旧河道より後期前半の東海系土器が出土している。

その後、弥生時代後期後半には、臼久保遺跡で規模の大きな環濠集落が形成されるなど、土器の在地色が濃厚になるとともに、再び遺跡が増加してくる。特に円蔵の小井戸遺跡、小和田の宿遺跡、松林の四冨遺跡、西久保の上ノ町遺跡、大屋敷B遺跡、大町B遺跡など、低地部の自然堤防上、砂丘上にも後期終末から古墳時代前期にかけて集落の進出が顕著になる。特に大町B遺跡では、木製品が出土し、杭列など水田に関する遺構が確認された。なお、同遺跡や宿遺跡では、弥生時代終末～古墳前期面上部の土層堆積状況から、古墳時代後期までの間における大規模な河川の氾濫による洪水の発生が想定されている。

オ 古墳時代

弥生時代に続く3世紀中頃から7世紀にかけて、各地で古墳の造営が流行したことから、この時代を古墳時代と呼んでいる。土を盛り上げた高塚の古墳は、本市域では、堤の十二天古墳群と本村の石神古墳（茅ヶ崎駅構内）が知られている。

十二天古墳群は、県指定史跡の堤貝塚から小さな谷を隔てた東の尾根に造られた2基の古墳からなっている。長さ約30mの前方後方墳と直径約20mの円墳であると推定される。こういった古墳はヤマト王権が当地域にも政治的な影響をもっていたことを裏付けるものであり、古代社会を考える上で重要な遺跡といえることができるが、現在は山林の中にひっそりと並んでいる。石神古墳は前方後円墳の可能性を持ち、大正15年(1926)の相模線工事の際に、約8m

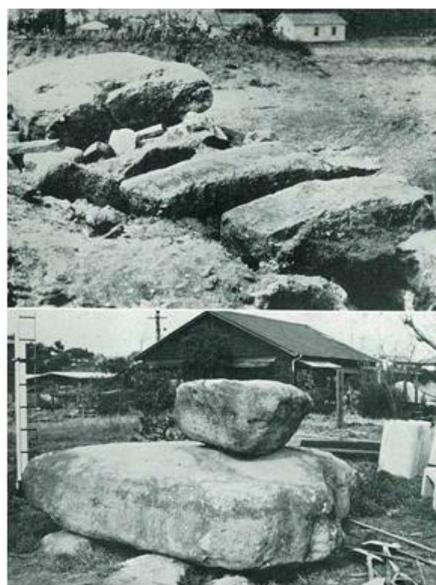


写真 7 石神古墳

の長さの横穴式石室が確認されていることから、かなり大きな古墳であると考えられる。しかしながら墳丘は消滅し、現在は地下に埋もれている。JR茅ヶ崎駅構内の東海道線と相模線の線路に挟まれた辺りに、凝灰岩の巨石2個が横たわっていて、これがかつての石神古墳の石室の一部であると考えられる。堤の十二天古墳群も本村の石神古墳も古墳時代後期の造営とされている。

横穴墓

古墳時代後期には、造営に多大な労力を要する高塚の古墳とは異なり、自然の崖面に横穴を掘って墓室を築造した横穴墓（横穴古墳）も造られるようになり、茅ヶ崎の丘陵でも多数発見されている。特に香川から甘沼、赤羽根にかけて続く台地と低地の境をなす崖面には、非常に多くの横穴墓群が発見されている。これらは比較的狭い地域の有力者が葬られたものと考えられ、香川ではゴルフ場の南斜面にある篠谷横穴群、テニスクラブの崖面にある篠山横穴群が有名である。また、甘沼では八幡神社周辺の甘沼水道山横穴群、甘沼横穴群、玉林寺裏横穴群、そして赤羽根では宝積寺脇横穴群が知られている。また平成14年(2002)10月には、芹沢字大久保の調査で3基の横穴墓が新たに発見され、大久保横穴群と名付けられた。このような小さな谷に面した斜面に横穴墓が発見されたので、今後丘陵地の他の谷でも発見される可能性が高いと考えられる。これらの横穴墓の存在は、葬られた人が治めていた集落が近くにあることを示すものであり、当時の社会構成を考える上で、大きな役割を担っている。

横穴墓からも多くの貴重な副葬品と考えられる遺物が出土する。先述の篠谷横穴群のうち古いものからは、酒や水などを供える須恵器の壺・甕・瓶類、首飾りに使われた勾玉・水晶製の切子玉・ガラス製の丸玉や小玉、そして金銅環（耳飾り）などの装飾品が出土した。須恵器は、朝鮮半島からの渡来人によって伝えられた新しい技法、「窯焼き」と「ろくろ形成」の器で、従来の土器よりはるかに堅く、均一性の高い美しい器であった。この須恵器が現代の陶器の原型となるものであるが、須恵器は一般の集落ではあまり使われていなかったとみられ、古墳に副葬されることが多かった。また、直刀、鉄製の鏃といった武具や馬具なども出土したことから、この地域の有力な人々が、権威を示すものとして埋納していたことがわかる。

古墳時代の調査

古墳時代の集落跡についても調査が行われている。台地上では西方遺跡、臼久保B遺跡など、南部の低地では砂丘地帯の赤羽根二回遺跡、石神遺跡、南谷原遺跡、さらに自然堤防地帯では、宮ノ腰遺跡、上ノ町遺跡などで発見され、次第にその実態が明らかになっている。

ヤマトタケルの伝説がある腰掛神社から北側の尾根先端部に所在する下場A遺跡からは、古墳時代後期から奈良時代の堅穴住居跡が発見され、この住居跡の1軒から現代のベルトのバックルにあたる金属製の腰帯具が出土している。また、整然と並んだ高床式と考えられる掘立柱建物跡が発見された。掘立柱建物跡のうちの1軒は、廂付き掘立柱建物と呼ばれる大型の建物跡で、建物の周囲に回廊のような構造があったと考えられている。廂付き建物をはじめ整然と並んだ建物群や帯金具の存在は非常に珍しいものであることから、この遺跡は約1300年前頃に営まれた何らかの公的な施設の可能性が考えられ、下寺尾の高座郡家（郡衙）に関連を持つ芹沢地域の役所の存在が想定される。下寺尾官衙遺跡群の高座郡家も奈良時代の直前である飛鳥時代に造営が開始されている。

古墳から仏教寺院へ

古墳時代終末期は政治文化の面から飛鳥時代とも言われる。古墳が、横穴式石室や横穴墓の出現で、ただ一人のための墓から一族の墓へ、被葬者も有力豪族から有力農民にまで普及したことがわかり、古墳造営が権力を誇示するという本来の意味を失っていった。また大化改新（646年）のなかで民衆の負担を軽減するため薄葬令が規定されて、葬礼の簡素化などとともに古墳の造営が制限されたことから、次第に古墳は造られなくなり、7世紀頃には姿を消した。こういった背景をもとに、6世紀に朝鮮半島から伝来した仏教が、飛鳥時代（6世紀末から8世紀初頭）に朝廷による保護を受けて発展し、飛鳥（現、奈良県明日香村）を中心に仏教文化が起こった。天武天皇は律令を基盤とする中央集権体制を打ち出し、加えて仏教をその政治形態に組み入れた。天武14年(685)には、諸国に寺院を建立し仏像、經典を置き、礼拝供養せよとの詔を発した。これまで古墳が権力の象徴であったが、寺院や仏像がそれにとって代わった。都で流行した氏族による寺院造営はまたたく間に地方に伝わり、地方の有力豪族は、新しい信仰対象として寺院を建立した。下寺尾廃寺は、飛鳥時代にこの地域に勢力をもつ有力豪族（郡司）が建立した氏寺の性格もあったと考えられ、初期寺院に位置付けられる。

カ 奈良時代

律令制の展開

今から約1300年前の和銅3年(710)、奈良に平城京が置かれ、律令制に基づく中央集権国家体制が確立した。律令制は公地公民制を原則とし、全国を畿内・七道の行政区に分け、その下に地方行政組織として国・郡・里（後に「郷」）を設けて国司・郡司・里長を置いた。国司が国に赴任し政務を行う施設を国衙、国衙の所在する行政区域を国府、郡の役所を郡家といった。

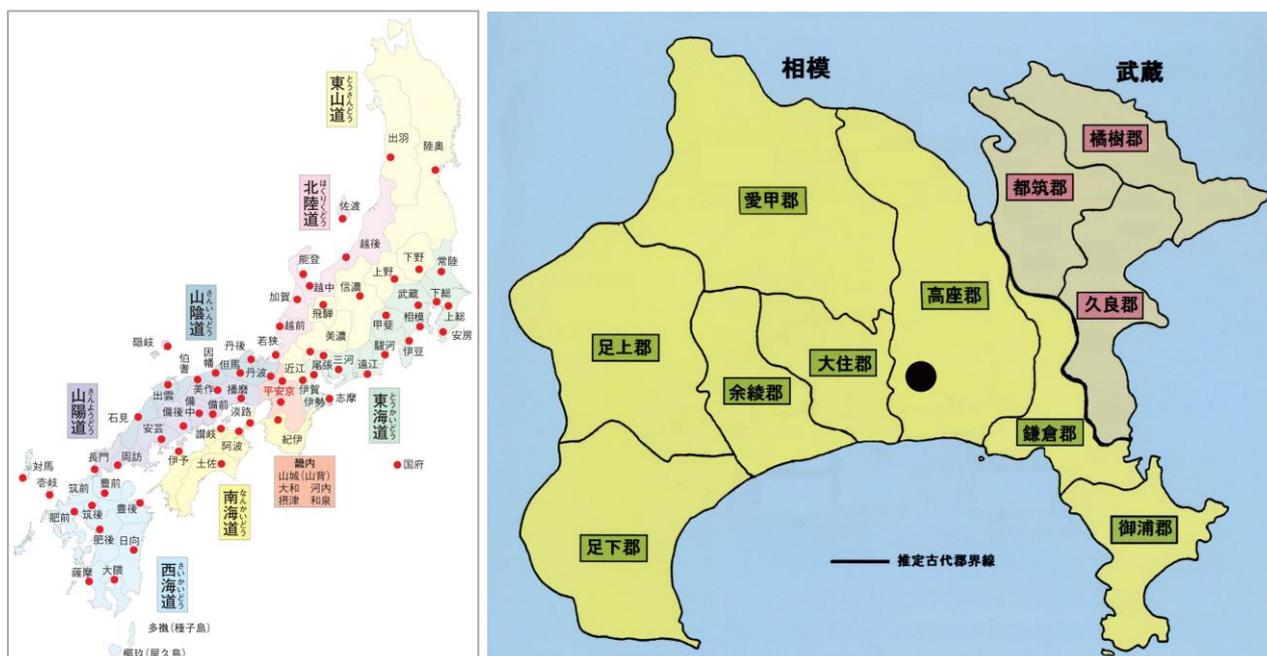


図12 古代の日本と相模国の八郡

(藤沢市2015『大地に刻まれた藤沢の歴史V～古代～』より転載・一部加筆)

国司は中央の貴族のなかから任命され、中央集権的な地方支配が行われたが、前代の国造の系譜を引く地方豪族が郡司となって勢力をもっていたため、国司は郡司の協力を得て政治を行った。人々は戸籍によって田を国から支給される一方、租・庸・調などの税や労役の負担を担った。

市域では奈良時代から平安時代の遺跡が 139 か所も確認されており、遺跡での調査例が増加することにより、次第に状況が明らかになってきている。なかでも南部の低地部分での遺跡数がこの時代に多くなっていて、低地の開発が進んできたことがうかがえる。

相模国と高座郡

神奈川県のうち、川崎市や横浜市の大部分が武蔵国南部にあたるのに対し、市域をはじめとするそのほかは相模国に属した。当時相模国には足上郡、足下郡、余綾郡、大住郡、愛甲郡、高座郡、鎌倉郡、御浦郡の 8 郡があった。

現在の茅ヶ崎市はそのうちの高座郡に位置しているが、およそ 9 世紀の状況を示している『和名類聚抄』では「高座」は「太加久良」と読まれており、当時は「たかくら」と呼ばれていた。郷は 50 戸から形成され、高座郡は美濃郷、伊参郷、有鹿郷、深見郷、高座郷、渭堤郷、寒川郷、塩田郷、駅家郷、二実郷、岡本郷、土甘郷、河会郷、大庭郷の諸郷からなっていた。その位置や大きさなどから相模国の中心的な郡のひとつであったことがわかる。

高座郡家と下寺尾廃寺

平成 14 年(2002)の夏、下寺尾の北陵高校グラウンドから発見された大規模な建物跡の柱穴等の古代遺構は、西暦 700 年前後に成立した高座郡家と推定された。グラウンドの南西部からは政務を執り行う郡庁が発見され、グラウンドの北西部では 4 棟の高床式の倉庫(正倉)群と東西方向に広がる長大な建物があった。

このうち大規模な掘立柱建物群は、一般的な集落遺跡には見られない貴重なものである。特に



写真 8 下寺尾官衙遺跡群航空写真

郡庁や正倉とともに、隣接地には同時期の古代寺院である下寺尾廃寺が現在も良好な状態で保存され、その重要性をさらに高めていることから、全国的にも注目されている。下寺尾地区では、古くから寺院跡の存在が言われ注目されていたが、その後の調査で相模国において最古級の瓦の出土する古代寺院の様相が明らかになってきている。さらに、低地に関する集落についても多くの地点でその資料が蓄積されつつあり、古代集落の様相が明らかになってきた。

相模国府

相模国の国府所在地は、『和名類聚抄』には国府は「大住郡」とあり、12 世紀中頃成立の『伊呂波字類抄』には「余綾郡」とある。その国府の候補地として大住郡内(現、平塚市)、余綾郡内(現、大磯町)、国分寺のあった海老名市域、小田原市にある千代廃寺跡近辺の 4 カ所があがっていて、これらの地のあいだを移転したとみる 3 遷説や 2 遷説も唱えられ、論争をよんでいた。

そうしたところ、平塚市内の真土・四之宮地区で昭和 50 年代以降の調査によって、文字を記した墨書土器や当時の高級品である緑釉陶器・灰釉陶器、金属製品など、一般集落とは様相の異なる遺物が発見された。さらに平成 16 年(2004)、湘南新道の建設に伴う発掘調査において、東西に

向かいあう奈良時代前半の大型の^{ひさしつきほったてばしらたてもの}廂付掘立柱建物2棟が発見された。それらは廂付き建物として現在のところ相模国最大であることや、大型の鍛冶工房が発見されその規模や構造から国衙の官営工房とみられることなどから、国府所在地を示す重要な証拠となった。

この廂付掘立柱建物の建設年代から、国府は当初から大住郡（平塚市）に存在していた可能性が高まっている。下寺尾官衙遺跡群が機能した時代の国府は、相模川下流域の右岸である大住郡内のこの平塚市域に存在したものと考えられる。

相模国分寺・国分尼寺

奈良時代の天平13年(741)、聖武天皇は、度重なる飢饉や疫病の流行、有力貴族が起こした内乱など不安定な政治状況から、国内を仏教の力で安定させ、人々の幸福を願うことを目的として「国分寺建立の詔」を発した。これにより全国に国分僧寺・国分尼寺が造られることになった。相模国でもこの詔を受けて、現在の海老名市域（高座郡内）に国分二寺が建立された。

通常、国分寺は国府に近接して建立されるが、相模国分寺の創建当時、国府は平塚市域にあったと考えられるので、当初から国府と離れた地に建てられたということになる。これは、相模国造の末裔で大住・高座両郡司層となる壬生氏の拠点^こが、交通の要衝でもある海老名市域であったためという見方が出されている。

相模国分寺跡（僧寺）は、海老名駅の東側約500mの台地上にあり、大正10年(1921)に全国の国分寺跡としては初めて国の史跡に指定された。これまでの発掘調査の成果によって、^{がらんはいち}伽藍配置は、東側に^{こんどう}金堂、西側に塔、北側中心部に^{こうどう}講堂を配し、周囲を中門・回廊で囲む「法隆寺式」の配置をとっており、国分寺としては大変珍しい配置として知られている。金堂跡、講堂跡には高さ1m程の^{きだん}基壇上に^{そせき}礎石が現存し、塔跡は現在整備され、当時の基壇の様子が復元されている。このほか中門・回廊跡、僧坊跡も復元がなされている。

国分尼寺跡は、国分寺の北側約500mのところ^こに所在し、平成9年(1997)に国の史跡に指定された。伽藍配置は国分寺とは異なり、中央に金堂を配し、講堂・中門・回廊で囲む一般的に「国分寺式」と呼ばれるものである。金堂跡では高さ1mほどの基壇上に礎石が16個残っていた。講堂跡については基壇や礎石はなく、詳細は不明である。

下寺尾官衙遺跡群と古代交通網

東海道、東山道、山陰道、山陽道などの七道は、諸国を結ぶ道（駅路）であるとともに、古代の地方行政区画でもあった。現在、平塚市の構之内遺跡や東中原E遺跡などで古代の道路跡が発見されており、古代の東海道ではないかといわれている。また『日本書紀』や『古事記』のヤマトタケルの東征記事などから、相模国内の古代東海道の様相を知ることができる。初期の東海道は横須賀市の走水から東京湾を渡り房総半島の上総国へ達していた。ヤマトタケルとオトタチバナヒメの伝説として知られる記事が記紀で語られている。

しかし、奈良時代の終わり頃の宝亀2年(771)に、それまで東山道に属していた武蔵国が東海道へと編入され、東海道の経路が相模―上総―下総から、相模―武蔵―下総と変更された。それにともない宝亀2年以降の東海道は、大住国府（平塚市）を経て、相模川を渡り、高座郡家のある下寺尾官衙遺跡群の西側を通り、相模国分寺に通じ、北は武蔵国府（東京都府中市）や奥州（東北地方）にまで達していたと考えられる。このように下寺尾官衙遺跡群は古代の主要交通路に近接し、中央政府の動向や政治情勢、文化状況などと密接に関っていたのである。

下寺尾の台地上は見晴らしがよく、現在でも水はけに優れていて、川の氾濫などの災害から安全という住みやすい環境である。当時も高座郡を治める役所を建設するには格好の立地であったのであろう。加えて相模川支流の小出川を利用して人や物を運搬できたことも、この地が高座郡の中心地として選ばれた大きな理由のひとつと考えられる。



古代東海道が大住国府（平塚市四之宮）の南側を通って相模川を渡り、すぐ北上して下寺尾の西を通過し、相模国分寺（海老名市浜田）に達した。その先は奥州古道で下野・上野国へ。

また現平塚市中原から大住国府を通り、武蔵国橋樹郡家へ続く古道もあり、現在は中原街道と呼ばれている。

相模湾沿いに鎌倉郡家を経て現横須賀市走水から海路をとって、上総国へのルートもあった。

図 13 古代交通網

藤沢市教育委員会 1997『神奈川の古代道』（博物館建設準備調査報告書第3集）より引用・一部加筆
（平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡群を考える」基調報告より転載）

キ 平安時代

新たな社会状況

延暦 13 年(794)に桓武天皇が平安京に遷都して始まる平安時代には、律令体制が行き詰まりをみせ、再建のための改革が行われた。そのひとつとして税収の確保をはかるため国司(受領)の権限が強化され、各郡にあった正倉の管理も国司が行うようになった。それまでは有力地方豪族が郡司を世襲し任にあっていたが、国司が郡司を任命する権限をもつようになり、郡司の裁量が縮小され、それにともない郡家が縮小、消滅していった。

信仰の面では密教が盛んになった。中国から空海や最澄によって伝えられた密教は、加持祈祷によって現世利益を求め、平安時代中期に仏教の主流となってゆく。また私度僧と言われる正式に得度していない僧や大きな寺(官寺)に属さない^{ひじり}聖と呼ばれる僧が現れた。9世紀後半には武蔵国や相模国は大地震にみまわれ、相模国分寺は地震とその後の火災により焼失したという記録があることから、下寺尾廃寺にも大きな影響があった可能性が考えられる。

土地の支配においても大きな転換期であった。奈良時代半ば頃に農地の増加を計るために策定された開墾計画によって、中央貴族や大寺院、地方の富豪(田堵^{たと})により開墾された私有地(初期荘園)が畿内を中心に出現し増加していった。

本村居村遺跡出土木簡

この時期の市域の重要な遺跡に本村の居村遺跡がある。住居などの建物施設が造られた小高い砂丘部分(A遺跡)と、最近まで水田耕作が行われていた湿地部分(B遺跡)に分かれている。昭和 63 年(1988)からの発掘調査で、本村の海前寺の西にある居村B遺跡から奈良・平安時代の多くの遺物とともに6点の木簡(文字が墨書きされた板)が出土した。

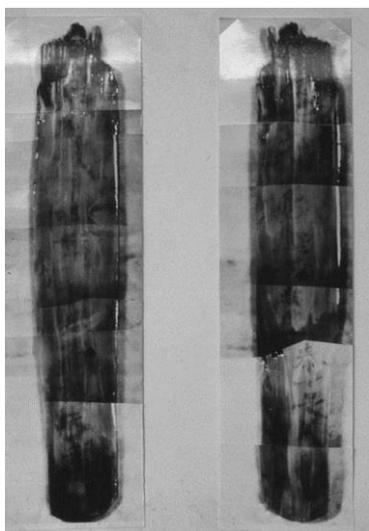


写真 9 本村居村遺跡出土木簡

昭和 63 年に発見された2点のうち、2号木簡は「放生」という仏教行事に関する行政指示文書であり、裏には「飛鳥部」「春(日)部」の人名が記されていた。平成 6 年(1994)には染色関係の用語などがメモ風に記された^{あかねおけ}「茜槽」木簡が発見された。平成 24 年(2012)発見の4号木簡は、公的行事での飲食物の配分を記した帳簿と見られ、「貞観」という9世紀後半の元号をはじめ「市田殿」「吉成殿」などの人名や「勾村」「秋村」などの村名が記されていた。

木簡の出土は大変珍しく、本遺跡ではどの地点を調査しても遺構・遺物の密度が高い。しかも発見された6点の木簡の内容からは、居村遺跡が何らかの古代の公的行事に関わっていることが伺える。これらの木簡は、平成 27 年 6 月 1 日に市指定重要文化財に指定された。

ク 中世

荘園の形成と武士

地方の有力農民（田堵）は、盛んに土地を開発し領主に成長するなか、国司の圧力からのがれるため自らの私領を名目的に有力貴族や寺社に寄進するようになり、摂関家や大寺院などの荘園領主が大きな勢力を築いた。そこで延久元年(1069)に後三条天皇は国政改革を掲げて荘園整理を強力に行ったのだが、そこで認められた荘園は安定するようになり、平安時代後期の院政期には、荘園はますます拡大していった。

いっぽう 9 世紀半ばから東北地方・関東地方では武士が勢力を築くようになっていた。長元 3 年(1030)、源氏の頼義は上総で反乱をおこした平忠常の鎮圧に向かったが、その際に市域の^{ふところ}懐島郷矢畑に京都の石清水八幡宮を勧請して、懐島八幡宮を創建したと伝えられている。市内の円蔵、西久保、矢畑、浜之郷一帯を懐島郷と呼ぶ。

頼義は前九年の合戦（1055 年～）の際にも戦勝祈願をし、相模の武士を引き連れて反乱を鎮圧すると、鎌倉の由比郷に懐島八幡宮を勧請し、由比若宮（のちの鶴岡八幡宮）を創建したことから、懐島八幡宮は鎌倉由比若宮の旧社であって、本社宮と改称したとも伝えるが、確証はない。

頼義の子源義家は、後三年の合戦（1083 年～）に際して懐島八幡宮に祈願し勝利したことから、寛治 3 年(1089)に所領を寄進して懐島郷に隣接する浜之郷に現在の鶴嶺八幡宮を創建したといわれ、境内の大イチョウは義家が戦勝祈願のために手植えをしたものとも伝えられ、県の天然記念物の指定を受けている。

懐島八幡宮は、現在、本社宮と呼ばれ、鶴嶺八幡宮の境外摂社となつてはいるが、『吾妻鏡』は頼義により石清水八幡宮が鎌倉に勧請され鶴岡八幡宮となつたと記しており、後に鶴岡八幡宮が勧請されて鶴嶺八幡宮が形成されたのであろう。



写真 10 鶴嶺八幡宮の大イチョウ

大庭御厨の成立

後三年の合戦に従軍した鎌倉権五郎景正（景政）は、相模の「聞こえ高き兵」であって、合戦の場で右目を射られても突進して奮戦すると、三浦為次がその矢を抜こうとして景政の顔に足をかけようとしたところから、怒った景政に刀で下から突き刺されかけたという逸話が残る。この景政が合戦後の長治元年(1104)に相模川から現在の茅ヶ崎市・寒川町・藤沢市にまたがる一帯を国衙に申請して開発を行い、永久 5 年(1117)に伊勢神宮に寄進し^{おおばのみくりや}大庭御厨とした。伊勢神宮に供える神饌を調達する神領として、伊勢神宮の保護を受けることとしたのである。

景政の孫・景忠はここを支配して大庭氏を名乗るが、その大庭御厨に天養元年(1144)に二回にわたり武士が乱入し、95 町の田の稲を刈り取り、荘官の私財雑物を奪い取るという事件が起きた。事件の背後には上総の豪族の上総氏の庇護を得て育った、義家の孫為義の嫡子義朝がいた。義朝は東国に下って房総半島で成長し、相模の三浦氏に迎えられ、鎌倉の亀谷に館を築くと、三浦氏などを大庭御厨に乱入させたのである。

この事件を契機に大庭景義・景親兄弟は源義朝に従うようになり、保元の乱では都で源為朝と戦っている。そのうちの景義（景能）は御厨内の懐島に館を構えていた。懐島は相模川下流に位置し、小出川や千ノ川などの低湿地帯に囲まれた自然の要塞であり、相模川の渡渉地として交通の要衝でもあった。

鎌倉幕府と大庭景義

源頼朝は、治承4年(1180)に東国武士団を糾合して、鎌倉に幕府を開き武家政権の基礎をつくった。頼朝に従った大庭景義は大庭御厨の本領を安堵され、鎌倉幕府成立後は幕府古老の御家人として重用され、奥州の藤原氏との合戦に朝廷から宣旨が出ないで悩む頼朝に出陣を促したこともあった。

現在の円蔵神明大神宮（神明神社）は、景義が懐島館の鬼門除けとして伊勢神宮を勧進して建立したものとわれ、神社の辺り一帯が景義の館であったと伝えられる。神社のそばの畑には空堀の跡とされる窪地が最近まで見られた。現在、社殿裏には懐島館址碑と景義の像が建てられている。

国の重要文化財に指定されている銅造阿弥陀三尊立像（西久保所在の宝生寺蔵）は、善光寺式の阿弥陀如来立像（高さ58.3cm）で、観音、勢至の両脇侍をそなえる優品だが、懐島郷を領していた大庭景義の持仏という伝承がある。「鶴嶺八幡宮別当勝福寺縁起」は、景義が鶴嶺八幡宮を再興して大仏殿、三重塔を建立したという。なお景義は鎌倉の鶴岡八幡宮の造営奉行を行っている。

景義の弟大庭景親は頼朝挙兵の際に平家方となり、源氏が勝利したことによって捕らえられ処刑されてしまうが、その本拠は藤沢市に所在する大庭城の近くと伝えられている。



写真11 銅造阿弥陀三尊立像
（宝生寺蔵）

旧相模川橋脚

懐島郷から近い下町屋で大正12年(1923)の関東大震災時に「旧相模川橋脚」が出現した。中世初期の面影を伝える貴重な遺構であり、建久9年(1198)12月27日、源頼朝の重臣稲毛重成が亡き妻（北条政子の妹）の供養のために架けた橋と考証されて、大正15年に国の史跡に指定され保存された。『吾妻鏡』は、頼朝が相模川にかけた橋の竣工式の帰りに落馬し、その怪我がもとで翌年に亡くなったとしている。

出現した橋脚はヒノキの丸材で、最大のものは周囲2m・直径60cmほど、その間隔から橋幅は約7mと推定され、全国的にも珍しい大橋である。平成13年(2001)から実施された保存整備に伴う調査では、橋脚の詳細が確認された他、新たに橋脚の北側から関連する大きな土留め遺構が発見され、同19年2月6日に国史跡の追加指定を受けた。

また、地震によって生じた液状化現象の痕跡も確認され、橋脚の出現状況が関東大震災の地震の在り方を



写真12 旧相模川橋脚 出現時の様子

残す遺産としても高く評価され、同 24 年度には国の天然記念物の指定も受けた。液状化現象としては全国初の国指定である。

このように懐島郷や旧相模川橋脚の存在からは、当時の相模川が現在よりもだいぶ東側を流れていたことが判明した。相模川は、中世には相模河・鮎河・馬入川などと称されていたことが記録に残る。文治3年(1188)に頼朝が 300 騎の随兵を率いて二所詣（箱根大権現・伊豆山大権現）をした際には、三浦義澄の担当で相模川に浮橋を構えている。浮橋とは、流れが速く橋を架けにくい川の水面にいかだや多くの舟を浮かべ、その上に板を渡した仮橋であり、相模川には本格的な架橋はされていなかったのだが、建久9年に稲毛重成により架橋されたと考えられる。

橋は実朝の時代になって痛んだことから修復が考えられたが、橋供養の直後に頼朝が亡くなったことから不吉とされた。しかし実朝は庶民の便を考え修復するように命じており、おそらく見つかった橋脚はこの時のものであろう。実朝は相模川に遊んで「夕月夜さすや川瀬のみなれ棹 なれてもうとき波の音かな」の歌を詠み、小川法印忠快に六字河臨法という祈祷を行わせるなど、相模川をこよなく愛していた。

街道の整備と支配

東国武士の動きが広がるなか、市域では様々な道が発達した。幕府が成立してから、鎌倉と各地を結ぶ鎌倉道が整備された。鎌倉幕府は京と鎌倉を結ぶ往還において、各所の地頭に宿を整備させており、東海道は当市域を通過しているので大庭氏が整備にあたったのであろう。建久元年(1190)、頼朝は上洛に際し懐島に宿泊したが、おそらく景義の館に泊ったものと考えられる。

その東海道の整備にあたった景義の死後、嫡男景兼が懐島を支配したが、建保元年(1213)の和田合戦で失脚してからは、幕府の奉行人である二階堂氏、北条一門の大仏氏おさらぎなど幕府の要人の所領となり、建武の新政期、室町幕府の時代には足利氏が懐島を領するなど、この地は重要な地として認識されていた。

鎌倉幕府の滅亡期には北条高時の嫡子邦時が懐島で殺されており、足利尊氏が北条時行の率いる鎌倉北条氏の残党と戦った中先代の乱では相模川で合戦があつて、三浦持明が懐島の浦で自害しているなど、相模川周辺は京・鎌倉往還の難所であるとともに、交通の要衝であったことがわかる。大庭御厨全体は大庭氏が没落した後、領主は変わりながら存続してゆき、鎌倉時代末期には 13 の郷が存在しており、相模国最大の御厨であった。

鶴嶺八幡宮は室町時代になっても関東支配の拠点である鎌倉府の祈願所となり、その別当寺である懐島勝福寺光明院は、鎌倉公方の足利氏満が父基氏の菩提所となしている。ただかつて 12 の別当（坊）があつたといわれる鶴嶺八幡宮も、現在ではその存在を明らかにするものがほとんど残されていない。

中世の当市域で特徴的な歴史資料に板碑がある。板碑は関東の鎌倉文化圏で特に多く見られる供養塔で、鎌倉武士や在地の人々によって造られた。永仁3年(1295)から応永14年(1407)の約百年間に集中しており、そのほとんどが東海道や大山街道、鎌倉古道に接する地に分布する。阿弥陀信仰に関係した、鎌倉を中心とした在地の人々による新しい社会の到来を物語っている。

戦国時代の茅ヶ崎

京での応仁の乱(1467)に先立って、関東では戦乱がおきていた。16世紀後半の大庭御厨では結城氏、上杉氏、香川氏、板倉氏などの武士の間で所領の争奪があったが、応仁の乱を経ると関東は内乱状態となり、各地ではげしい戦いが展開した。

そうしたなかで明応4年(1495)、北条早雲(伊勢宗瑞)が小田原城を奪取し、永正9年(1512)に鎌倉入りして玉縄城(鎌倉市)を築城したが、永正16年(1519)に早雲が子菊寿丸に譲った所領に「ひしぬま」「ちかさき」の名が見える。後北条氏の家臣の知行所を書き上げた『小田原衆所領役帳』によれば、当市域では後北条氏の家臣16名が知行地を有しており、その知行地は下町屋、萩曾弥、茅ヶ崎、菱沼、菱沼新田、菱沼内鶴田、室田、赤羽弥、甘沼、香川、堤、行谷、芹沢で、玉縄城の支配下に置かれていた。

しかし永禄3年(1560)、越後の長尾景虎(上杉謙信)が関東平野に進出し、翌年3月には相模川を渡って後北条氏の小田原城に迫っており、また永禄12年(1569)には甲斐の武田信玄が藤沢・茅ヶ崎を経て相模川を渡り、小田原城下に攻め入っている。これらによって市域も戦火にまきこまれ多くの損害を負ったものと考えられる。

現在の龍前院参道と鶴嶺八幡宮の横大門とが接する辺りで実施された本社A遺跡の発掘調査によれば、戦国時代(16世紀)の土木工事の遺構から、多数の墓石である宝篋印塔ほうきょういんとうや五輪塔の石が二次利用されていることが確認されている。このことはそれまでの住人の墓地の破壊を意味しており、戦国時代後半に大きな政治的変動があったことを物語っている。

西久保の上ノ町遺跡では、武家屋敷と推定される遺構群が発見され、御屋敷遺跡、金山遺跡などでは居館跡を窺わせる堀や建物址が確認されるなど、市全域においてこの時期の遺跡が多数見つかっており、現在につながる地域の基盤ができていたことがうかがえる。この後、江戸時代(近世)にかけてほぼ現在の茅ヶ崎が形づくられたものと考えられる。

ケ 近世

茅ヶ崎市域に23の村が成立

天正18年(1590)、後北条氏は豊臣秀吉の小田原攻めにより滅亡し、秀吉から関東への領地替えを命じられた徳川家康は、後北条氏の故地である関八州を与えられ、同年8月に江戸入りした。これにより当市域も徳川家家臣の支配下に入った。

家康は家臣に俸禄として土地を支給する知行割を行うとともに、新たな領国の土地と人を把握し経済的な基礎を確立するために検地を行ったが、その検地をもとに集落と耕地の関係が整理され、村の境界が定められ、村落の範囲が定められた。これによって市域には23の村が生まれた。これらの村は新田開発や新たな経済活動を通じて成長し、17世紀の間に検地が行われ、そこで確定された村高は、幕末までほぼ一定することになったが、それとともに村の境界争いや水利・漁業権をめぐる争いも生まれた。

村の領主

村々の領主（地頭）は、幕府直轄領の場合は代官、そのほかは徳川将軍家直属の家臣（旗本）であった。天正 19 年(1591)に下寺尾村の領主の旗本の松平忠政には「東郡下寺尾のうち三百石」が与えられ、ほかに下寺尾御村には永井、笥の二氏の知行地もあった



写真 13 大岡家累代の菩提寺浄見寺と一族 13 代の墓所

が、これは相給といって村を何人かの地頭に与えられたことによるものである。松平忠政の孫重継はのちに昇進して大坂町奉行となり、村内の曹洞宗寺院である白峰寺を菩提寺とした。

堤村を本領としたのは大岡家で、三河国にいた頃からの家康の家臣であった大岡忠政は、堤村を天正 19 年(1591) 5 月 3 日に与えられた。忠政は関東に移って堤村に住まいを構えていたことが、『相模国風土記稿』に「大岡氏陣屋跡、浄見寺の東南にあり、忠政、当村を賜わりし後ここに土着し、後江戸に移住す」とあってわかる。慶長 16 年(1611)に菩提寺として窓月山浄見寺を村内に建立している。

その大岡家の 5 代目が江戸町奉行となった越前守忠相である。浄見寺山門左の一段高いところに並ぶ一族 13 代の墓所は市指定の史跡となり、寺林と墓所の脇に立つオハツキイチョウは県天然記念物に指定され、さらに室町時代作とみられる弁才天坐像は県重要文化財の指定を受けている。

東海道と茅ヶ崎

家康は関ヶ原合戦の後の慶長 6 年(1601)、東海道の整備に入り、江戸の日本橋から京都の三条大橋間に宿場を設定したことで東海道五十三次が成立する。慶長 9 年(1604)には並木の植樹と一里塚の構築を命じており、市域には今もその跡が残る。文化 3 年(1806)に江戸幕府が作成した『東海道分間延絵図』を見ると、沿道に菱沼村、小和田村、茅ヶ崎村、浜之郷村、下町谷（屋）村、今宿村、中島村があり、牡丹餅立場、一里塚、南湖立場、姥ヶ嶋（姥島）などが描かれている。



写真 14 東海道松並木

江戸時代の茅ヶ崎は藤沢宿と平塚宿の間にあつて、間の宿といわれ、また宿場以外で旅人が休む所は立場や立場茶屋といわれた。国道 1 号線沿いの茶屋町の地名は（現在の南湖一丁目周辺）「茅ヶ崎地内字南湖立場」に基づいている。藤沢から次の宿場・平塚へ向かう旅人は、相模川が増水して渡れない時などには、ここで休んだという。

江戸時代後期の文人、太田南畝は享和元年(1801) 2 月、脇本陣である江戸屋に泊まり、シコイワシのなますと、ショウロ（きのこ）の吸い物を食べ、大変うまいものであったと書いている。

東海道を江戸から京へ下る場合、富士山が進行方向の左手に見えるのがまれなことから、「左富士」は景勝地になっていた。茶屋町から下町屋方面

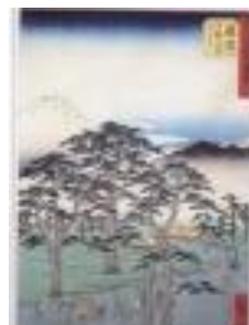


写真 15 歌川広重「南期(湖)の松原左不二」

に向かう鳥井戸橋付近からは千ノ川の下流の先に富士山が見えており、この辺りが「南湖の左富士」と呼ばれた名所である。浮世絵師の歌川広重は『東海道五十三次名所図会』に「南期（湖）の松原左り不二」を描いている。平成6年にこの鳥井戸橋脇に記念碑が建立された。

相模川水運と藤間家

相模川の河口にある柳島村は、相模川水運と海上交通の接点であり、相模平野の年貢米は当初、須賀湊（平塚市、現在の平塚漁港）から江戸へ独占的に水運で輸送されていたが、江戸の発展や経済的な成長による流通量の増大によって、元禄4年(1691)に柳島村の柳島湊にも廻船業の許可が下りた。

対岸の須賀湊とともに年貢米や相模川を下ってきた物資の集散輸送の役割を担い、舟運の基地として相模湾水運の一翼を担うこととなった。これにともない須賀村が負担していた馬入（相模川）の渡船役を柳島村も負担した。この柳島湊を母港として大々的に商いを行っていたのが藤間家で、代々名主を務め、家業として廻船問屋を営んだ。

13代目の藤間柳庵とうまりゆうあんは享和元年(1801)に生まれ、9歳のころから書を習い、11歳から学問を始め、江戸に出て学んだという。名主を務め、家業の廻船業では観音丸・不動丸などを所有し、江戸はおろか北は仙台、石巻、西は遠州灘、熊野灘から遠く瀬戸内海にまで活躍し、「文人名主」と呼ばれた。

柳庵は激動の明治維新前後にあつて、内憂外患の破乱の世相を庶民の目で記録した『太平年表録』を著している。この記録は嘉永6年(1853)2月2日の小田原大地震で初編がはじまり、明治5年(1872)までの7編からなる。嘉永6年と翌年のペリー来航時は浦賀に出かけて観察し、安政2年(1855)10月の安政大地震時には自ら見聞した江戸市中の克明な被害状況を記すなど、史料として貴重である。

藤間家は近世の社会情勢を語る重要な文書資料や、廻船商ならではの民俗資料を多数所蔵し、広大な藤間家屋敷地の地中には江戸時代以前の遺物類が包含されている。

鉄砲場の設置

享保13年(1728)、享保の改革の一環として、鉄砲方役人の銃術鍛練の場として、柳島村（相模川河口）から片瀬村までの海岸に、相州砲術調練場（鉄砲場）が設置された。伊豆韮山の代官である江川氏がこの地域の直轄領の代官として経営にあたったが、演習時の役人への宿泊接待、力役労働、警備、伝馬などの夫役を村民が担うこととなり、大きな負担となった。

またその地をめぐるは松林の伐採や新田開発などで度々紛争が起き、なかでも鉄砲方役人の佐々木卯之助の下で行われていた新田開発をめぐる、天保3年(1832)に検地が行われた結果、卯之助は遠島処分を受け青ヶ島に流罪となる事件が起きた。卯之助が村人を助けて動いたことから処分の憂き目にあつたのであろう。

現在、柳島海岸から中海岸、東海岸、平和学園に至る道筋の海寄りに鉄砲道と呼ばれる道筋があつて、この道のいわれの一つに鉄砲場の中を縫っていた道という意味があるが、柳島記念館の絵図にはもっと海岸寄りに鉄砲場が描かれている。なお佐々木卯之助の追悼の碑が明治31年(1898)に建てられ、今は鉄砲道に存在する。

近世の文化財

天正 18 年(1590)の小田原北条氏の滅亡後、荒れていた八幡社を朝恵上人が再興し、慶安 3 年(1650)に参道の四百二十間に松を植えたという。これが今に残る鶴嶺八幡宮の参道及び参道松並木で、参道は市指定文化財、松並木は市天然記念物となっている。鶴嶺八幡宮に関わる調査では、現参道下から古参道や木製鳥居が発見されており、さらに社殿に近い部分では旧池跡などが確認されている。

民家建築として旧三橋家住宅・旧和田家住宅が幕末の農家建築の様式をよく残している。このうち旧三橋家住宅は文政 10 年(1827)に香川村の三橋伊右衛門が自宅として建築したもので、この時の事情は記録に残されている。昭和 48 年(1973)に移築されて市の指定文化財に指定され、民俗資料館として一般公開されている。

寒川神社の浜降祭は昭和 36 年(1961)に県の無形民俗文化財に指定されている。浜降祭の起源は、天保 9 年(1838)に寒川神社の神輿が大磯の国府祭に参加しての帰りに相模川に落ちてしまい、茅ヶ崎海岸の村々で捜索した結果、発見されたことがあり、それ以来、神輿が浜に渡御するようになったという。ただ、諸国の一宮では夜明けに禊のために海に渡御する祭礼が多くあるので、もっと早くから行われていたであろう。

18 世紀後半からは大磯の^{しぎたつあん}嶋立庵や藤沢の^{ゆぎょうじ}遊行寺を中心とする俳諧の活動が盛んになった。この時期、この地が湘南文化圏を形成してゆくことになるが、その背景には町人や百姓が自らの職業に自覚を持つようになり、経済的余裕も生まれたからである。その文芸を支えたのが教育であって、手習所(寺子屋)が多く生まれている。それを主催したひとりが旧和田家住宅の和田篤太郎で、自宅の一室を教場として周囲の子らに読み書きそろばんを教えた。

石造物と信仰

茅ヶ崎市内には、江戸時代から現代にかけて作られた石仏約 1200 体が確認されている。特に小出地区に多く、承応 4 年(1655)に造られたものから昭和に至るまでに 250 基の石仏と石像物がある。

庚申塔は市域に 90 基を超え、そのうちの 6 基が市指定重要文化財になっている。円蔵の輪光寺塔は市内でもっとも古く、約 1m の高さの塔に三猿が浮き彫りになっており、全国的に見ても三猿が庚申塔に最初に彫られた例として貴重であって、昭和 44 年(1969)に市指定文化財となった。甘沼八幡大神境内の承応 3 年(1654)塔、行谷金山神社の承応 4 年(1655)塔、十間坂神明



写真 16 旧和田家住宅



写真 17 旧三橋家住宅



写真 18 浜降祭の「みそぎ」の様子



写真 19 輪光寺の庚申塔

宮の明暦4年(1658)塔の三基は、石塔や民間信仰史の研究にとって価値が非常に高く、平成18年(2006)、県の有形民俗文化財に指定された。

また、江戸時代になって庶民に流行した大山信仰により建てられた碑や灯籠等が市内に4基残り、霊山として知られる大山への信仰を知る重要な資料となっている。

コ 近現代

町から市へ

茅ヶ崎の村々は、明治元年(1868)に神奈川県の所管となり、同22年(1889)の市制・町村制の施行によって江戸時代の23ヵ村が茅ヶ崎村、鶴嶺村、松林村、小出村に生まれ変わり、次いで同41年(1908)に小出村を除く3ヵ村が合併して茅ヶ崎町となった。

当時の茅ヶ崎は湘南の一農村地帯で、全国的にも無名の存在であったが、明治31年(1898)の茅ヶ崎駅開業を機に、温暖な気候に基づく別荘地・保養地としての発展がはじまった。高田畹安たかたこうあんにより同32年(1899)に設立された結核療養所「南湖院」は全国から多くの患者を集め、同41年(1908)には国木田独歩が入院し、最期の容体が新聞に連日報道され、茅ヶ崎の名が広く世に知られる契機となった。

昭和に入り、町は発展してゆき、終戦直後の昭和22年(1947)10月1日、神奈川県下では8番目の市として単独市制を施行し、市勢発展の第一歩を踏み出した。同30年(1955)4月5日には、小出村との分村合併によって現在の市域が定まり、都市基盤も徐々に整備された。

その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景として急激な都市化が進み、平成元年(1989)12月には県下で7番目の20万都市になり、平成15年(2003)には特例市に移行した。

近代の遺産

茅ヶ崎の海岸に面した砂丘上にたたずむ茅ヶ崎館は、創業が明治22年(1889)の老舗旅館である。明治時代の終わりから大正、昭和にかけて、茅ヶ崎のこの一帯が別荘地や保養地として発展する中で海水浴場としても知られるようになり、多くの海水浴客が訪れたが、茅ヶ崎館はこれらの海水浴客向け旅館として創業された。

現在の建物のうち、数寄屋風の意匠が特徴とされる「浴室棟」をはじめ「広間棟」「中二階棟」「長屋棟」の4棟については、大正15年(1926)頃の建築がそのまま残されていることから、平成21年(2009)1月に国の有形文化財に登録された。

昭和初期の建造物である藤間家住宅主屋(非公開)も国の有形文化財に登録されているが、これは昭和7年(1932)の建築で、和洋の意匠を対比的に採用した西村伊作設計の近代住宅である。

旧南湖院第一病舎は平成30年3月に登録された明治32年の建築で、療養地として著名な湘南で希少な明治期の結核病棟として評価を受けた。南湖院は医師高田畹安が開設



写真 20 藤間家住宅

し、大正期には第11病舎までが建築され、東洋一の結核療養施設と謳われた。

旧氷室家住宅主屋は平成30年11月に登録された昭和10年の建築で、建物西側は板敷の洋室を中心とした開放的な造りとし、東側は床の間を配した和室や緩やかな勾配の軒などの和風意匠としている。洋室と和室の間には段差を利用した通気口が設けられており、通風に配慮した工夫が見られる。三井不動産の元副社長氷室捷爾（ひむろしょうじ）・花子夫妻の庭園と共に市に寄贈され、茅ヶ崎市氷室椿庭園の一部として外観が公開されている

サ 茅ヶ崎市の文化財

文化財は、人間の文化的活動や生活から生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。

茅ヶ崎市には、現在、「史跡下寺尾西方遺跡」を含めて国指定文化財5件、県指定文化財9件、市指定文化財31件、国登録有形文化財4件が認定されている。建造物や美術工芸品などの有形文化財のほか、「茅ヶ崎海岸浜降祭」といった無形民俗文化財も県指定を受け、保護されている。詳細は次ページの表のとおりである。



写真 21 保存整備後の旧相模川橋脚

表 6 茅ヶ崎市の文化財一覧

国指定文化財					4件
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	史跡	旧相模川橋脚	大正15年10月20日	下町屋1-551-2	
2	天然記念物	旧相模川橋脚	平成25年3月27日	"	
3	重要文化財	宝生寺の銅造阿弥陀三尊立像	昭和34年6月27日	西久保546	
4	史跡	下寺尾官衙遺跡群	平成27年3月10日	下寺尾字西方	
5	"	下寺尾西方遺跡	平成31年2月26日	"	

県指定文化財					9件
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	天然記念物	浄見寺のオハツキキチョウ	昭和36年3月14日	堤4330	
2	"	鶴嶺八幡のイチョウ	昭和37年10月2日	浜之郷462	
3	重要文化財	浄見寺の銅造弁才天坐像	昭和41年10月25日	堤4317	
4	天然記念物	浄見寺の寺林	昭和42年7月21日	堤4318外	
5	無形民族文化財	茅ヶ崎海岸浜降祭	昭和53年6月23日	南湖・西浜海岸	
6	史跡	堤貝塚	平成4年2月14日	堤2719-2	
7	有形民族文化財	八幡大神の庚申塔(承応3年)	平成18年2月14日	甘沼292	
8	"	金山神社の庚申塔(承応4年)	"	行谷766-2	
9	"	神明宮の庚申塔(明暦4年)	"	十間坂3-9-47	

市指定文化財					30件
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	史跡	浄見寺の大岡家一族墓所	昭和36年2月14日	堤4330	
2	"	茅ヶ崎一里塚	昭和36年8月15日	元町5890	
3	史跡・天然記念物	鶴嶺八幡官参道および松並木	昭和44年8月15日	浜之郷732外	
4	重要文化財	輪光寺の庚申塔(寛永17年)	"	円蔵2238	
5	"	民俗資料館(旧三橋家)	昭和46年3月26日	堤4318	
6	"	上正寺の木造聖徳太子立像	昭和49年1月23日	小和田2-12-73	
7	"	上正寺の旧寛永寺石燈籠	"	"	
8	"	小和田公民館の旧寛永寺石燈籠	"	美住町6-20	
9	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	茅ヶ崎1-1-1	
10	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"	
11	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"	
12	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"	
13	"	圓蔵祭囃子	昭和50年3月24日	円蔵	
14	"	柳島エンコロ節	昭和51年1月22日	柳島	
15	"	南湖麦打唄	昭和54年3月31日	南湖	
16	"	芹沢焼米搗唄	"	芹沢	
17	"	民俗資料館(旧和田家)	昭和57年7月20日	堤3882外	
18	天然記念物	腰掛神社の樹叢	昭和61年2月21日	芹沢2170外	
19	重要文化財	龍前院の五輪塔十基	昭和62年4月17日	浜之郷356	
20	"	龍前院の庚申塔(明暦3年)	"	"	
21	"	龍前院の梵鐘	"	"	
22	"	上国寺の木造日蓮坐像(永正11年)	平成8年11月1日	今宿488	
23	"	常顕寺の木造日蓮坐像(大永7年)	"	萩園1441	
24	"	信隆寺の木造日蓮坐像(永禄7年)	"	今宿841	
25	"	本社宮の庚申塔(明暦2年)	"	矢畑142	
26	史跡	藤間家(近世商家)屋敷跡	平成25年3月15日	柳島2-6-30	
27	重要文化財	堤貝塚出土の深鉢形土器	"	中海岸2-2-18	
28	史跡	堤貝塚	平成27年6月1日	堤字十二天1467-1	
29	重要文化財	本村居村遺跡出土木簡	"	十間坂3-6-17	
30	"	東川斎桂山筆 源為朝図	令和3年2月18日	茅ヶ崎萩園1719	

国登録有形文化財					4件
番号	名称		指定年月日	所在地	
1	茅ヶ崎館浴室棟、長屋棟、中二階棟、広間棟		平成21年1月8日	中海岸3-8-5	
2	藤間家住宅主屋		平成27年3月26日	柳島2-6-30	
3	旧南湖院第一病舎		平成30年3月27日	南湖7-12869-201	
4	旧氷室家住宅主屋		平成30年11月2日	中海岸3-11335-1	

(4) 市の関連計画における位置付け

遺跡の保存整備に関する主な茅ヶ崎市の計画は下記のとおりである。

- ・茅ヶ崎市総合計画
- ・茅ヶ崎市教育基本計画
- ・ちがさき都市マスタープラン
- ・茅ヶ崎市景観計画
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画

ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋）

（令和3年3月策定）

茅ヶ崎市では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」を策定した。この総合計画は、中・長期的な展望にたつて、本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものである。

以下に、総合計画において史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画に係る条項を抜粋した。

◇政策目標 4 誰もがいつでも学べ、域外を持って自分らしく暮らすまち

【取り組みの方向性】 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

イ 茅ヶ崎市教育基本計画（抜粋）

（令和2年10月策定）

茅ヶ崎市教育基本計画は、令和3年度から12年度までの10年間の茅ヶ崎市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画である。教育基本計画の三つの方針のうち、第二の政策として「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」を位置づけている。その上で、施策として郷土に学び未来を拓く学習環境の整備を位置づけ、郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開として、史跡の保存活用整備と活用に向けての推進が図られている。

◇基本理念 学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する

～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

【基本方針2】 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」

政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋）

（平成9年8月策定、平成20年6月改定、平成26年3月一部見直し、令和元年6月改定）

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、茅ヶ崎市の都市づくりの総合的な整備方針を示すものである。

史跡指定地は北部丘陵地域に該当する。都市づくりの方針として、「地域特性を活かした都市づくり」の一つに「足を運びたくなる拠点の形成」が掲げられ、下寺尾遺跡群周辺を魅力ある拠点として整備を目指すこととしている。

エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）

（平成 20 年 10 月運用開始、平成 31 年 1 月改定）

茅ヶ崎市景観計画は、景観法に基づき、茅ヶ崎らしさを守るための基準と協議の手続きを定め、市民、事業者と行政が、共通の認識を持ち、共に連携して茅ヶ崎の景観まちづくりを考え、進めていく指針としての役割を担っている。

史跡指定地が所在する下寺尾字西方は、北部丘陵地域景観ゾーンに該当し、景観ポイントの一つに設定されている。「歴史的資源の保全と活用」という視点に配慮した景観形成に取り組んでいる。

オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（抜粋）

（平成 31 年 3 月策定）

茅ヶ崎市みどりの基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づいて定めた「茅ヶ崎市の緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画である。

緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を示している。

史跡指定地の立地は、地区別計画における「北部丘陵地域」に該当し、北部丘陵のみどりにおける基本方針への配慮が求められている。

また、関連法令とそれに関する茅ヶ崎市条例は下記の通りである。

- ・文化財保護法／茅ヶ崎市文化財保護条例
- ・都市計画法
- ・農地法
- ・景観法／茅ヶ崎市景観条例
- ・屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例
- ・バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・都市公園法／茅ヶ崎市都市公園条例

（※茅ヶ崎市の関連計画と関連法令の抜粋は附編に掲載する）

3 下寺尾西方遺跡と下寺尾遺跡群の概要

(1) 下寺尾遺跡群の概要

下寺尾西方遺跡が所在する神奈川県茅ヶ崎市の北西部にあたる下寺尾・香川(かがわ)地区と茅ヶ崎市に接する寒川町東部には複数の遺跡が所在する。

これら複数の遺跡については、これまでの調査によって、古代を中心に関連する内容を持つことが明らかになっており、関連する遺跡を群として一定の範囲で括ることにより、本地域において展開する遺跡の状況をより効果的に把握することができると考えられる。そこでこれら複数の遺跡を一括りにし、下寺尾遺跡群と呼称して扱うこととした。具体的には、台地上に所在する下寺尾西方遺跡のほか、台地南側の砂丘を中心として周辺の旧河道や低湿地部分に展開する茅ヶ崎市下寺尾の七堂伽藍跡、そして七堂伽藍跡に接して所在する寒川町の大曲五反田遺跡や寒川町の岡田南河内遺跡、さらに駒寄川を挟んで南に位置する茅ヶ崎市香川の北B遺跡、その東側台地崖面に所在する篠山横穴群、篠谷横穴群である。したがって下寺尾遺跡群とは、この7遺跡によって構成されたものを呼ぶ。また、下寺尾遺跡群は、中心となる古代の官衙遺跡群のほか、縄文時代前期の貝塚や弥生時代中期の環濠集落、古墳時代末期の横穴墓群、さらに中近世の足跡が把握されており、複数の遺跡だけでなく、違う時代の要素も持っている。したがって本書でいう下寺尾遺跡群は、下寺尾・香川地区及びこの地区に接する寒川町東部に展開する複数の遺跡ならびに時代が異なる重層する遺跡の両方の要素を持っている遺跡群のことを呼称するものである。

下寺尾遺跡群の中には、個別の時代や内容によって、その遺跡の性格や特徴を示す呼称を用いているものもある。

これらのうちから史跡に指定された弥生時代中期環濠集落に匹敵する貴重な価値を有する下記の二つの時代の遺跡について概観する。

ア 西方貝塚（縄文時代）



写真 23 縄文時代前期の住居跡
(2011「下寺尾西方遺跡」調査報告書)より



写真 24 西方貝塚から出土した貝



写真 22 舌状台地の先端に位置する西方貝塚

昭和 38、39(1963、1964)年に、下寺尾の台地西端部、北陵高校の西側、西方遺跡の発掘調査で、縄文時代前期(約 6000 年前)の貝塚が標高約 12mのところで見え

れた。現在のところ市内で最も古く、縄文前期のものはここだけである。縄文時代前期の気温は現在よりも高かったため、海水面も上昇していた。本市では、北部の台地・丘陵の裾部まで海がきていたと考えられる。

貝塚は竪穴住居の中に堆積した小規模なものだったが、当時の駒寄川でとれたヤマトシジミを主体に、チョウセンハマグリやカキ類のほかサザエなど海水性の貝も含まれていた。貝層の下からは、平面が台形の竪穴住居が確認され、そこからは土器や、石器、土器片錘、魚骨（マダイ、サバなど）や獣骨（シカ、クジラ）が出土した。土器は黒浜式が中心で、なかには東海系の尖底土器である上ノ坊式もみられる。その後、貝塚の南東からは縄文時代前期の竪穴住居が2軒、北陵高校のグラウンドからも縄文時代の竪穴住居が確認されている。

また最近の調査で、西方貝塚の南の低地砂丘部から、西方貝塚と同じ黒浜式土器が出土した。このことから、貝塚が形成された頃には海退が始まり、駒寄川下流周辺では砂丘が形成されていたと想定される。

イ 下寺尾官衙遺跡群（古代）

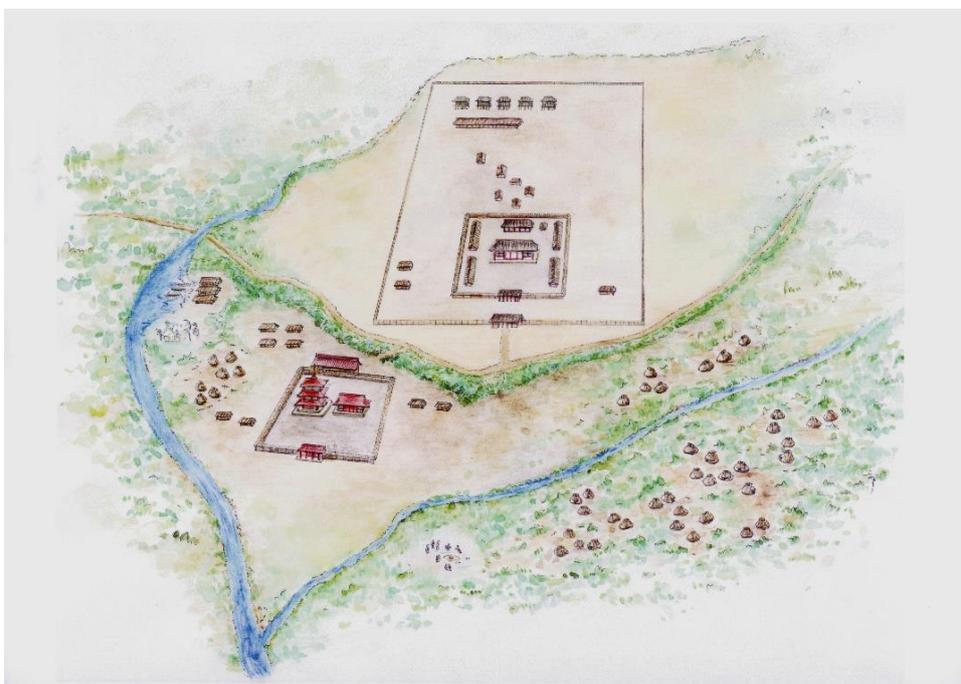


図 14 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図 構成：田尾誠敏 画：霜出彩野
(平成 20 年(2008)作成)

下寺尾官衙遺跡群は、相模湾の北方約 5 km、小出川を望む標高約 13m の相模原台地頂部に立地する相模国高座郡家と^{たかくら}考えられる西方遺跡と台地の南裾に位置する郡寺を^{にしかた}考えられる下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）からなる。遺跡の西側を流れる小出川の改修工事では、河川改修に伴う発掘調査で 8 世紀後半～9 世紀前半にかけて機能した船着き場と祭祀場が検出され、下寺尾廃寺跡の南東でも祭祀場が検出されているなど、高座郡家に関連する施設が、相模原台地を中心とする比較的狭い範囲に集中していることが確認されている。

西方遺跡は、平成 14 年に財団法人かながわ考古学財団が行った神奈川県立茅ヶ崎北陵高校グラウンドの発掘調査で郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物跡と竪穴建物跡が検出された

ことにより存在が明らかになった。当初は開発目的の事前調査として開始されたが、遺構の重要性に鑑み、現状保存されることになった。

検出された古代の遺構は竪穴建物 36 棟、掘立柱建物 19 棟、柵 4 列などで、7 世紀後半に調査地北側に 8 棟の竪穴建物が造られている。これらは、官衙造営集落である可能性が指摘される。郡庁は調査地南部で検出されており、2 期の変遷が確認された。当初の郡庁は、桁行 5 間以上、梁行 1 間以上の^{しめんひさしつき}四面廂付と考えられる正殿と、桁行 6 間以上、梁行 2 間の東脇殿と、桁行 8 間以上、梁行 2 間の後殿などからなる。いずれも掘立柱建物であり、時期は 7 世紀末から 8 世紀前半と考えられる。

8 世紀中頃には東脇殿と後殿が撤去され、掘立柱塀により郡庁域を方形に区画するようになる。正殿もその頃に建て替えられるとともに、正殿北東に性格不明の 2 間四方の掘立柱建物が建てられる。これらの建物は 9 世紀前半頃に廃絶したと推定されている。

正倉は郡庁後殿から約 100m の空闲地を挟み、相模原台地の北縁に沿って 4 棟検出されている。全体が確認された 3 棟の建物は、いずれも 3 間四方の掘立柱の総柱建物であり、これらの建物は主軸がそろい、その南側には桁行 12 間以上、梁行 2 間の掘立柱建物が検出されている。郡庁の成立からさほど時間を置かずに建てられたと考えられるが、建て替えは認められず、8 世紀中頃の竪穴建物により一部は破壊されていることから、この頃には正倉がほかの場所に移されたと考えられる。郡庁と正倉の間の空闲地には、8 世紀中頃に^{くりや}厨あるいは^{たち}館の可能性が指摘されている掘立柱建物が 5 棟造られる。これらの建物群は口の字形に配置されており、少なくとも 1 回の建て替えが認められる。

また、茅ヶ崎市教育委員会が実施した範囲を確認する発掘調査では、官衙域の東と西を画する溝が検出されている。これによると、官衙域は東西約 270m に復元できる。

下寺尾廃寺跡は、郡庁の南西約 170m の砂丘上に位置する。この寺の存在は昭和 16 年頃にはすでに知られていたようで、昭和 32 年には地元の有志により「七堂伽藍跡」という石碑が建てられた。保存に向けての発掘調査は平成 12 年度から茅ヶ崎市教育委員会により開始され、掘立柱塀による方形の区画の東側北寄りに金堂、西側の中央付近に講堂と考えられる建物を置く伽藍であることが判明した。掘立柱塀による区画は、8 世紀中頃以降に溝に変更されている。創建時期は 7 世紀後半に遡る可能性が示されており、8 世紀前半には伽藍が完成したとみられている。金堂は大規模な堀込地業を伴う基壇建物であり、8 世紀中頃に再建され、9 世紀後半に廃絶したと考えられる。講堂と考えられる建物は桁行 7 間、梁行 3 間の^{しん}身舎に四面廂が付く大型掘立柱建物で、8 世紀前半に創建され、中頃に礎石建ち建物に改変された可能性が指摘されている。金堂と同様、9 世紀後半に廃絶したと考えられるが、10 世紀中頃にこの場所に礎石建ちの^{ぶつ}仏堂が建てられている。

出土した軒瓦には相模国分寺や国府域から出土するものと同範のものがあり、国衙工房により造営にあたって援助が行われた可能性がある。また、^{どうきじ}銅匙や銅製懸^{かけぼけ}仏、^{にさい}経軸端金具、^{にさい}二彩陶器香炉などの仏教関係遺物の出土も豊富である。

下寺尾官衙遺跡群は郡庁、正倉、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることに特徴がある。また官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その

成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡群である。さらに、小出川を利用した水運との関係が指摘されるなど地方官衙の立地を知る上でも重要である。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』(第一法規刊)平成27年2月号より引用)

(2) 下寺尾遺跡群の歴史の変遷

下寺尾遺跡群は、台地を中心に立地する西方遺跡と、南側の一段低い砂丘および低湿地に展開する七堂伽藍跡の二つの遺跡を中心に構成される。現在の遺跡台帳では、西方遺跡は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の複合遺跡、また七堂伽藍跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の遺跡として記載されている。これまでの調査成果をもとに、下寺尾遺跡群が位置するエリア一帯がどのように変遷していったかを概観する。

◇ 旧石器時代

西方A遺跡第5次調査(2002年)の本調査に先立つ確認調査で黒曜石製の使用痕のある剥片が出土している。ソフトロームからの出土で西方遺跡における唯一の事例である。

◇ 縄文時代(西方貝塚)

北陵高校がある台地の西端で西方貝塚が営まれた。この台地の西側を中心に平坦部全体から縄文時代の遺物が出土しており、縄文時代の集落の存在や活動をうかがえる。

台地南側の一段低い砂丘上に位置する七堂伽藍跡からも、縄文時代前期の土器が出土しており、隣接する香川北B遺跡においては、縄文中期の集石遺構が確認されている。これらから、台地上から縁辺部、低地においても縄文時代の人々の生活の痕跡が見られる。

◇ 弥生時代

弥生時代中期の大規模集落が台地上に展開し、東西400m、南北最大240mの規模であった。

一段低い砂丘地に立地する七堂伽藍跡では、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての竪穴住居や河道が見つかっている。とくに弥生時代後期前半の一群の出土土器は、東海地方の東三河から西遠江にかけての特徴をもち、その地方からの集団移動が背景にある可能性が指摘されている。

この低地は小出川と駒寄川に挟まれ水に恵まれた場所で、特に駒寄川の流域に一面の水田が広がっていたと考えられる。

◇ 古墳時代

古墳時代後期は、官衙・古代寺院が成立する前夜にあたる時期である。下寺尾の台地上では、古墳時代後期の竪穴住居が広く散在して見つかっている。

低地の砂丘上に立地する七堂伽藍跡でも弥生時代末から古墳時代前期の住居跡が広範囲に多数確認されているほか、古墳時代後期(ほとんどが7世紀代のもの)の竪穴建物も重複して数多く確認されているので、古墳時代後期の集落の中心は南側低地部分であったと推定される。周辺の南東約600mには後期古墳の篠山・篠谷横穴群が存在する。

その後、七堂伽藍跡における住居は、7世紀前半から後半第3四半期（650—675頃）にかけて大幅に増加する。7世紀の後半第4四半期（675—700頃）にここに大規模な寺院が建てられることとなり、寺院地として造成がはじまり、それに伴って集落は移転したと考えられる。

◇ 奈良時代

下寺尾では台地上に高座郡家が、砂丘上には下寺尾廃寺が7世紀後半から造営され、8世紀はじめ頃には創建されたと考えられる。両者とも一度建て替え改修されている。郡家の一部（正倉）は8世紀半ばに失われたとされていたが、下寺尾官衙遺跡群史跡指定後の調査により、高座郡家東側区画以東に正倉域が新たに築かれた可能性が出ている。

◇ 平安時代

高座郡家は、9世紀の前半には様相が把握できなくなる。下寺尾廃寺は9世紀後半頃までは存続したと思われる。9世紀初めのものと考えられる灯明皿が出土しており、万灯会とよばれる仏教儀式が行われたと考えられる。しかし9世紀後半に廃絶、その後、この場所には10世紀に礎石建物の仏堂が建てられた。集落も9世紀代まで確認することができる。

◇ その後（中世～）

平安時代末期の戦乱を経て武士の時代、鎌倉時代となる。削平を受けている可能性もあるが、下寺尾の台地上に中世の明確な遺構・遺物の発見はない。

台地西側の低地部分で中世の道状遺構や溝状遺構が検出され、また隣接する寒川町の岡田南河内遺跡でもしがらみ状遺構（水流を堰き止めるため川の中に設置された杭や木の枝で作られたもの）が確認されている。

低地の七堂伽藍跡では溝状遺構や井戸址が遺物とともに発見され、香川北B遺跡では竪穴状遺構、溝状遺構、井戸址、土坑、杭列が発見された。溝状遺構からは中世の遺物に混じり、古代の遺物が多量に出土し、動かされた礎石も発見された。中世段階で土地の改変があったものと推定される。

近世の土坑や溝状遺構には、宝永年間の富士山噴火による火山灰が見られる。その他、畝状遺構等が検出されているので、畑地として利用されていたと考えられる。

近代の遺構としては、七堂伽藍跡の小出川河川改修地点で、J R相模線の煉瓦造りの旧橋脚が、また西方貝塚の西側崖面部分で防空壕が発見されている。

(3) 史跡下寺尾西方遺跡の概要

下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、これまでに2本の環濠が確認されている。双方とも不整の円を描きながら溝状遺構によって集落を形成している堅穴住居を囲んでおり、内側の環濠（東西約200m×南北約250m）から外側の環濠（東西約400m×南北約250m）へ規模を拡大したものと考えられる。なお、新しく拡大された段階では南関東最大級の規模となっている。これまでの調査で弥生時代の堅穴住居及びその可能性があるものは58棟を数える。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示している。南関東における拠点集落の一つと位置付けられ、その成立から解体までの過程を知ることができ、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要であると評価され、その主要部分が史跡下寺尾官衙遺跡群と大きく重なる形で国の史跡に指定された。



写真 25 弥生時代環濠集落の環濠跡
(V字形)
(かながわ考古学財団調査報告 157
『下寺尾西方A遺跡』より転載)

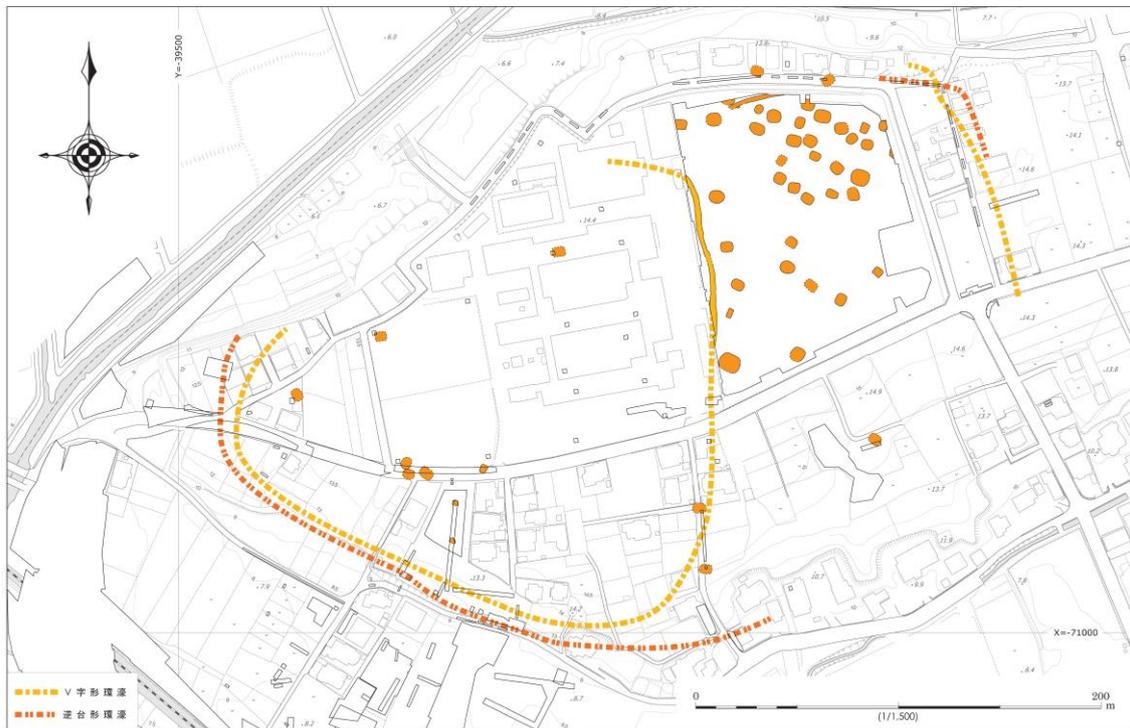


図 15 弥生時代中期遺構分布図 (2011『下寺尾西方遺跡』報告書より転載)

(4) 下寺尾西方遺跡の地理的環境

下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に 5km、相模川からは東に 2.5km の地点に位置している。

遺跡の南西には JR 相模線が走っており、ちょうど JR 香川駅と JR 寒川駅との中間に位置する。遺跡群内の土地利用は、畑を中心として民家が散在している風景がみられる。しかしながら、遺跡の南側においては、土地区画整理事業を契機に住宅地として景観が変貌してきている明治に作成された迅速図では、集落はほとんどなく、畑などの生産地の状況が窺える。

茅ヶ崎市の地形は、大きく北部の台地・丘陵、南部の砂州・砂丘および自然堤防を中心とした沖積地形に分けられる。

このうち北部を中心として広がる台地・丘陵地形では、綾瀬市吉岡から延びている標高 35～50m の高座丘陵（下末吉段丘面）が形成されており、市北部を流れる小出川や駒寄川などによって浸食され、樹枝状の谷戸が発達している。また、高座丘陵の先には標高約 15～25m の相模原台地（武蔵野段丘面）が形成されている。

下寺尾西方遺跡はこの相模原台地が西に向かって舌状に延びる平坦な台地に位置している。遺跡内の標高は西側で 12.9m、東側で 13.1m とほぼ平坦な状況を示している。この台地の北側には小出川が北東より南西に流れており、遺跡の西側先端部で曲がって南流する。また、台地南側には茅ヶ崎市堤地区の清水谷を水源とする駒寄川が西流し、遺跡の南で小出川と合流する。南接する七堂伽藍跡は、台地と駒寄川との間に形成された小砂丘上に立地している。下寺尾西方遺跡が立地する台地との比高は約 5～6m である。

(5) 下寺尾西方遺跡の歴史的環境（周辺遺跡の様相）

下寺尾西方遺跡は、平成 24（2012）年度に西方遺跡に統合されたが、その以前に 3 つに分かれていた時の資料によると、西方 A 遺跡は所在地が下寺尾 391～602 ほか、立地は台地上、時代は縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良・平安時代、中世、近世、種別は貝塚と集落跡と記されている。また西方 B 遺跡は、所在地が下寺尾 386 ほか、立地が台地上、時代が縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世、種別は集落跡と散布地となっている。さらに西方 C 遺跡は、所在地が下寺尾 341 ほか、時代は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、種別は集落跡となっていた。

また、下寺尾西方遺跡の周辺には遺跡分布地図によると、多くの遺跡が所在している。

同じ台地上の北東部分には、縄文時代、古墳時代、古代とされる北方 A 遺跡（No. 137）や北方 C 遺跡（No. 166）、古墳時代から古代の東方 A 遺跡（No. 135）が、南東には縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世の北 C 遺跡（No. 160）、弥生時代、古墳時代、古代、中近世の北 D 遺跡（No. 169）、弥生時代、古代の篠山遺跡（No. 50）、篠谷横穴墓（No. 42）、篠山横穴墓（No. 41）などがそれぞれ登録されている。また、南側には砂丘地帯に立地する古代を中心とした中通 C 遺跡（No. 167）や中通 D 遺跡（No. 168）などが所在する。一方、北側および西側では、小出川を挟んで寒川町に所在する遺跡が位置する。北側には縄文時代の県営岡田団地遺跡（寒 45）や縄

文・弥生時代の大蔵東原遺跡、古墳時代の越の山横穴群（寒 42）などが、また、西側では少し離れるが中世の梶原氏館址遺跡（寒 11）などが確認されている。

これらのうち、弥生時代について見てみると、臼久保 A 遺跡（No. 15）において調査が行われ、中期の竪穴住居の存在が明らかにされている（松田ほか 1999）。同じ中期では、本遺跡の北北西 3.8km に位置する寒川町倉見才戸遺跡で竪穴住居に加え、有角石斧、鉄斧、鉄剣、勾玉など注目される遺物が出土している（中村 2001・2004）。

また、古墳時代と古代についてみてみると、東方 A 遺跡では、昭和 63（1988）年と平成 5（1993）年に 2 回の調査が行われており、奈良・平安期の竪穴住居が 8 軒確認され集落の存在が明らかになっている（大村ほか 1995）。中通 C 遺跡（No. 167）は平成 3（1991）年に調査されているが、奈良・平安時代の遺構・遺物は確認されたものの、集落の存在は明らかになっていない（富永 1992）。さらに北 D 遺跡（No. 169）では昭和 61（1986）年度に調査が行われ、竪穴住居が確認されている（富永・大村 1987）。このほか、区画整理事業に伴い実施された篠谷遺跡（No. 51）では、4 軒の竪穴住居や掘立柱建物が確認されており、隣接する北 B 遺跡から続く集落の東限と推測されている（中村ほか 2005）。この調査では、発見された住居のカマド部分から「寺」の墨書土器が出土し、七堂伽藍跡（No. 34）との関係が指摘されている。

丘陵と台地、砂丘、沖積低地が複雑に分布する香川北部地区では、丘陵斜面を利用した横穴墓の存在が知られている。篠山横穴墓（No. 41）、篠谷横穴墓（No. 42）については昭和 40 年代ならびに 50 年代に調査され、合計で 48 基の横穴が確認されている（赤星 1975）。このように、本遺跡群の周辺においては古墳時代や古代遺跡が数多く展開している様相がみられる。

(6) 下寺尾西方遺跡の調査と保存

ア 調査研究史と保存の歩み

下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群は、昭和 38（1963）年の西方貝塚における調査を嚆矢として、これまで 55 地点で発掘調査が行われている。このうち西方貝塚の調査と昭和 53（1978）年の七堂伽藍跡の第 1 次確認調査はともに遺跡の内容を確認するものであったが、昭和 61（1986）年に実施された市道改良工事に伴う西方 A 遺跡の事前調査以降は、七堂伽藍跡の確認調査を除きおもに開発に伴う事前調査が増加してきた。こうした調査の傾向は当地区における開発の進捗を窺うことができる。加えて区画整理事業に伴う調査や、小出川河川改修事業に伴うものなど規模も大きなものも増えてきた。しかしながら一方では、こうした調査によって資料が増加したことも事実であり、そうした中で、下寺尾遺跡群の把握と評価が進んできた。平成 27（2015）年には遺跡群の核となる下寺尾官衙遺跡群の中心部分が国史跡に指定され、その後は、遺跡群の保存を目的とした確認調査が増加してきている。

下寺尾西方遺跡においては令和 5 年 1 月までに合計 31 ヶ所で大小の調査が行われている。これらの調査は、開発に伴う記録保存のためのものや、遺跡の確認を中心としたものなど規模や調査目的はそれぞれ異なっているが、考古学的な成果が得られた地点ということになる。なお、この数には開発に先だって実施する小規模な試掘・確認調査および工事に伴う立会が入っていないので、それらを含むと本地域における調査成果はさらに多くなる。

ここでは、弥生時代に関する調査研究を確認しながら、下寺尾西方遺跡における調査研究ならびに遺跡保護の歩みについて述べる。

立教大学考古学研究室と茅ヶ崎市教育委員会による西方貝塚の調査

西方貝塚の調査を目的としたもので、昭和 38（1963）年に試掘が行われ、その結果をもとに翌昭和 39（1964）年に岡本勇が中心となる立教大学と茅ヶ崎市教育委員会とが協力して行われた。この調査が、下寺尾西方遺跡における最初の考古学的調査と位置付けられるが、調査では目的であった縄文時代前期の貝塚に関する資料を得るとともに、縄文時代の竪穴住居に重なって弥生時代の溝も確認されている。調査結果は、岡本によって報告されている（岡本 1969）。また、報告のほか「西方貝塚の謎」という論文で西方貝塚の特徴や環境についても言及されている（岡本 1974）。さらに、その後発刊された茅ヶ崎市史にも報告されており、このなかで弥生時代の溝について以下のように記されている。「なお、この住居址の東端、つまり台形の底辺に相当する部分は、弥生時代中期（宮ノ台期）の溝によって破壊されていた。溝はローム面で幅 1.2m、深さ約 40 cmをはかる。ほぼ南北方向にまっすぐ走っている。」。ここで報告されている溝は、後述する環濠 2 の西側部分に該当するもので、下寺尾西方遺跡における初の調査であるとともに、弥生時代遺跡における最初の遺構の発見となる。溝の時期まで述べていることから遺物も出土していた可能性があるが報告されていない。また、市史では「貝塚のある台地上には縄文土器のほか弥生土器および土師器が広く散布し、これらにまたがる複合遺跡であることを示している。」と記されており、遺跡が複合遺跡であることをこの段階で指摘している（岡本 1980）。ところで、この調査実施に深く関与したのが、地元茅ヶ崎市の郷土史に造詣の深かった塩川健寿を中心とする郷土会で、貝の散布から貝塚の可能性を指摘し、岡本への働きかけを行っている。昭和 30 年代における文化財保護の取組みの一端を知ることでもでき、この調査成果があったことから、遺跡台帳への登録やその後行われた南側の道路拡張時における事前調査への動きを生む大きな要素となったと思われる。

遺跡台帳への記載

西方貝塚の調査結果を受け、昭和 43（1968）年には神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳の原簿が作成されている。この時点では貝塚を中心とした範囲で、その後昭和 53・54（1978・1979）年に実施された茅ヶ崎市教育委員会の分布調査の報告では、現在の下寺尾西方遺跡における南側や東側の一部が遺跡として認識されることになる。また昭和 60（1985）年度には詳細分布調査が行われ、その結果を受けて、神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳に西方貝塚（西方 A 遺跡）を No. 1 遺跡、西方 B 遺跡を No. 48、西方 C 遺跡を No. 138 として記載する作業が行われている。さらに前述したが、平成 24（2012）年度にはこの 3 遺跡を統合して「西方遺跡」として文化財保護法に基づく変更を行った。

茅ヶ崎市教育委員会による西方 A 遺跡と西方 C 遺跡の調査

西方貝塚の調査から 22 年後の昭和 61（1986）年に、下寺尾西方遺跡内をほぼ東西に走る市道の道路拡幅工事が計画され、工事着手前の事前調査が西方 A 遺跡第 1 次調査として実施された。調査は茅ヶ崎市内で増加する埋蔵文化財調査に対応するために設置された茅ヶ崎市教育委員会に事務局をおく茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会によって行われ、市の専門職員が調査を担当した。調査では、縄文時代の竪穴住居 1 軒、古墳時代後期の竪穴建物 7 軒、さらに近世遺構に戦跡である防

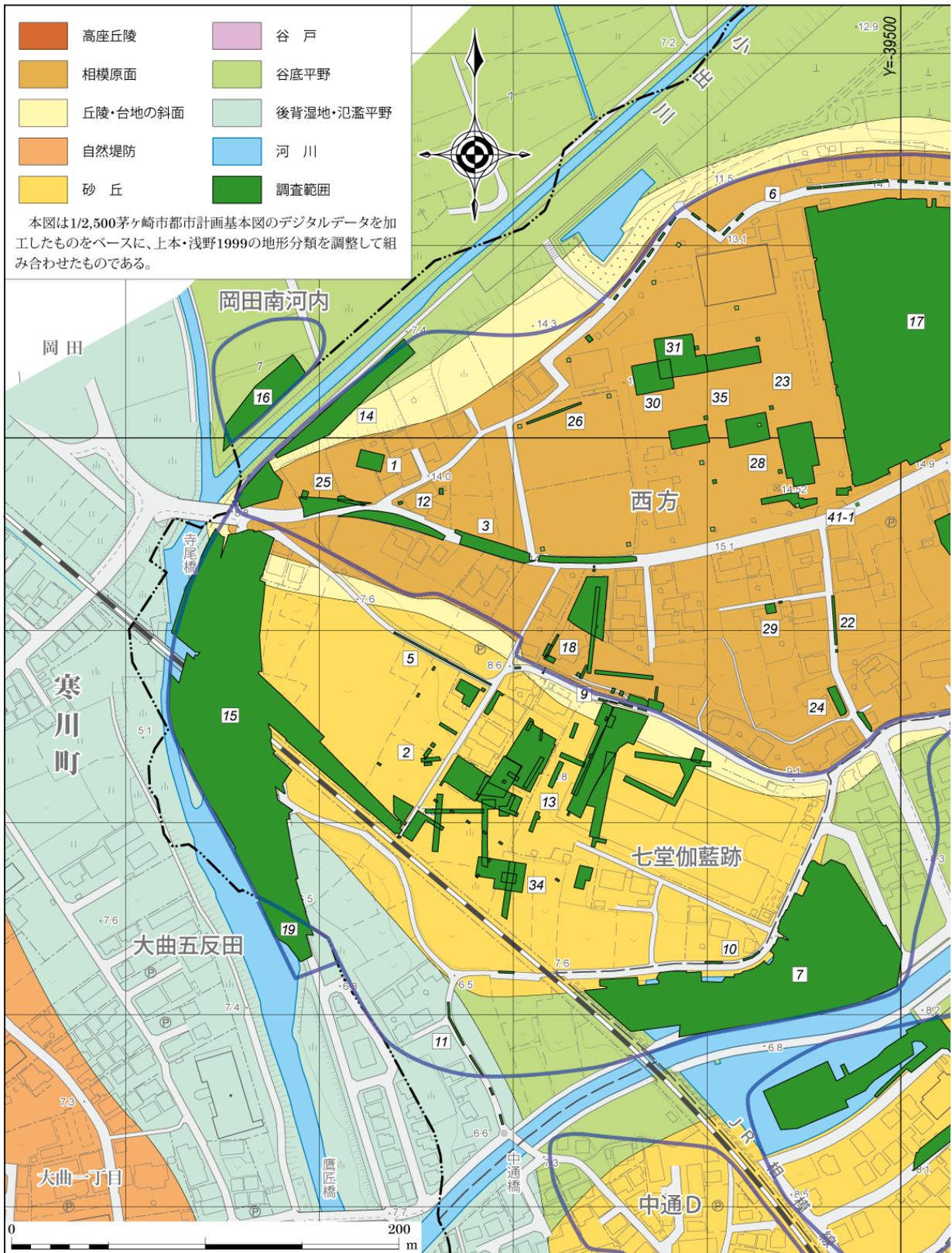
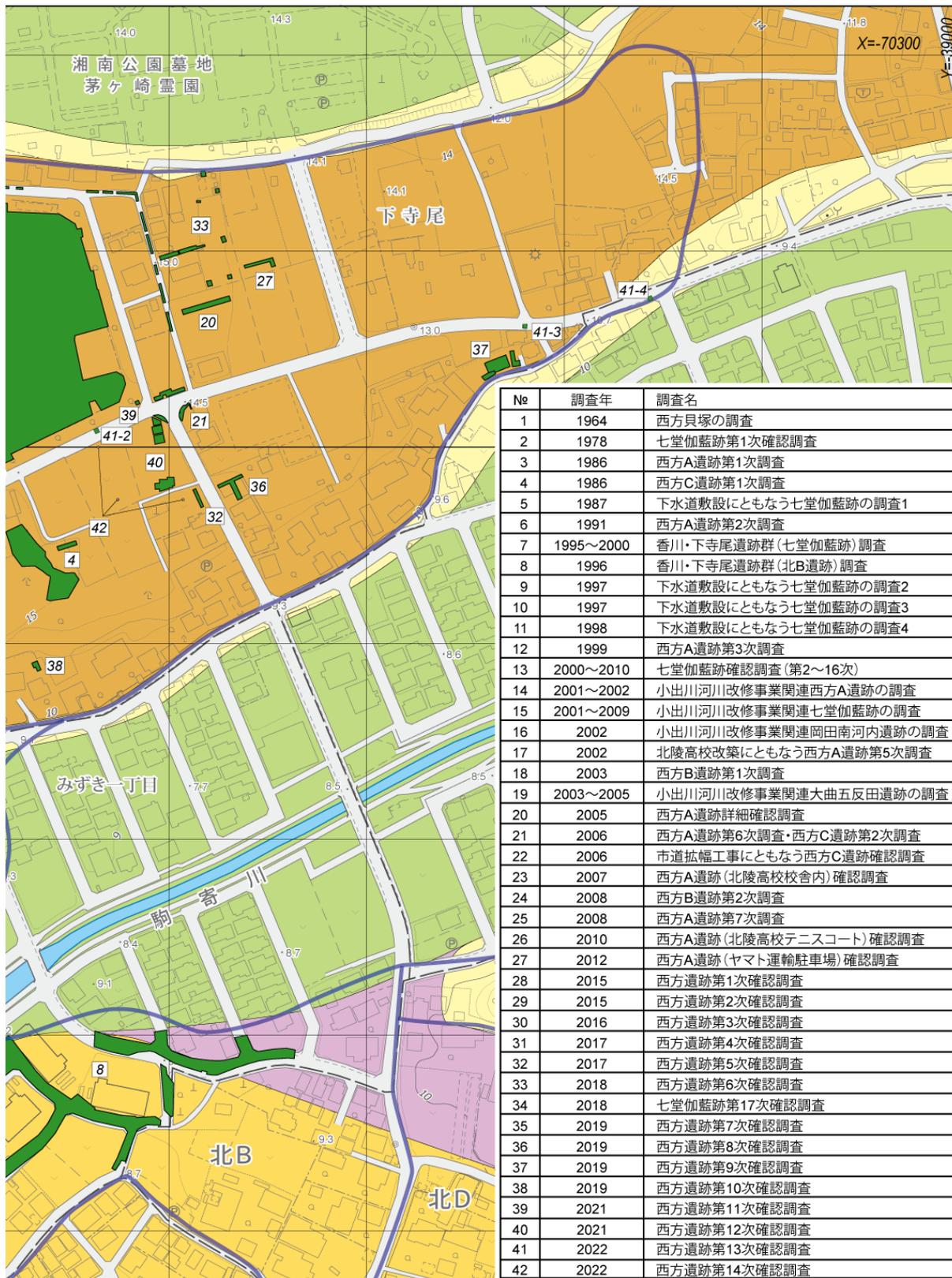


図 16 下寺尾遺跡群調査地点図



空壕までが調査されたが、この中で弥生時代の溝状遺構3条や竪穴住居4軒も確認され、弥生時代の集落の存在を明らかにするなど大きな成果を上げた。

また、この調査中に東側に近接する西方C遺跡で発生した土取り工事ならびに天地返しに伴う行為に対し、西方A遺跡第1次調査と並行して緊急に発掘調査が実施された。その結果、古代の掘立柱建物とともに弥生時代の竪穴住居が確認され、弥生集落が東側にも広がることが判明した。なお、天地返しについてはその後中止の協力を得ることができ遺跡は現在も保存されている。

この2地点の調査に対する調査報告書が、1988年に『西方A遺跡』ならびに『西方C遺跡』として刊行されたが、報告の中で富永富士雄は下寺尾西方遺跡が立地する台地上に弥生時代中期後半「宮ノ台式期」の環濠集落が存在することを初めて指摘した（富永ほか1988）。これは、西方A遺跡第1次調査における3条の溝のうち2条について、断面形態の異なる2条の溝が並行し存在しており、横浜市大塚遺跡や横浜市折本西原遺跡などの例から環濠として把握できるとされた。加えて2条の溝の存在から二重にめぐることや時期差を持つことも触れられている。また西方C遺跡第1次調査での竪穴住居の発見なども考慮に入れ、集落は比較的広範囲に存在し、個々の竪穴住居の接近状況から同時存在は難しく、少なくとも2時期以上の竪穴住居群から構成されており、その中心は道路より北側に所在する北陵高校の敷地にかけてだと推測されている。さらに、全ての竪穴住居が焼失住居であることも指摘されている（富永1988）。この2か所の調査は、下寺尾西方遺跡における本格的な調査としては最初であり、調査成果から弥生時代中期後半の環濠集落の存在を明らかにしたのものとして評価される。

昭和62（1987）年には道路改良工事が第1次調査地点の東側に移ったが、事業課の認識や担当者間における連絡不足によって事前調査が行われないうまま、工事が着手される事態が生じた。このことは新聞でも報道されることとなり、本市の遺跡保護行政に対する警鐘となった。なおこの事態を受け、開発部局との連絡を密にし、同年に行われた隣接する七堂伽藍跡における公共下水道工事に際しては事前調査が行われた。

公共下水道敷設工事に伴う茅ヶ崎市教育委員会の調査

茅ヶ崎市では、昭和63（1988）年度から市内の公共下水道敷設工事に伴う埋蔵文化財に対する記録保存化を開始した。この調査は下水管敷設部分を対象として行うもので、調査区の幅は約1.1mと狭いものの敷設工事の総延長は長く、影響を受ける面積は広範囲になってしまい遺跡への影響は大きいと判断したものである。その結果、その後の調査では本市の歴史を考える上で重要な成果を上げるとともに、調査区の形状から各遺跡にトレンチを入れる形となり、遺跡の状況を把握するという意味で有効な考古学的所見を得ている。

こうしたなか平成3（1991）年に実施された下寺尾西方遺跡における公共下水道敷設工事に伴う調査では、延長300mを対象に実施された。その結果、縄文時代の土坑、古代の竪穴建物や井戸の発見に加え、弥生時代における溝や竪穴住居が確認され、弥生時代の集落が北東部分にも広がることを明らかにした。平成6（1994）年に刊行された報告『下寺尾西方A遺跡』で富永は弥生時代に関して、発見された集落は環濠集落であることを再度確認し、遺跡内を広く占める北陵高校を囲むような範囲で竪穴住居の分布が広がっており、その外郭に2形態の環濠が発見され、環濠の形態から2段階の変遷を持つこと、また確認されている環濠集落の時期は弥生時代中期の

もので、それに続く弥生時代後期の遺物は出土しておらず、この段階で一時空白期が存在する可能性などを指摘している（富永 1994）。

公共下水道敷設工事に伴う調査では限られた調査範囲であったものの、この調査によって環濠集落の規模や時期などが明らかにされ、環濠集落についての内容を大きく前進させた。

安藤広道による環濠集落の評価

平成 3（1991）年の調査以後下寺尾西方遺跡における調査はしばらく行われなかったが、平成 10（1998）年には、安藤広道によって、相模川流域における弥生時代集落の分析が行われ、下寺尾西方遺跡が相模川東岸における中心集落であるとの評価がなされた。

安藤は「相模川流域における宮ノ台式期の集落」と題した論文で相模川流域の弥生中期の集落分布を分析し、相模川右岸では秦野市砂田台遺跡を中心としたグループ、左岸では下寺尾西方遺跡を中心としたグループの存在を指摘した（安藤 1998）。また、すでに行われていた鶴見川流域の集落展開などとの比較を通じて、相模川流域における集落展開の可能性を示されている。調査件数が限られている中で本論は、下寺尾西方遺跡の特徴などについて分析しており、その後の環濠集落研究に大きな影響を与えている。

かながわ考古学財団による調査と遺跡の現状保存

平成 3（1991）年の調査以降調査はしばらく行われなかったことは前述したが、これは遺跡地の多くが市街化調整地区ということもあり、開発が少なかったことが背景にある。そのため遺跡は大きく改変されることなく保護されてきた。しかしながら、下寺尾西方遺跡に隣接する七堂伽藍跡を含む地区では大規模な区画整理事業が平成 10（1998）年から開始されるとともに、西側部分でも小出川河川改修事業が平成 13（2001）年より開始されることとなり、下寺尾遺跡群における開発が活発化を見せてきた。

平成 11（1999）年には遺跡内で発生した個人住宅建築に伴い茅ヶ崎市教育委員会によって浄化槽部分の調査が行われ、縄文時代の竪穴住居に加え、弥生時代でも竪穴住居の可能性が高い遺構が確認され、密度の高さを認識させた。翌平成 12（2000）年には、遺跡内に所在する北陵高校の建て替え計画が生じ、神奈川県教育委員会によって確認調査が行われ、その結果を踏まえ平成 14（2002）年から工事に伴う事前調査が開始された。また、同年にはすでに前年に開始されていた小出川河川改修に伴う下寺尾西方遺跡部分の調査が実施され、台地の北東部下面において縄文時代、弥生時代、古代の資料が確認された。

北陵高校での調査は最終的に 12,800m² が調査され、縄文時代、弥生時代、古代など複数の時代にわたる内容を明らかにする大きな成果を上げることとなる。なかでも古代においては相模国高座郡家に比定される官衙遺跡が発見され大きな話題となった。そしてその重要性から遺跡に対する取り扱いについて、記録保存ではなく現状保存を求める動きが活発化し、そうした動きを受け事業の原因者でもある神奈川県は遺跡の重要性を理解し、建て替え計画の見直しを行い、遺跡を現状保存する決断を行った。多くが開発計画に伴う事前調査によって消滅していく中で、この調査事例は現状保存が図られるという文化財保護の観点からも大きな成果を上げることとなった。

調査は、記録保存から現状保存への方針変更が行われたことを受け、調査区域で発見された遺構に対する調査は、すべての調査は行わず保存を目的とした確認を中心とするものに変更され

た。このためすべての詳細データは得られていないが、弥生時代に関しては竪穴住居 37 軒と環濠 1 条、土器集中 1 ヶ所、土坑 1 基、溝 1 条などが確認されている。発見された溝が内側環濠であることが確認され、集落が東側にも展開することが明らかにされた。また板状鉄斧、碧玉製大型勾玉未製品、碧玉製管玉など類例の少ない遺物の出土も注目された。

平成 15 (2003) 年に刊行された報告書『下寺尾西方 A 遺跡』では、弥生時代の成果について、確認された下寺尾西方遺跡における集落は、神奈川県内では最大規模の環濠集落と想定でき、当地域における中心的集落と思われ、そのことは、大型の鉄斧などの特殊遺物の出土からも傍証できる、とされた。また、検出された竪穴住居は全て環濠の外側に位置することを明らかにした。さらに、墓域の存在については同一台地上に存在することは想像に難くない、と指摘された。

北陵高校における調査は、そのまとまった面積の調査から下寺尾西方遺跡の内容を詳細に明らかにした。とくに弥生時代においては、環濠集落の変遷を推測できる内容を明らかにした。加えて古代の重要性についても広く知らしめることとなり、その後の保存に関する大きな転換期となった。

蓄積される環濠集落の資料

県立茅ヶ崎北陵高校（以下「北陵高校」という。）における調査の報告が作成された平成 15 (2003) 年には、高校の南側にあたる地点で幼稚園建設の計画が生じ、茅ヶ崎市教育委員会によって確認調査と必要部分の事前調査が実施された。この調査では台地南側縁辺部を走行する環濠 2 条を明らかにしたほか竪穴住居と土器集中も確認された。なお計画されていた幼稚園建設は、事業者の理解のもと遺構等への影響のない形の協力を得て現状保存されている。

平成 17 (2005) 年には、茅ヶ崎市教育委員会によって外側環濠の東側を確認する目的で、遺跡東側において調査が行われた（西方 A 遺跡の確認調査 2005：第 9 図 35）。その結果、目的とした環濠を確認し東側の位置を確定することができた。また同じ年には、この調査区の南側に近接する地点で神奈川県教育委員会が実施した水道管敷設工事に伴う立会によって、環濠の一部が確認され東側環濠の存在を追認することとなった。

翌平成 18 (2006) 年には、遺跡内東側部分で市道交差点改良工事に伴う調査が行われた（西方 A 遺跡第 6 次調査・西方 C 遺跡第 2 次調査）が、この調査では、弥生時代の遺構・遺物はみられなかったものの、調査区で発見された古代の溝状遺構の検討が行われ、その結果、西方 A 遺跡第 2 次調査で発見された弥生時代の環濠と同一の可能性が指摘された。

また、同じ年には、遺跡内の南側にあたる地点で道路拡幅に伴う確認調査が行われた（西方 C 遺跡確認調査 2006）。その結果、断面形の異なる 2 本の環濠を確認することができたほか、竪穴住居も発見された。環濠については、西側ではほぼ並行して走行していたものが、1 本は遺跡中央部で北側に走行し始めていること、もう 1 本は地形に沿って東側に伸びていくことや確認状況が溝の下部であったことから、本来の地形が南側に伸びていたことなどを明らかにすることができた。この調査は、道路拡幅部分である幅約 1.2m を対象に行ったものであるが、対象延長 70m であったことで、環濠の位置や地形改変など様々な成果を上げることができた。

公開普及事業と谷口肇の評価

現地における調査が進み環濠集落に関する資料が蓄積していく中、これらの成果を基に遺跡に関する研究や公開普及も進められた。

茅ヶ崎市においては、平成2（1990）年から毎年遺跡調査発表展示会が行われており、市内で発掘調査が実施された成果について翌年度にその内容を速報の形で広く周知している。こうした機会では、下寺尾西方遺跡に関わる調査についても順次公開されてきた。また平成15（2003）年には、かながわ考古学財団と茅ヶ崎市教育委員会による公開セミナー「高座郡衙（郡家）の世界」が行われた。このセミナーは下寺尾西方遺跡で発見された古代官衙遺跡に的を当てたものであったが、平成17（2005）年に文化庁によって開催された「発掘された日本列島」展においては下寺尾西方遺跡の弥生時代の成果が取り上げられ全国を巡回している。

平成18（2006）年には、神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会によって市民講座『茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について』が開催された。本講座では遺跡が所在する下寺尾地区に焦点を当て、縄文時代、弥生時代、古代、中近世について報告が行われた。

そして、弥生時代を担当した谷口肇によって環濠集落の評価や課題について詳説された。その内容は①弥生時代中期後半の宮ノ台式期において集落の成立から最盛期、終末期が展開する。②集落拡張の度合いが大きい。③規模的にはこの周辺地域における中核的集落である。④石器の終末と鉄器出現のまさに端境期に相当する、と評価するとともに、課題として①集落の成立と廃絶の様相の解明、②集落拡張の背景の解明、③大規模集落にふさわしい墓域の解明、④周辺「宮ノ台式期」集落との関連、⑤弥生後期文化との関係、などを指摘している（谷口2006）。

進む下寺尾西方遺跡の調査

その後も遺跡内においては、開発に伴う事前調査と遺跡確認のための確認調査など、それぞれの目的による調査が進むことになる。

平成19（2007）年には、神奈川県教育委員会によって北陵高校における確認調査が行われた（西方A遺跡確認調査2007）。この調査は既存校舎部分での遺跡の残存を把握するもので、その結果、遺跡が残存していることに加え、弥生時代の竪穴住居なども確認された。翌平成20

（2008）年には、遺跡内南側で生じた開発に伴う事前調査が実施された（西方B遺跡第2次調査）。宅地造成に伴うこの調査では、古墳時代後期の竪穴建物が確認されたほか縄文、弥生時代の遺物も出土した。また同じ年には遺跡内西側部分で計画された道路拡幅に伴う事前調査が実施された（西方A遺跡第7次調査）。この調査では、縄文時代の記録を作成するとともに、戦跡である防空壕の調査も行われ記録化された。

平成22（2010）年には、茅ヶ崎市教育委員会による古代官衙遺跡の確認を目的とした調査が北陵高校内において行われ（西方A遺跡確認調査2010）、目的であった古代の区画溝のほか弥生時代の遺構・遺物も確認された。また平成24（2012）年には、茅ヶ崎市教育委員会によって遺跡内東側部分で開発対応の確認調査が行われた（西方A遺跡確認調査2012）。この調査では古代の遺構に加え、近世の区画溝が明らかにされた。

西方遺跡への統合と下寺尾官衙遺跡群の史跡指定

これまで西方A遺跡、西方B遺跡、西方C遺跡として区別されていたこれらの遺跡は、前述したとおり、調査成果や地形的な共通点などから同一の遺跡として扱うことが有効であるとの考え

から、平成 24（2012）年度に埋蔵文化財包蔵地の変更増補手続きを行い西方遺跡に統合された。この変更に伴い、西方貝塚は No. 48 遺跡として単独で記載されることとなった。

下寺尾西方遺跡は、平成 14（2002）年度に北陵高校地内で発見された官衙遺跡の重要性から、その保存について検討されてきたが、隣接する七堂伽藍跡における詳細調査の成果も整い、周辺における成果と合わせて下寺尾官衙遺跡群として平成 27（2015）年 3 月に国史跡に指定されることとなる。遺跡発見から指定まで十数年の期間を要したが、市民や研究者、そして行政がそれぞれの立場で粘り強い努力を続け、史跡指定を得ることになったものであり、遺跡保存の一つの事例となる。

指定後には、下寺尾官衙遺跡群の将来に向けた保存活用の方針が示された「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」を策定するとともに、公有地化を進めている。また、史跡理解のためのパンフレットの作成や学習会、記念シンポジウム、特別展、現地説明会、建碑 60 周年記念式典などの公開活用事業を実施している。

下寺尾官衙遺跡群の史跡指定後における確認調査

平成 27（2015）年に一部が史跡指定された下寺尾西方遺跡では、指定後には史跡の保存整備のための確認調査を計画的に実施している。また、指定されていない部分において、開発等の照会が生じた場合、該当地の遺跡内容について把握を進めるための確認調査を実施している。こうした対応から新たな成果が蓄積されている。

史跡指定地内においては、北陵高校旧校舎部分において神奈川県教育委員会の協力を得て官衙遺跡関連の確認を中心に毎年実施しており、これまで判明していた郡家内の西側においても関連遺構が展開していることなど、新たな成果が蓄積されつつある。この調査では、官衙関係の成果に加え、断片的ではあるがその他の時代に関する資料も得られており、弥生時代に関しても、平成 27 年度の西方遺跡第 1 次確認調査では竪穴住居などの遺構や遺物が、また平成 28・29 年度の西方遺跡第 3・4 次確認調査でも竪穴住居などが確認されている。一方、史跡に近接する地点において生じた住宅建築に伴い実施された西方遺跡第 2 次確認調査では、古代の遺構・遺物とともに、弥生時代の遺物が発見されている。さらに平成 29（2017）年には西方遺跡第 5 次確認調査として弥生時代の環濠の確認を目的とした調査が行われた。この調査は、外側環濠の南東部において実施されたが、該当する遺構は発見されなかった。平成 30（2018）年の西方遺跡第 6 次確認調査では、外側環濠の北東部を確認することができ、平成 31（2019）年に北陵高校内で実施した第 7 次確認調査において竪穴住居址と遺物を、同年実施の西方遺跡第 8 次確認調査において外側環濠南東部を確認することができた。

以上、下寺尾西方遺跡に関わる調査・研究・保存の内容についてその概要をみてきたが、最初の調査である縄文時代の西方貝塚をはじめとして弥生時代、古墳時代、古代、中近世、近現代の足跡が残る複合遺跡であり、その内容や保存に関わる経過なども含め本市にとって重要な遺跡の一つである。

参考・引用文献

発行機関の一部を省略しているが、『かながわ考古学財団調査報告』は財団法人かながわ考古学財団、『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』は財団法人茅ヶ崎市文化振興財団、『茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』は茅ヶ崎市教育委員会・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団である。

- 立教大学考古学研究会編 1964『茅ヶ崎市西方貝塚』 * 『茅ヶ崎市文化財資料集』第8集に再録
- 岡本勇 1980「考古編『茅ヶ崎市史』3 考古・民俗編 茅ヶ崎市
- 富永富士雄・大村浩司・小竹実佳子・藤原一哉 1988「下寺尾西方A遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』1 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会
- 富永富士雄 1988「下寺尾西方C遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』2 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会
- 富永富士雄 1994「下寺尾西方A遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』7 茅ヶ崎市教育委員会
- 村上吉正・井澤純・宋戸信悟・岩田直樹・久保信乃 2003
「下寺尾西方A遺跡」『かながわ考古学財団調査報告』157
- 大村浩司・藤井秀男・田尾誠敏・新倉香・鯉淵義紀 2004
「下寺尾西方B遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』19 茅ヶ崎市教育委員会
- 富永富士雄 2006「下寺尾遺跡群詳細確認調査」『第17回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 谷口肇 2006「下寺尾の弥生時代」『市民講座 茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について』 神奈川県教育委員会
- 井辺一徳・飯塚美保 2007「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅰ」『かながわ考古学財団調査報告』223
- 大村浩司・藤井秀男 2007「下寺尾西方A・C遺跡」『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』12
- 小川岳人・飯塚美保・高橋香・宮坂淳一・小西絵美・谷口肇・鈴木次郎 2008
「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅱ」『かながわ考古学財団調査報告』224
- 谷口肇 2008「下寺尾西方遺跡確認調査」『第19回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 阿部友寿・天野賢一・飯塚美保・池田治・井辺一徳・小川岳人・高橋香・平尾政幸・宮坂淳一・依田亮一・渡辺外 2010「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ」『かながわ考古学財団調査報告』251
- 大村浩司・藤井秀男・鯉淵義紀 2010「下寺尾西方A遺跡Ⅶ」『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』22
- 大村浩司・藤井秀男・石倉澄子・澤村奈穂子 2011
「下寺尾西方遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』36 茅ヶ崎市教育委員会
- 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課 2012 シンポジウム『下寺尾官衙遺跡を考える』茅ヶ崎市教育委員会
- 大村浩司・田尾誠敏・高橋香 2013「下寺尾官衙遺跡群の調査」
『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』40 茅ヶ崎市教育委員会
- 大村浩司 2015「下寺尾西方遺跡第1次確認調査」『第26回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 加藤大二郎 2016「下寺尾西方遺跡第2次確認調査」『第27回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 大村浩司 2016「西方遺跡第3次確認調査の概要」『第27回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 大村浩司 2017「西方遺跡第4次確認調査の概要」『第28回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 加藤大二郎 2018「下寺尾西方遺跡第5次確認調査」『第29回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 三戸智也 2019「下寺尾西方遺跡第6次確認調査」『第30回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 加藤大二郎 2019「下寺尾西方遺跡第7次確認調査」『第30回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』
- 大村浩司 2021「下寺尾西方遺跡第8次確認調査」『第31回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

(7) 指定の状況

ア 指定告示

種 別 史跡

指定告示 平成 31 年 2 月 26 日付 文部科学省告示第 20 号

令和 3 年 3 月 26 日付 文部科学省告示第 49 号（追加指定）

所在地 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 340 番 2, 340 番 4, 340 番 5, 341 番 1, 341 番 6, 341 番 8, 387 番 1, 388 番 1, 388 番 2, 389 番 2, 389 番 3, 390 番 2, 390 番 3, 405 番 2, 406 番 1, 413 番 2, 441 番, 442 番 1, 442 番 6, 443 番 1, 443 番 4, 447 番 1, 447 番 2, 447 番 3, 501 番 3, 505 番 1, 505 番 2, 506 番 2, 507 番 1, 508 番 1, 515 番 1, 515 番 3, 515 番 4, 515 番 5, 515 番 6, 515 番 7, 515 番 8, 515 番 9, 546 番 1, 546 番 2, 546 番 3, 547 番 1, 549 番 2, 549 番 3, 556 番, 592 番 1, 592 番 2, 592 番 3, 594 番 1, 594 番 2, 596 番 3, 596 番 5

右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 389 番 2 と同 404 番に挟まれる道路敷、同 442 番 6 と同 447 番 2 に挟まれ同 403 番と同 515 番 4 に挟まれるまでの道路敷、同 515 番 4 と同 596 番 2 に挟まれ同 515 番 1 と同 594 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 549 番 3 と同 592 番 2 に挟まれ同 549 番 3 と同 588 番に挟まれるまでの道路敷、同 592 番 2 に東接する道路敷を含む。

指定面積 53,941.51 m²

イ 指定説明文

下寺尾西方遺跡は神奈川県の西部、相模湾より北に 5 km、相模川から東に 2.5 km のところ、標高 13m 程度の相模野大地の西端部分に所在する弥生時代の集落跡である。この台地の北側には小出川が北東より南西に流れており、遺跡の西側先端部で曲がって南流する。台地と河川との比高差は 7 m 前後で、北側から西側にかけては非常によい眺望となっている。

この台地及びその周辺には、縄文時代から古代にかけての遺構・遺物の存在が知られていた。平成 14 年度、神奈川県立茅ヶ崎北陵高校の校舎建て替え計画に伴い、(財) かながわ考古学財団（当時）が発掘調査を実施したところ、校庭から古代の郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物及び弥生時代の竪穴建物とそれを囲む環濠が重複して存在していることが明らかとなった。神奈川県教育委員会は検出された遺構の重要性に鑑み校舎建て替え計画を変更し現状保存を図ることとした。その措置を受け、茅ヶ崎市教育委員会は古代の官衙に関する遺構の範囲と内容を確認する発掘調査を実施し、平成 27 年、高座郡家（郡衙）と下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）を「下寺尾官衙遺跡群」として史跡に指定した。

茅ヶ崎市教育委員会では史跡指定後も、茅ヶ崎北陵高校の校庭で検出された弥生時代の遺構の範囲を確認する発掘調査を実施してきた。その結果、遺跡は弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落で、東西約 400m、南北 250m の範囲に遺構・遺物が存在していることが明らかとなった。

最初に掘られた環濠1は東西200m、南北250mで環濠内の面積約40,000㎡、断面はV字形を呈する。新たに掘られた環濠2の断面は逆台形で、東西約400m、南北250mに拡大され、環濠内の面積は約84,000㎡に達した。2つの環濠が重複することはなく、環濠2の西側と南側の西半部分は、環濠1から約6～8m外側のところにほぼ平行して掘削された。集落としては、環濠1の段階、環濠1・2が併存する段階、環濠2の段階と変遷した。環濠2の段階は南関東の環濠集落において南関東最大級の規模で、当該地域における拠点集落であったと考えられる。

環濠2の内側からは竪穴建物58棟を確認し、なかには焼失した建物もあった。このほかにも土器集中地点3箇所、土坑1基、溝2条などを検出している。

出土遺物には各種土器類とともに、石器では磨製石鏃、大型蛤刃石斧・抉入注状片刃石斧・扁平片刃石斧及びスクレイパーなどの工具、磨石・敲石類、砥石、台石などの加工具及び調理具、礫石錘及び有頭石錘などの漁具がある。鉄器としては板状鉄斧2点と用途不明鉄製品1点が出土している。また勾玉、管玉などの装身具も出土し、勾玉は長さ6.09cmと大型で、穿孔が行われていない未成品である。

下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた南関東最大級の環濠集落である。規模から当該地域における拠点集落であり、その成立から解体までの過程を知ることができる重要な事例であり、集落域がほぼ完存する希少な事例でもある。遺物は石器とともに鉄器が出土している。弥生時代は利器が石器から鉄器へと転換する大きな画期にあたるが、南関東における鉄器導入期の実態を知ることができるという点でも重要である。

このように、本遺跡は南関東の弥生時代中期の社会の在り方を知ることができるという点で重要である。よって、史跡下寺尾官衙遺跡群の大半と重複する形で史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』(第一法規刊)平成31年2月号より引用)

ウ 指定地の範囲



図 17 史跡指定範囲

(8) 指定地の状況

ア 公有地化状況

平成 27 年度から史跡指定地の公有地化を実施しており、平成 29 年 1 月 1 日現在の史跡指定地の所有割合は、67.1%が神奈川県、14.3%が茅ヶ崎市、13.6%が個人、5%が法人所有となっている。

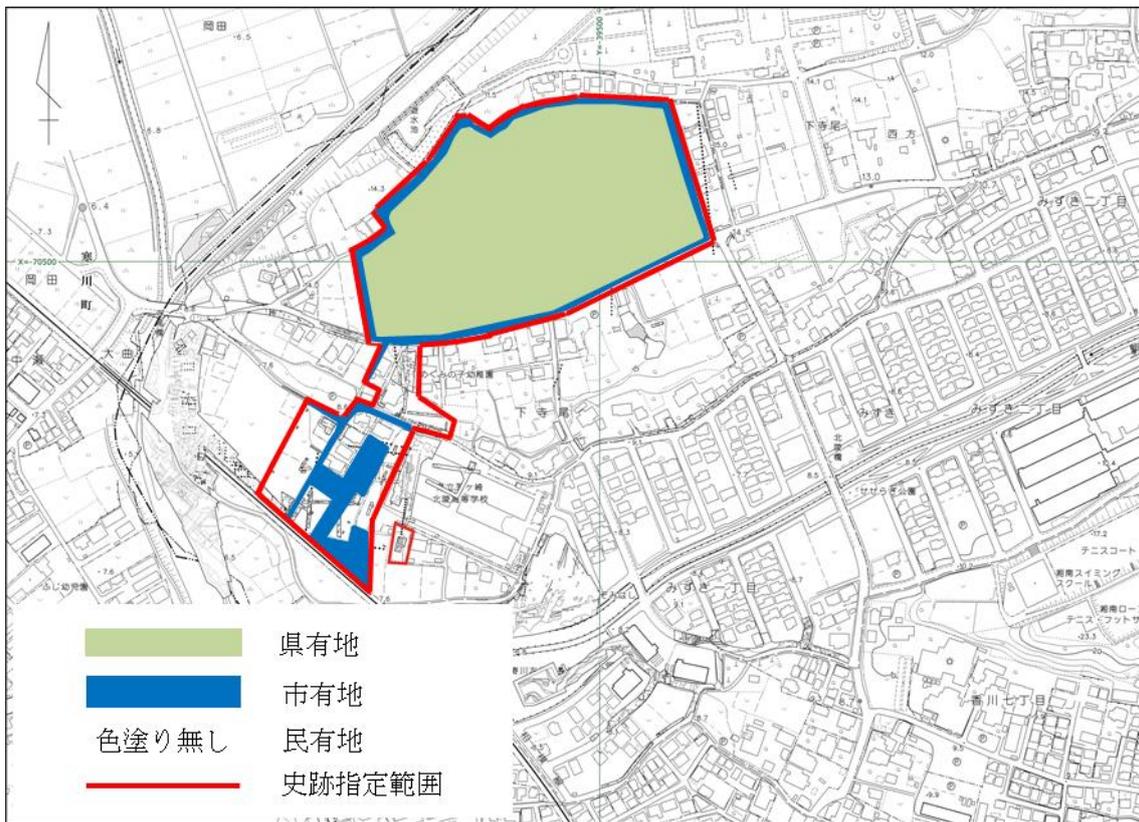


図 18 指定地内の公有地の状況

イ 土地利用

表 7 指定地内の土地利用状況(平成 29 年 1 月 1 日現在)

	土地利用	面積・戸数等
公有地 (市)	道路敷	7,729.15 m ²
	雑種地	
(県)	学校用地	36,197.00 m ²
民有地	宅地	2,036.36 m ²
	畑地	5,711.00 m ²
	学校用地	2,268.00 m ²
	合計	53,941.51 m ²

4 下寺尾西方遺跡の本質的価値

(1) 下寺尾西方遺跡の本質的価値

下寺尾西方遺跡は、これまでの調査研究で弥生時代中期宮ノ台式期の南関東における拠点集落と考えられている。環濠集落が拡大され、石器から鉄器へと文化が移り変わる様相や集落の成立から解体までが確認できる稀有な遺跡である。

また、確認された遺構の規模や位置、さらにこれらと重なり合う異なる時代の遺跡の存在から、集落の構造や立地、環濠集落以前とそれ以後の歴史を把握することができる遺跡として評価される。

下寺尾西方は、現在国史跡に指定されている範囲にとどまらず、今後追加指定される可能性がある。また、重なり合う異なる時代の遺跡も史跡の特徴のひとつであることから、追加指定される史跡及び重なり合う異なる時代の遺跡も広義の史跡として捉える必要がある。

以下に本質的価値6点をまとめその概要を記す。

1. 南関東における弥生時代中期の環濠集落として最大級の規模を有する。
2. 相模川下流域における中心的な集落
3. 弥生時代中期後半における環濠集落の形成から終末に至る変遷を知ることができる。
4. 石器文化の終末と鉄器文化の開始期波及を知ることができる。
5. 景観を復元することができる遺跡
6. 遺跡の重層的な在り方から、環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる。

〈概 説〉

1 南関東における弥生時代中期の環濠集落として最大級の規模を有する。

下寺尾西方遺跡における環濠集落は、規模と形態の違う2本の環濠などによって圍繞され変遷しながら営まれる集落である。このうち外側の環濠に伴う集落の規模は、南関東(神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県)地域において、最大級の面積を有する規模であり、弥生時代中期後半の環濠集落を考える上で重要である。また当初の環濠集落から拡張された集落への拡大は2倍以上であり、新たな環濠を構築し集落面積を広げるための土木技術の確保や労働力の調達などを可能とする力の存在も窺うことができ、集落の拡張を考える資料として重要である。

下寺尾西方遺跡における環濠集落の形成が社会的緊張によるものなのか、あるいは集団の結束を意識したものなのか単純には確定できないものの、集落建設や拡張という行為が計画的にかつ組織的に行われたことは想像に難くない。したがって下寺尾西方遺跡における環濠集落は、規模や集落拡張が大きい一事例ということだけではなく、上記の内容や背景を知るためにも必要であり、当地域での弥生時代中期後半における社会状況を考える際に欠かせない遺跡として価値を有する。

2 相模川下流域における中心的な集落

下寺尾西方遺跡は、相模川流域の東岸南部に位置するが、周辺には弥生時代中期後半の遺跡が数多く所在している。下寺尾西方遺跡を中心とした5km圏内に10ヶ所が認識されているが、

北部の台地に立地し環濠を有するものや南部低地の砂丘上に立地し環濠を有するものなど注目される遺跡も見受けられる。

こうした相模川流域における環濠集落については、大規模な環濠集落を中心に社会的なまとまりを形成しており、下寺尾西方遺跡を周辺における集落規模と比較すると、他よりかなり大きな規模を有していることから中心となる遺跡と評価される。また台地や低地を含む活動範囲の面からも中心部分に位置しており、交流に必要な陸路や川など活用も容易であったことが推測できる。それに加えて、鉄斧や磨製石斧など木工具の存在や大型勾玉の未成品などの出土から石器製作機能を持つ生産遺跡としての側面も有しており、物流の拠点となっていた可能性も想定される。

これらのことから、下寺尾西方遺跡は弥生時代中期後半における相模川東岸南部の中心的な集落であると考えられる。

3 弥生時代中期後半における環濠集落の形成から終末に至る変遷を知ることができる。

下寺尾西方遺跡から出土する弥生時代の遺物は、中期後半の「宮ノ台式期」に該当することから、この時期に限定される集落であることが明らかになっており、限定された時期に当該地を選地し、集落を形成し活動をはじめ、その後拡張を行い継続して集落を営み当該期の中で終末を迎えるという変遷を知ることができる。また一遺跡で宮ノ台式期全般に亘るという例は少なく、このことは弥生時代中期後半、宮ノ台式期の環濠集落を考える上で貴重である。

さらに、下寺尾西方遺跡における弥生時代集落は後期に継続して営まれることなく終末を迎えこの地より人の活動が消えるが、一方で下寺尾西方遺跡周辺では、弥生時代後期前半の遺跡が多数発見されており、弥生時代中期後半から後期への当地域における社会の変化を考える際にも下寺尾西方遺跡は重要な役目を果たすものと思われる。

4 石器文化の終末と鉄器文化の開始期波及を知ることができる。

下寺尾西方遺跡からは土器類とともに、鉄斧2点と内容が不明だが鉄製品が1点出土している。一方、磨製石斧などの石器も出土しており、鉄器と石器の共存が明らかになっている。このことから下寺尾西方遺跡は南関東における石器の終末と鉄器の出現の移行期の様子を知ることができる遺跡と言える。鉄斧は竪穴住居から出土しており、科学分析の結果、大陸の鉄鉱石を原料にした鉄素材を鍛造によってつくられたものとされ、鉄製品の流通や技術の伝播などを知る上で重要な資料である。また、こうした鉄斧や磨製石斧などの木工具の存在は、遺跡内で木製品製作が行われていた可能性を示している。さらに、石器・石製品の中には勾玉や磨製石斧の未成品が確認されていることに加え、敲打具(敲石)などの存在も明らかになっており、下寺尾西方遺跡において石器・石製品の製作が行われていたことも示している。特に大型の勾玉未製品は出土事例が少なく貴重な資料である。こうした内容から、石器と鉄器の併存の様子に加え、木製品や石器・石製品の生産機能を有する遺跡の様相を知りえる遺跡として評価できる。

5 景観を復元することができる遺跡

下寺尾西方遺跡は、環濠集落の内容を示す多くの遺構や遺物が現状保存されている遺跡である。加えて遺跡が立地する地形環境も大きな改変を受けておらず景観が保全されている。こうしたことから周辺地域も含めて往時の環濠集落の景観を復元することが可能である。また遺跡

が立地する台地は東側を除き、北側、西側、南側を河川が流れており、舌状に延びた台地は近傍より高く、往時は本環濠集落を周辺から認識することができたと思われる。したがって集落域に加え、周辺に展開すると思われる墓域や生産域も合わせた環濠集落を取巻く景観を想定することもできる。このように環濠集落を取り巻く環境、地形、空間など弥生時代の景観復元が可能な遺跡として評価できる。

6 遺跡の重層的な在り方から、環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる。

下寺尾西方遺跡を内包する下寺尾遺跡群には、弥生時代中期の環濠集落のほかに複数の時代の遺構が存在する。具体的には相模湾岸では数少ない縄文時代前期の貝塚である西方貝塚と集落の存在、弥生時代末から古墳時代初頭の集落、また古代においては相模国高座郡の高座郡家や下寺尾廃寺および関連する施設や祭祀場、さらに土地利用の変化を把握できる中世の区画遺構などである。これらの複数の時代の遺構は、一見すると弥生時代遺跡との関係は希薄のようであるが、環濠集落が構築された土地の地形や利用の変遷を知ることができるほか、環濠集落として当該地が選地された背景を考える上で欠くことができないものと思われる。

(2) 下寺尾西方遺跡の本質的価値に基づく構成要素

下寺尾西方遺跡の本質的な価値を構成する要素は、これまでの発掘調査等によって明らかにされている遺構や出土した遺物などを中心として、遺跡の立地している地形や環境なども含まれる。また、未調査地区においても各価値を裏付ける遺構や遺物が埋蔵されていることが推測できる。ここでは、本質的価値ごとの構成要素を抽出し整理を行う。

表 8 本質的価値に基づく構成要素

本質的価値1 南関東における弥生時代中期の環濠集落として最大級の規模を有する。		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	環濠	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠（内側） ・環濠（外側）
	集落	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴建物
	その他、環濠集落に関連する遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・溝状遺構 ・土器集中 ・土坑
	環濠集落の歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠によって圍繞された当時の活動空間 ・建物間や環濠内に広がる当時の空地的空間
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠出土の弥生土器、石器、鉄製品 ・竪穴建物出土の弥生土器、石器、鉄製品 	
(3) 記録によって保存された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠 ・竪穴建物 	
本質的価値2 相模川下流域における中心的な集落		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	環濠	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠（内側） ・環濠（外側）
	集落	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴建物
	その他、弥生時代中期古後半に属する遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・溝状遺構 ・土器集中 ・土坑
	環濠集落の歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠によって圍繞された当時の活動空間 ・建物間や環濠内に広がる当時の空地的空間
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠出土の弥生土器、石器、鉄製品 ・竪穴建物出土の弥生土器、石器、鉄製品 	
(3) 記録によって保存された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠 ・竪穴建物 	
本質的価値3 弥生時代中期後半における環濠集落の形成から終末に至る変遷を知ることができる。		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	環濠	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠（内側） ・環濠（外側）
	集落	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴建物
	その他、弥生時代	<ul style="list-style-type: none"> ・溝状遺構

	中期古後半に属す遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・土器集中 ・土坑
	環濠集落の歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠によって圍繞された当時の活動空間 ・建物間や環濠内に広がる当時の空地的空間
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> ・環濠出土の弥生土器、石器、鉄製品 ・竪穴建物出土の弥生土器、石器、鉄製品
(3) 記録によって保存された遺構		<ul style="list-style-type: none"> ・環濠 ・竪穴建物
本質的価値4 石器文化の終末と鉄器文化の開始期波及を知ることができる。		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	生産機能に関する可能性のある遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴建物
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> ・弥生土器、石器、鉄製品
(3) 記録によって保存された遺構		<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴建物
本質的価値5 景観を復元することができる遺跡		
	遺跡が立地する地形	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡内や周辺に形成された歴史的環境及び景観 ・自然地形。舌状台地及びその崖線、砂丘及び凹地、河川 ・周辺に展開する同時期の遺跡
本質的価値6 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的変遷を知ることができる		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	<ul style="list-style-type: none"> ・貝塚 ・竪穴住居 ・土坑
	弥生時代中期の環濠集落	<ul style="list-style-type: none"> ・環濠 ・竪穴住居 ・土坑
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴住居 ・土坑
	中世の土地利用関係遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・区画溝 ・井戸 土坑
	近世の耕作遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・畝状遺構 ・廃棄土坑
	近代の戦争遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・防空壕
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<p>【縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土器 ・貝 ・石器 ・貝製品 <p>【弥生時代中期の環濠集落】</p>

	<ul style="list-style-type: none">・土器 ・石器 ・鉄器【弥生時代末から古墳時代初頭の集落】・土器 ・石器 ・鉄器【中世の土地利用関係遺構】・土器 ・陶器 ・磁器 ・石製品【近世の耕作遺構】・土器 ・陶器 ・磁器 ・金属製品
--	---

(3) 今後加わる新たな価値

下寺尾西方遺跡が持つ本質的価値に加え、今後の調査研究により西方遺跡および周辺遺跡から見出されること、これまで遺跡を保存してきた先人の功績や遺跡の保存活用が、茅ヶ崎市の魅力あるまちづくりに新たな価値として加わることが期待される。

1 西方遺跡および周辺遺跡から見出される新たな価値

西方遺跡はこれまでの発掘調査によって環濠集落における環濠と集落としての竪穴建物が多数見つかっている。弥生時代中期の環濠集落周辺には生産域や墓域が存在することが多いが、西方遺跡周辺では未だ見つかっておらず、今後周辺の調査によって新たに発見される可能性がある。また、今後の研究により西方遺跡が内包する歴史的価値がさらに加わることとなる。

2 保存・活用されることによって生まれる新たな価値

「茅ヶ崎市教育基本計画」では、その基本理念として「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する」が掲げられている。史跡や遺跡の整備は、単に貴重な文化財の保護というだけでなく、これらを通じて学校教育、社会教育はもとより様々な文化活動やレクリエーション、観光など、市民生活をより充実させ、また「ひとづくり」、「まちづくり」の核としての役割を果たす存在としての価値を有する。

(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素

1 西方遺跡および周辺遺跡から見出される新たな価値

- ・西方遺跡周辺の弥生時代中期の遺構
- ・西方遺跡周辺の弥生時代中期の遺物
- ・調査資料
- ・研究資料

2 保存・活用されることによって生まれる新たな価値

- ・遺跡の活用において、他の歴史遺産や博物館などとのネットワークを形成する価値
- ・憩いの場やコミュニティーの場として地域と一体になった活用の価値
- ・観光資源としての活用や、防災面での利活用など、多方面にわたる活用の価値
- ・学校教育、社会教育、生涯学習分野で活用を行う価値

(5) その他の構成要素

史跡地の大部分は、現在も市民の生活の場として利用されており、これまでに述べた史跡の本質的価値や新たに加わる価値を構成する要素に属さない、建築物や工作物等が存在する。これらをその他の構成要素として分類すると、次表のとおりとなる。

表9 その他の構成要素

宅地	現に居住の用に供されており、居住の用に供されている間は維持管理の必要がある。公有地化実施時に除却する必要がある。
畑	耕作されている畑が存在する。天地返しなど遺構に影響が生じる可能性のある行為は、現状変更行為として規制し、遺構を保護する必要がある。
学校附属施設	県立高校敷地が存在する。旧校舎は除却されたが、その際は遺構を保護するため、基礎を残している。体育館、格技場、部室棟、グラウンド、テニスコートがあり、現在も使用されている。 学校移転後には除却する必要がある。
幼稚園およびその附属施設	史跡内に私立幼稚園があり、建築物2棟及び附属施設が存在する。移転後に除却する必要がある。
樹林、樹木、植栽	宅地や教育施設の植栽のほか、堤の実生木・雑草、畑の果樹が存在する。史跡の本質的価値を理解する上では不要だが、プライバシーの確保や堤の土壌保護を担う側面もある。 剪定など日常管理の範囲にとどまらない伐採は、現状変更行為となり、抜根など遺構に影響が生じる可能性のある行為は規制し、遺構を保護する必要がある。 史跡整備時には除却する必要がある。
人為的地形	現在の土地利用にあわせて、盛土等により地形が人為的に改変されている可能性があるが、遺構の保護層の役割を果たす側面がある。 史跡整備時には、遺構の保護を優先し地形の改変を行う必要がある。
道路とその関連施設	環濠を東西に横断するように市道が通っている。これは、地域の生活道路としてだけでなく、茅ヶ崎市防災計画において「緊急輸送道路を補完する道路」に位置付けられている。また、高校敷地や宅地周辺にも市道が通っており、使用されている。 環濠は史跡の本質的価値を構成する要素であり、史跡を保存・活用・整備するためには、市道の廃道や迂回が必要となるが、利用状況に即して対応する必要がある。 信号機等の工作物も市道とともに対応する必要があるが、除却する場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。
案内板、説明版等	西方貝塚および環濠集落の説明板が存在する。これは、史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、史跡を活用するために必要な設備である。
その他の工作物	史跡内に存在する宅地及び教育施設の用に供する設備として、電柱及び電線、埋設管が存在する。これは、宅地及び教育施設が存在する限り、

	<p>維持管理の必要がある。維持管理に掘削を伴う場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。</p> <p>宅地及び教育施設の除却が完了し、史跡整備を実施する際に除却する必要がある。</p>
--	---

5 下寺尾西方遺跡の現状と課題

(1) 下寺尾西方遺跡の特徴とその保存活用

ア 重なる史跡

- ・西方遺跡は弥生時代中期以外に多くの時代の遺跡が立地しており、それぞれに地域にとって欠くことのできない重要性を持っている。また、そういった遺跡が重なって存在することの価値はそれぞれの遺跡の実態に作用し合うものと考えられる。遺跡は物理的にも重なっており、約 8000 年の歴史がつまった土は、基本的に地層類聚の法則に従っており、古いものはより下位に存在している。すでに史跡指定を受けている下寺尾官衙遺跡群は、史跡下寺尾西方遺跡よりも新しく、より上位に存在していることとなる。さらに、縄文時代前期の西方貝塚は史跡下寺尾西方遺跡より古く、より下位に存在することから、下寺尾西方遺跡の歴史的価値を解明し、保存活用を行うには、その特徴を理解した上で、行う必要がある。

イ 史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画との整合性

- ・平成 29 年 3 月に策定された史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画では、複合遺跡としての価値を内包していることを前提として、下寺尾官衙遺跡群を主体とした保存活用の方針を示したものとなっている。下寺尾西方遺跡は計画策定後に新たに史跡に指定されたことから、本書では下寺尾西方遺跡を中心とした現状・課題を抽出する。しかしながら、下寺尾官衙遺跡群を始めとしたその他の時代の遺跡は、下寺尾西方遺跡の課題と密接に関わることから、重なる史跡としての考え方を示した上で、現状・課題を整理し、大綱として保存活用整備の基本的な考え方をまとめる。そのため、史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画と史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画はどちらかに優劣をつけないように位置付け、整合性を図る。

(2) 現状と課題

ア 保存・管理

◇現状

- ・茅ヶ崎市が管理団体となっている。
- ・幼稚園 1 軒、そして移転が予定されている北陵高校の施設の一部が現存している。
- ・史跡指定地内は原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- ・史跡を分断する道路が存在している。
- ・史跡がどこに存在しているか現地でわからない。
- ・日常の管理は市が単独で実施している。
- ・来訪者が訪れる場所がない。

◇課題

- ・指定面積の約7割を北陵高校旧校地及び仮設校舎の一部が占め、同校の移転についての見通しが立たないなか、学校運営は継続中であり、保存管理をいつまで誰がどのように行うかが課題である。
- ・市道が環濠を分断する形で横断しており、史跡の保存、管理に適していない。
- ・公有地であること、史跡であることが明示されていない。
- ・地域と協同での保存・管理が行われていない。
- ・史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。
- ・史跡内容を知ることのできる場所が現地に存在していない。

◇ 史跡指定地・周辺保存の現状と課題

- ・史跡指定地の周辺は埋蔵文化財包蔵地であり、環濠集落に関連する包蔵地である可能性が高い。今後さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡に追加指定し保護する必要がある。
- ・史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地及び歴史的景観を保全するために、民間開発等には理解と協力を求めながら対応する必要がある。
- ・史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う耕作や工事に対しても埋蔵文化財保護のために理解と協力を求める必要がある。
- ・指定地周辺の民家で建替え等の計画がある場合に備え、史跡周辺の保存管理基準を明確にしておく必要がある。

イ 活用

◇現状

- ・史跡内容を紹介するものがホームページのみとなっている。
- ・現地における史跡内容を説明するものが市道の歩道部分に一つ存在している。
- ・現地へ訪れるための手段が乏しい。
- ・1年に1回のペースで下寺尾の遺跡を周知する講演会を実施、計画している。

◇課題

- ・史跡内容を紹介するパンフレット・リーフレット等がない。
- ・現地における史跡内容の解説板が一つしかない。
- ・地域住民に遺跡の価値を周知する活動が不足している。
- ・現地を見学する際に必要なガイダンス施設がない。
- ・現地を案内する看板や説明板がない。
- ・駐車場がない。
- ・トイレ等の便益施設がない。
- ・遺跡の価値を周知するためのさらなる手段が必要。

ウ 調査・研究

◇現状

- ・貴重な遺跡が重なって存在している。
- ・先行して指定された下寺尾官衙遺跡群が現在地域にとって最も認識されており、その他の遺跡内容に対する認識が弱い。
- ・環濠集落に伴う可能性の高い生産域や墓域が見つかっていない。

◇課題

- ・重なる遺跡を理解し、下寺尾西方遺跡のさらなる解明のための計画的な調査が必要。
- ・環濠集落研究による新たな知見が必要になる可能性がある。

エ 整備

◇現状

- ・計画の対象範囲には、弥生時代の環濠集落だけでなく多様な時代の遺跡が重なって存在する。
- ・史跡指定時の指定範囲は重要な遺跡の中心部分に限られている。
- ・民有地や県有地が多く所在している。
- ・史跡を訪れる場合の公共交通機関はJR相模線で、最寄り駅は香川駅か寒川駅となる。
- ・史跡が地域住民や学生の生活空間と重なっている。

◇課題

- ・市道が環濠集落の中心部分を横断している。
- ・民有地や県有地が多く所在しており、史跡整備のための公有地化に時間がかかる可能性がある。
- ・令和4年度末現在で、現地にある下寺尾遺跡群の案内は、「七堂伽藍跡碑」のほか案内板が3基であるが、史跡の指定範囲を示すものはない。
- ・来訪者が集まって説明を聞く場所、休憩をする場所がない。
- ・環濠集落の位置関係や保存管理の状況を確認できる場所と設備がない。
- ・史跡を訪れる場合の公共交通機関はJR相模線で、最寄り駅は香川駅か寒川駅となるが、どちらも徒歩で15分ほどを要する。コミュニティバス「北部循環市立病院線」と小出地区内限定の乗り合いバスが利用できるが、自家用車の駐車や自転車の駐輪スペースはない。
- ・来訪者用の駐車・駐輪場の整備がない。
- ・レンタサイクルの活用などの工夫が求められる。
- ・他の遺跡へのアクセスが悪い。
- ・史跡が地域住民や学生の生活空間と重なっており、史跡を見学する際に学校敷地や民有地に侵入してしまうおそれがある。
- ・プライバシーに配慮する必要がある。

6 大綱（保存活用整備の基本的な考え）

(1) 重なる史跡の考え方

下寺尾遺跡群内における下寺尾西方遺跡は、既に下寺尾官衙遺跡群としても史跡指定を受けていることから、同一地域において古代のみではなく弥生時代にかかわる史跡も加わることになるが、これは、同じ場所に二つの史跡が重なって存在するという全国的にも数少ない事例となる。

重なる史跡に対しては、ともに我が国の歴史を語るうえで欠かせない重要な文化財であるということ踏まえ、どちらかによって遺跡の優劣が生じることをないようにする必要がある。その上で、同じ場所に異なる時代の遺跡が存在するという事実を認識し、双方それぞれが有する特質を尊重しながら史跡（遺跡）全体の調和のとれた保存活用を進めていく。

また同一地域に、複数の史跡が存在するという特徴を活かし、広く複合遺跡への理解を深めるとともに、地域においては、その希少性および重要さに対する認識をひろめ、後世に継承していく地域遺産としての誇りを醸成していくことを目指す。

以下それぞれの視点から、重なる史跡の取り扱いについての考え方を示す。

(2) 保存・管理・活用

ア 二つの史跡に対する優劣はつけない

古代における下寺尾官衙遺跡群および弥生時代の下寺尾西方遺跡それぞれは、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない史跡であることから、優劣をつけることは不可能であり、そうした検討は行わない。

イ 双方の歴史的価値を高める保存活用

双方の史跡の時代や性格などの本質的価値が、きちんと保存され継承されることを前提として保存活用を行う。

ウ 複合遺跡を意識した保存活用

重なる史跡は複合遺跡であることから、土地の変遷・歴史が理解できるような保存活用を意識する必要がある。

(3) 調査・研究

ア 適正な目的に沿った調査研究

史跡は現状保存が原則であり、確認調査等を行う場合は、史跡の歴史的評価の判断に必要とされる資料および保存整備に関わる資料を得ることを目的とするものに限り、計画的に実施する。

イ 重なる史跡を意識した確認調査

確認調査は、史跡が重なって存在することを念頭に行い、双方の史跡を傷めないようにする。調査地点における遺跡の状況を把握し、とくに下層に所在する遺跡の調査では、上層に所在する遺跡の保護に配慮する。調査に際しては、有識者や関係者の指導助言を踏まえ実施する。

ウ 複合遺跡に関する研究

考古学において複合遺跡は、同じ場所に時代が異なる遺跡が存在することを示すが、複数の史跡（遺跡）が、同じ場所に立地した背景に共通点があるかを含め、遺跡立地の観点からも研究を進める必要がある。

エ 公開普及の原則

調査に際しては、現地見学などを行い広く遺跡状況や発掘調査に対する理解を深めることに努める。調査成果については、適正な報告書を作成するとともに、平易な普及版を作成し広く公開普及に努める。こうした公開に際しては、重なる史跡であることを踏まえ、重層的に異なる時代の遺跡が存在することを理解してもらえるように工夫する必要がある。

(4) 整備

ア 双方の特質を踏まえ、調和のとれた史跡（遺跡）全体の保存活用を進める

史跡（遺跡）を訪れる人の多くは、その史跡の中心となる時代について情報を得て理解する場合が多い。下寺尾西方遺跡のように、同じ場所で史跡の評価を複数持っている場合は、その両方についての説明を行う必要がある。

この特徴を活かしながら、整備活用する必要がある、そのためにはその土地から得られる情報をきちんと把握する必要がある。

イ 複合遺跡であることの周知

複合遺跡の理解を深める機会とする。遺跡が土地の歴史を表現することを知ってもらう。

同じ場所に時代の異なる遺跡が存在する複合遺跡の説明を行い、理解を深める必要がある。同一地域を時間軸という視点で説明することで、その地域の土地に刻まれた歴史を知ることが可能である。

複合遺跡であることを認識し、本遺跡群に、複数の遺跡が存在したことをわかりやすく表現し土地の歴史(変遷)を正確に知らせる整備活用を行う。

ウ 下寺尾遺跡群の希少性の周知

全国的に数少ない事例であることを周知し、その希少性を全国に発信できる遺産であることを地元地域に知ってもらう。

地域にとっても重要な遺産であり、地域の宝としての誇りを持ってもらえるように活用する。

7 保存・管理

(1) 維持管理

(2) 開発対応の調査

(3) 公有地化

(4) 追加指定（新たな価値と評価）

8 活用

(1) 公開

(2) 活用

9 調査・研究

(1) 調査の基本方針

(2) 確認調査

(3) 調査成果の公開

(4) 研究体制の確立

10 整備

(1) 整備基本構想と計画

ア 保存のための整備

イ 活用のための整備

(2) 暫定整備

11 計画実施に向けて

(1) 運営・体制整備

(2) 実施計画

(3) 経過観察



附 編



写真 30 七堂伽藍跡碑建碑時の記念写真

附編目次

(1) 関連法令	1
ア 文化財保護法.....	1
イ 都市計画法.....	1
ウ 農地法	2
エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例.....	3
オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例.....	3
カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	4
(2) 茅ヶ崎市の関連計画.....	4
ア 茅ヶ崎市総合計画.....	4
イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン	6
ウ ちがさき都市マスタープラン.....	7
エ 茅ヶ崎市景観計画.....	8
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画.....	11
(3) 史跡整備に関わる法令.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
(4) 現状変更の許可申請に関する資料.....	26
ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表.....	26
イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図.....	27
ウ 現状変更等に関する手続き.....	27
エ 現状変更等の許可を必要としない行為.....	28
オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」	28
(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿.....	29
(6) パブリックコメントの実施結果.....	30
引用・参考文献一覧	32

附編**(1) 関連法令****ア 文化財保護法**

文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として昭和 25 年 5 月 30 日に制定された。

埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、第 6 章「埋蔵文化財」の 93 条及び 94 条が適用される。史跡名勝天然記念物にかかわる指定、管理、復旧、現状変更等については、第 7 章「史跡名勝天然記念物」の第 109 条から 133 条に規定がある。

史跡の現状変更等に関する権限委譲、許可申請等に関しては下記の政令、規則による。

- ・文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則
（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則
（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について
（平成 12 年 3 月 10 日庁保伝第 14 号文化庁次長通知）
- ・文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令等の改正について
（平成 27 年 12 月 21 日 27 庁財第 457 号文化庁次長通知）

茅ヶ崎市では、市内に所在する文化財を保存しその活用を図り市民の文化向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的として、茅ヶ崎市文化財保護条例(昭和 35 年茅ヶ崎市条例第 9 号)を制定し、平成 10 年 12 月 28 日（条例第 45 号）に改正をしている。

イ 都市計画法

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。また、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めている。

【都市計画区域】は、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備する必要のある区域について指定される。本市では、昭和 9 年 8 月 28 日に茅ヶ崎町の全域を都市計画区域として決定し、その後、小出村の分村合弁を経て、昭和 34 年に寒川町の全域を含む 4,918ha となり、現在に至っている。

【市街化区域及び市街化調整区域（区域区分）】は、無秩序な市街化を防止するため、新都市計画法の施行に伴い、原則、都市計画区域内は市街化区域と市街化調整区域の 2 つに区分すること

とされた。史跡地ならびにその周辺は、市街化調整区域である。

【土地区画整理事業】としては、史跡地に近接する「香川・下寺尾特定土地区画整理事業」(31.5ha)がすでに事業を完了している。

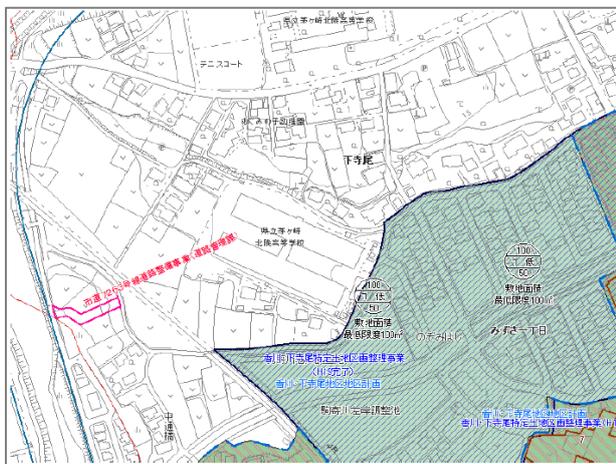


図 22 史跡周辺の都市計画図 高校仮校舎付近

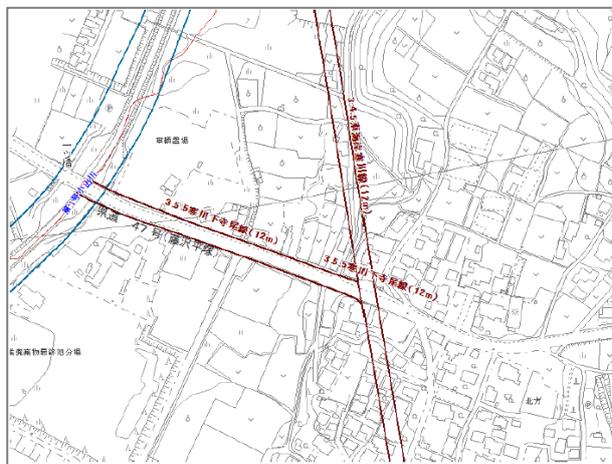


図 23 史跡周辺の都市計画図(道路) 下寺尾北側

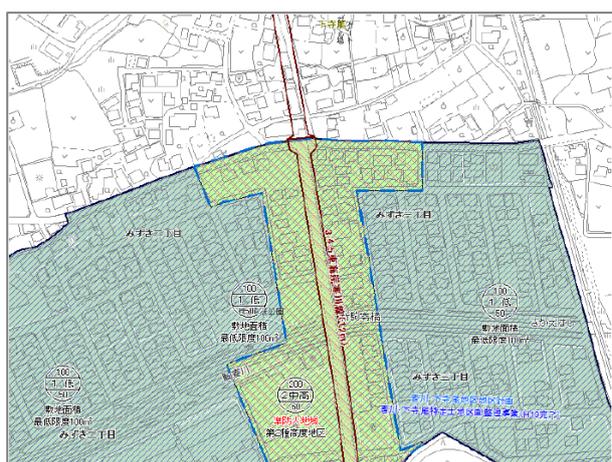


図 24 史跡周辺の都市計画図 みずき2、3丁目付近

ウ 農地法

農地法は、国民の重要な生活の糧となる農産物を生産する農地が、国民にとって、また地域にとっても限られた貴重な資源であることから、農地及び採草放牧地を的確に維持するために、その取り扱いについて定めた法律である。これまで基本的に所有者が農地を利用し農業を行うという規制があったが、平成 21 年 12 月 15 日に改正法が施行され、農地を借用し農業を行うことができるようになった。しかし農業以外の利用など違法な利用や転用については厳罰化された。

農地法に関する主な手続きとしては、農地を農地のまま売買・賃貸借等をする場合、自分が所有している農地を農地以外のものにする場合、農地を農地以外にする目的で売買・賃貸借等をする場合などがあり、その際には許可が必要となる。

なお、下寺尾地区には「農業振興地域の整備に関する法律」が適用される農振地域は設定されていない。

エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例

平成 16 年 6 月に制定された「景観法」は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するための、わが国初めての景観についての総合的な法律である。地方公共団体は景観行政団体となることで、景観法に定められた景観計画を策定し、法律に基づいた規制誘導を行うことが可能となった。

本市も景観法に基づいた景観まちづくりを推進するために、茅ヶ崎市景観計画を策定するとともに、茅ヶ崎市景観条例を制定した。茅ヶ崎市景観条例は平成 20 年 7 月 1 日に告示し、平成 20 年 10 月 1 日より施行した。さらに、本市では、集中的に景観形成をするべき拠点として、茅ヶ崎市景観計画で位置付けた茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区及び浜見平地区を平成 23 年 4 月 1 日より特別景観まちづくり地区として指定し、景観法に基づく規制誘導を行うため、茅ヶ崎市景観条例の一部改正をした。

景観法・茅ヶ崎市景観条例では、一定規模を超える建築物、工作物の新築、新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更および開発行為は届け出を行う必要がある。

オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例

屋外広告物法は、良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止を目的とし、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置等について必要な基準を定めることを目的としている。以前は、神奈川県屋外広告物条例が当市で適用されていたが、政令指定都市、中核市を除く神奈川県内全域を対象としているため、本市の実態に即した屋外広告物の規制誘導が行われているとは言い難い状況も見受けられた。そのような状況から平成 18 年に景観法に基づく景観行政団体へ移行した茅ヶ崎市は、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持を誘導するとともに、公衆に対する危害を防止するために茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行した。

茅ヶ崎市屋外広告物条例では、用途地域を基に市内を 6 つの地域に区分した地域種別ごとに、表示等の基準を定めている。屋外広告物の表示等にあたっては、原則、この地域種別ごとの基準に従って表示等を行わなければならない。

茅ヶ崎市景観計画における屋外広告物の考え方としては、住宅都市としての落ち着きを演出する広告物を誘導するための規制のほか、歴史的資源や景観重要建造物や景観重要樹木など、景観形成上重要な施設の隣接地では、地域イメージを損ねないように、提出位置に配慮する方針としている。また、条例第 4 条では、良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所には、適用除外の屋外広告物を除き、屋外広告物の表示等を行うことはできない地域が設定されており、国の史跡、名勝及び天然記念物に指定又は仮指定された地域である旧相模川橋脚（国指定史跡名勝天然記念物）、下寺尾官衙遺跡（国指定）がその禁止地域となっている。

カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

バリアフリー法は、高齢者や障害者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律で平成 18 年 12 月から施行された。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」である。この法律に基づいて、神奈川県は上記の条例を制定した。

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」は、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりの整備を主な目的としている。神奈川県では、平成 8 年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、だれもが住みよいまちづくりに取り組んできたが、その後、規則改正を行い、平成 14 年 4 月から新しい整備基準を適用し、さらに、平成 18 年のバリアフリー新法の施行や社会状況の変化に対応するため、平成 20 年 12 月には、条例を一部改正し、名称も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。条例の適用区域は、横浜市、川崎市を除く県内 31 市町村で、茅ヶ崎市はこの条例の適用となる。

公共的施設等の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようする場合には、整備基準を遵守しなければならない。また、公共的施設のうち規則で定める指定施設の新築等をしようとする場合は、条例第 17 条に基づく事前協議が必要になる。

この条例第 17 条に基づいて、官公庁施設、教育文化施設（学校等、図書館等、動物園等、集会施設）、医療施設、福祉施設、商業施設のうち公益事業施設・銀行等は、すべてが条例の対象となる指定施設である。

茅ヶ崎市では、バリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいて、駅を中心とした地区や高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区において、施設・経路のバリアフリー化を図り、重点的・一体的なバリアフリー化を推進することを目的として、平成 27 年 9 月に、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定した。

(2) 茅ヶ崎市の関連計画

ア 茅ヶ崎市総合計画

- 策 定 平成 22 年 3 月
- 基本構想 中長期の展望に基づいた 10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針
- 計画期間 平成 23 年度～32 年度（10 年間）（平成 26 年 12 月中間見直し）
- 経過・予定 第 1 次実施計画（23 年度～25 年度）
第 2 次実施計画（25 年度～27 年度）
中間評価
第 3 次実施計画（28 年度～30 年度）
第 4 次実施計画（30 年度～32 年度）
※25 年度と 30 年度は実施計画のローリング

■概 要

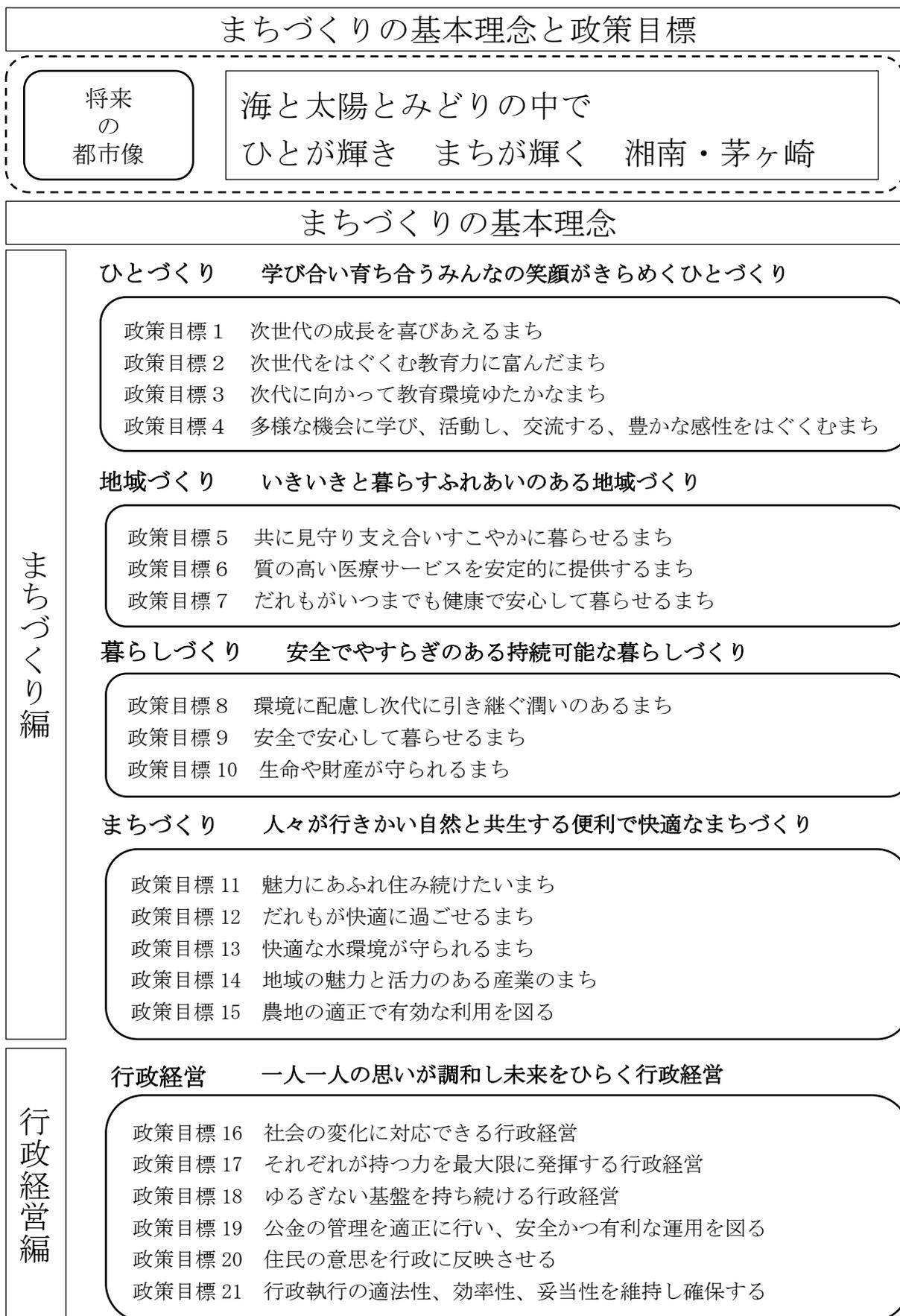


図 25 茅ヶ崎市総合計画の基本理念と政策目標

イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン

- 策 定 平成 22 年 3 月
- 計画期間 平成 23 年度～32 年度（10 年間）
- 経過・予定 具体的な事業内容を示す「実施計画」は、3 カ年の計画内容で見直しながら策定
- 概 要

「人づくりの視点」		
◇ 基本理念 ◇		
学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～		
・・・政策実現の三つの方向性・・・		
伸ばす(確かな学力 自律性 健やかな体) つなぐ(共感 市民性 豊かな人間性) 支える(教育環境整備 調査・研究 点検・評価 安全安心)		
《 三つの政策 》		
<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実 2 学びあい響きあう社会教育の充実 3 教育行政の効率的・効果的運営 		
= 重点施策 =		
<ol style="list-style-type: none"> 1 学びの質を高める学校教育の充実 2 地域の教育力の向上 3 家庭教育・幼児期の教育の支援 4 響きあう教育展開のための基礎づくり 		
学校教育の施策	社会教育の施策	教育行政の施策
施策1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進	施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進	施策8 教育的効果を高める教育行政の推進
施策2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進	施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成	施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進
施策3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進	施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	
施策4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備		

(※史跡下寺尾官衙遺跡群の保存整備に関する施策)

< 施策の方向性 >

- ・ 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開
- ・ 文化財の調査・収集と保護
- ・ 文化財保護意識の啓発
- ・ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出
- ・ 史跡の保存整備と活用
- ・ 郷土を語る文化資料館の整備

図 26 社会教育の施策

ウ ちがさき都市マスタープラン

- 策 定 平成9年8月（平成20年6月改定）
- 計画期間 平成20年度～30年度
（20年後を目標年次とし概ね10年間の施策、5年ごとに見直し）
- 経過・予定 平成25年一部見直し
 - ・見直しの視点1 東日本大震災の教訓を活かした都市づくりの展開
 - ・見直しの視点2 低炭素まちづくりの推進
 - ・見直しの視点3 重点的に取り組む施策などの時点修正
- 概 要

(ア) 「ちがさき都市マスタープラン」の位置づけ（第1章3）

- ・これからの都市づくりの方向性を定めるもの。
- ・本市の特徴や市民の意見・提案を基にして策定。
- ・さまざまな都市づくりの計画や総合計画、国・県の計画の内容と整合性を図る。
- ・土地利用やコミュニティのまとまりなどを考慮し7地域に区分して都市づくりの方向を定める。

(イ) 市がめざす都市づくりの基本方向（第3章1）

- ア 環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり
- イ 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり
- ウ 個性と独自性を市民とともにはぐくむ都市づくり

(ウ) 将来都市像（第3章2）

「湘南の快適環境都市」～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～

◆ 将来都市像 ◆

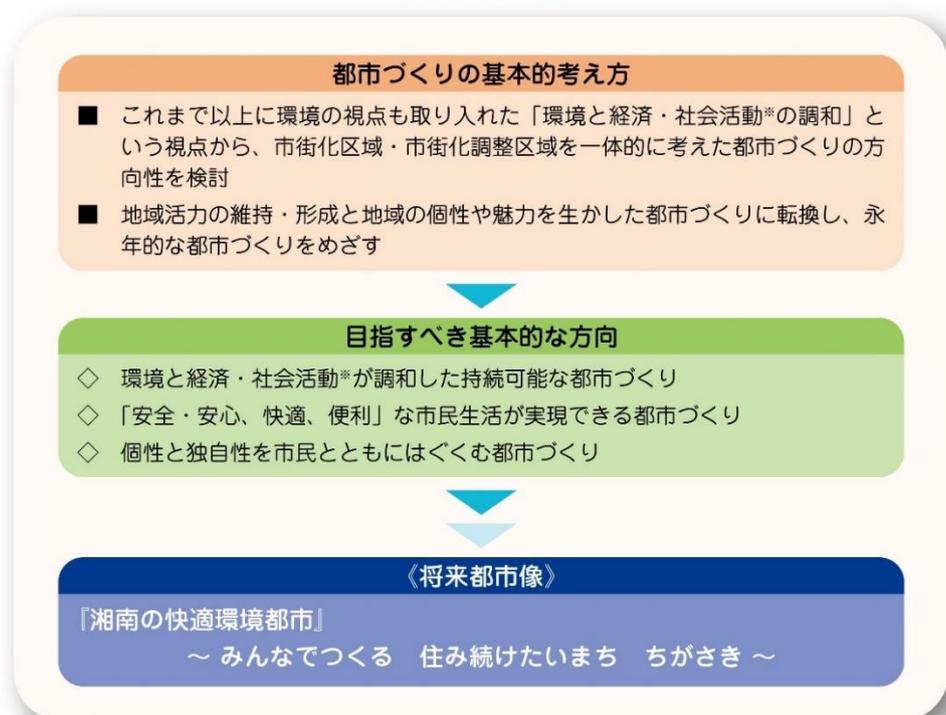


図 27 将来都市像

エ 茅ヶ崎市景観計画

■策 定 平成 20 年 10 月運用開始

■計画期間 平成 20 年度～29 年度

■経過・予定

平成 23 年 4 月一部改訂

- ・特別景観まちづくり地区の新規指定「茅ヶ崎漁港周辺地区」及び「浜見平地区」

平成 25 年 7 月

- ・前期（20-22 年）実施状況評価の報告書作成
- ・実施すべき事項の再整理のための一部改訂

平成 27 年 7 月

- ・特別景観まちづくり地区「辻堂駅西口周辺地区」を指定

平成 28 年 7 月

- ・景観計画の一部改訂（景観重要公共施設に指定）

■概 要

(7) 景観計画区域

景観法第 8 条第 2 項に定める景観計画区域は茅ヶ崎市全域（海岸法による海岸保全区域の海面を含む。）とする。

(イ) 基本理念

茅ヶ崎市景観計画では、「景観とは、自然現象と人間（生活・文化）との関係を表す総合指標である」という考え方を念頭に、市民・事業者・行政が連携して景観まちづくりを進めていくうえで、共有すべき三つの基本理念を示す。

- ・湘南の快適環境都市
- ・茅ヶ崎らしさを守り育て、魅力ある茅ヶ崎の創造
- ・市民参画の景観まちづくりの推進と定着

(ウ) 基本目標

茅ヶ崎らしい景観まちづくりにあたり、三つの基本理念にそって、五つの基本目標をたてる。

- 目標 1 豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を守り、継承します
- 目標 2 地域の資源や特徴を活かしつつ進めます
- 目標 3 人にやさしいまちづくりを進めます
- 目標 4 市民・事業者・行政が連携して進めます
- 目標 5 湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしいまちづくりを進めます

(エ) 基本方針

景観まちづくりの基本理念に定めた考え方をもとに、基本目標を実現するための指針として定めたものが基本方針である。基本方針の構成は、本市全体にかかわる共通の方針（景観まちづくりの基本原則－10 の原則）、場所ごと、地域ごとの方針（景観構造別方針）、景観を形成する要素ごとの方針（景観要素別方針）の 3 部構成となっている。

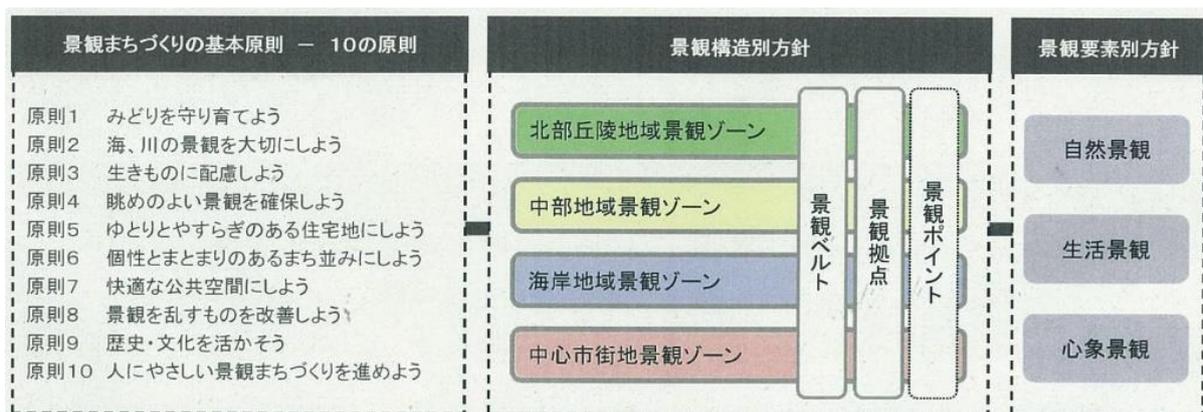


図 28 景観まちづくりの基本方針

(オ) 景観構造の設定

地域の景観特性に応じた景観まちづくりを進めるために、茅ヶ崎の地形的なまとまりや景観的な特性を加味して景観構造を浮き彫りにするために、市域を4つの「景観ゾーン」に分類し、「景観ベルト」、[景観拠点]を設定する。

※本事業の対象地は北部丘陵景観ゾーンと都市河川ベルトに該当する。

①北部丘陵地域景観ゾーン

《景観まちづくりの方針》

- みどり豊かな湘南の里の保全
- 景観的に重要なポイントにおける重点的なみどりの保全・創出
- 谷戸景観の保全
- 建築物、工作物の周辺への配慮、調和

②都市河川ベルト

・小出川、千ノ川、駒寄川など、市内を流れて相模川などに注ぐ河川は、水とみどりの骨格軸の景観を形成している。

《景観まちづくりの方針》

- 親しみのある水辺空間の再生
- 生態系に配慮した河川環境の創出
- 河川景観と調和したまち並み景観の形成
- 水害への配慮

<小出川の方針> 水辺の保全と自然環境の回復

<駒寄川の方針> 住宅地や歴史的景観との調和への配慮

(カ) 景観ポイントの設定

景観ポイントは、各ゾーンやベルトの景観特性がよく現れている場所、あるいは景観まちづくりの具体的な推進が望まれる一定の範囲を指す。景観ポイントは、次の2つの共通指針をもとに景観形成をめざす。

《共通指針》

- ・個性的な景観を形成する
- ・調和とまとまりのある景観を形成する

《景観ポイントごとの評価の視点》

景観ポイントとして、史跡が所在する下寺尾字西方が選ばれており次のような評価の視点が記されている。

■下寺尾字西方

○歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成

新しい住宅地に隣接しているものの、古代寺院の七堂伽藍跡や相模国郡衙跡（県立茅ヶ崎北陵高校）など歴史的な気配も感じることができる。歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成に努める。また、田園景観に親しめるような歩行者ネットワークの形成を進める。

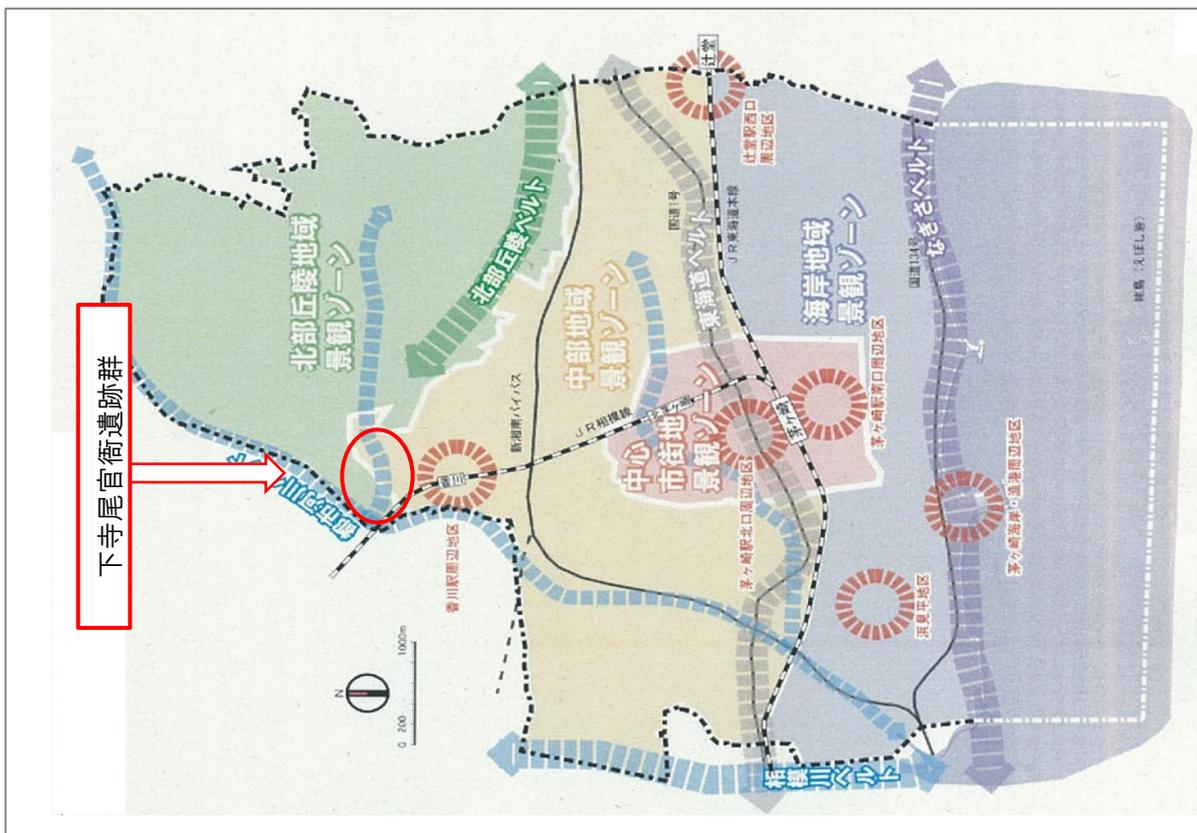


図 29 景観構造図

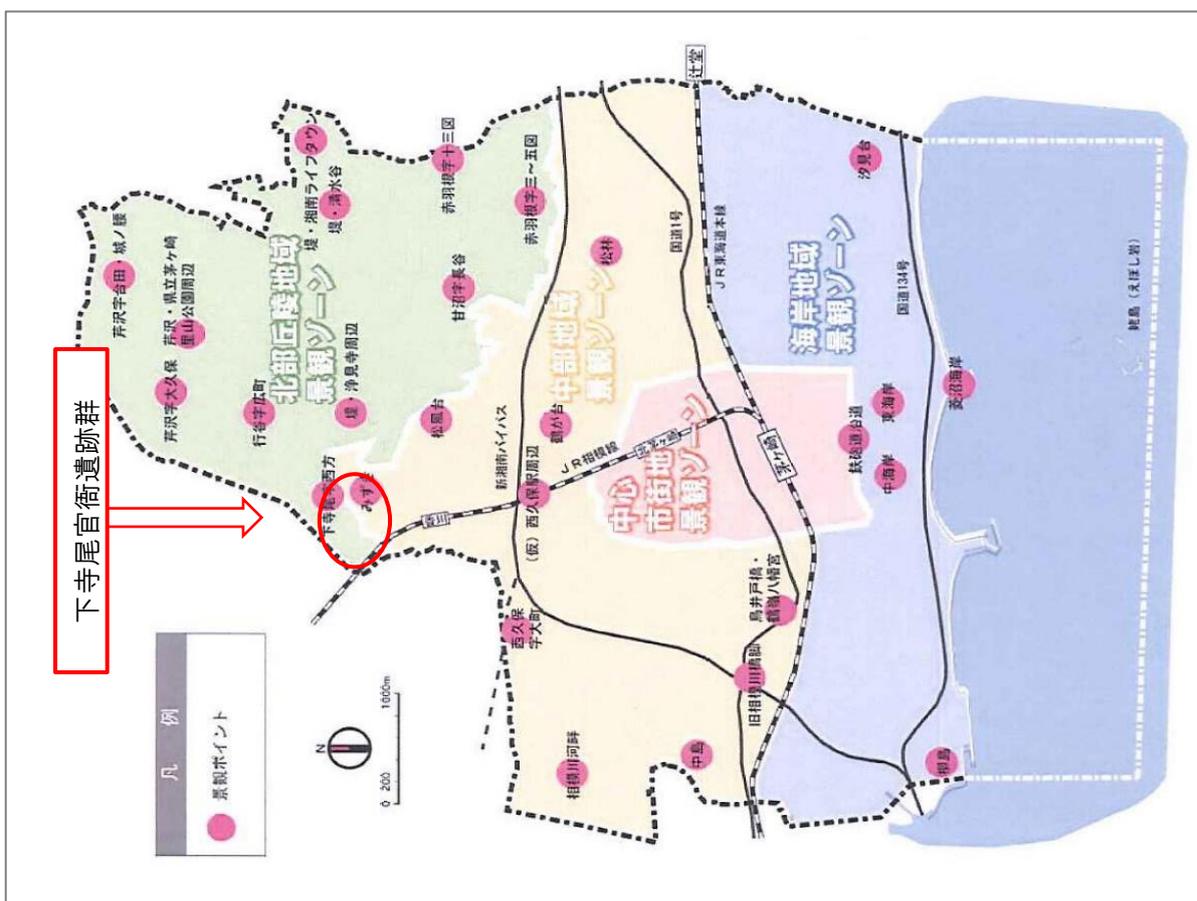


図 30 景観ポイント図

オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画

■計画期間 平成 21 年度～30 年度

■経過・予定

平成 25 年 1 月 中間報告の実施

■概 要

(ア) 基本理念

- ・個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- ・快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- ・市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

(イ) 基本方針

- ・自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- ・安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- ・歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- ・豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

(ウ) みどりの将来像

- ・自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
- ・市民と関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
- ・骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります



図 32 みどりの将来像の概念図

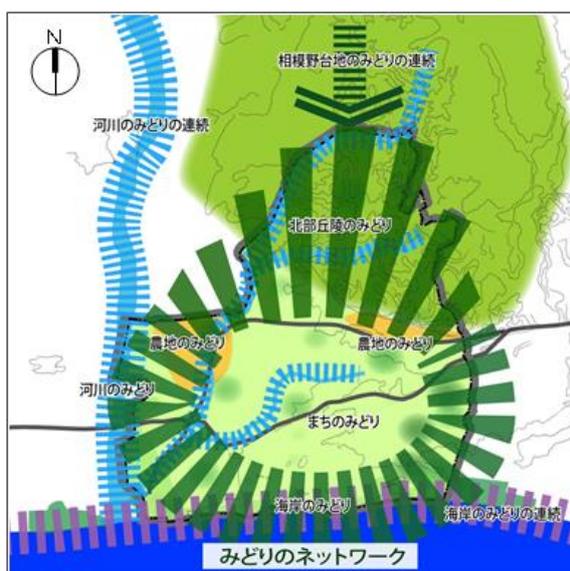


図 31 みどりの将来像

表 15 北部丘陵のみどりにおける基本方針

対 象	主 な 施 策
<p>自然環境保全上 重要な地域</p> 	<p>《みどりの保全》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域制緑地などによるみどりの保全 (★特別緑地保全地区指定の推進、★市民緑地制度の推進★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進など) <p>《施策の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協力体制の構築(管理協定締結の推進 事業者参加の充実など) ●PR・情報提供の充実 (緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなど) ●資金の充実(★茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実など)
<p>拠点となるレクリ エーション空間の 充実・整備が求めら れる地域</p> 	<p>《みどりの創出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備(★市民の森の再整備など) ●公共施設緑化・整備の推進 (★(仮称)小出第二小学校用地の活用など)
<p>まとまりのある 樹林地</p> 	<p>《みどりの保全》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域制緑地などによるみどりの保全 (★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進) <p>《施策の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協力体制の構築(里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用、事業者参加の充実など) ●PR・情報提供の充実 (緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなど)
<p>優れた歴史的景観 地域</p> 	<p>《みどりの創出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川のみどりネットワークの推進(親水護岸の整備、散策路(管理用通路)の整備など)

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。



図 33 北部丘陵のみどりにおける基本方針図

(2) 史跡整備に関わる法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三十一条第一項第四号、第五十三号第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にならなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第九十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第九十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第九十条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に

代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変

更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い

取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二十條までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当

該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二十條中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二十條中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二八年一月二六日政令第三九六号

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項(法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

へ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抜粋)

(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号)

最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

六 峡谷、瀑布、溪流、深淵

七 湖沼、湿原、浮島、湧泉

八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層等地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第十九条第二項で準用する法第三十

一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第十八条、第二十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第十五条第二項（法第二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）
最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十号で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成二十七年一月二日 文部科学省令第三六号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次

に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 (抜粋)

(平成一二年四月二八日 文部大臣裁定)

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百五条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の出立をを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項 ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項 ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一百五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

- (三) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)
最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五条第一項(法第二百十号及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は

特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和43年1月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和43年1月

文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について (抜粋)

(平成一二年三月一〇日保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第八〇条)は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと(法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準(新地方自治法第二四五条の九)については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第八五条の三)(第八二参照)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第九九条第四項)(第八四参照)。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う(法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで)。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)

③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)

④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)

⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)

⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法 (抜粋)

(昭和二十四年六月三日法律第八十九号)

最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九十一条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(4) 現状変更の許可申請に関する資料

ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表

表 16 現状変更行為等に伴う許可申請区分表

区分	行為の内容	主な参考事例
許可申請を要しない行為 (不明な場合は、市教育委員会へ連絡)	<p>維持の措置</p> <p>(1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 (2) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 (3) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>史跡のき損届が必要となる場合がありますので、安全を確認した後、市教育委員会へ連絡してください。</p> </div>	○史跡本体に関する維持の措置
	<p>非常災害等による必要な応急措置</p> <p>(1) 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 (2) 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>史跡のき損届が必要となる場合がありますので、安全を確認した後、市教育委員会へ連絡してください。</p> </div>	<p>○土砂崩れの土砂取り除き ○損壊した建築物・工作物等の除却 ○事故で損壊した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合 ○地下埋設管の破裂等に伴う緊急的措置</p>
	<p>保存に及ぼす影響が軽微である場合</p> <p>(1) 植栽の維持管理行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (2) 既存建築物等の維持管理行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (3) 耕作行為(天地返し等土地の形状の変更を伴わないもの)</p>	<p>○樹木の剪定・枝払い、草刈り、株物の植え替え等 ○既存建築物の壁、塀、門扉等の補修等 ○既存の敷石、階段の丸太の補修等 ○水路内の清掃</p>
市教育委員会へ許可申請が必要な行為	<p>軽微な現状変更</p> <p>(1) 二年以内の期限をもって設置される小規模建築物の新築、増築又は改築(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (2) 工作物の設置、設置から五十年を経過していない工作物の改修(土地の形状の変更を伴わないもの) (3) 道路の舗装又は修繕(土地の形状の変更を伴わないもの) (4) 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (5) 電柱、電線、ガス管、上下水道管等の設置又は改修(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (6) 木竹の伐採(抜根等土地の形状の変更を伴わないもの) (7) 設置から五十年を経過していない建築物等の除却(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの)</p>	
文化庁長官へ許可申請が必要な行為	<p>上記の範囲を超える現状変更</p> <p>(1) 土地の形状変更を伴う行為(市が許可する行為のうち、必要最小限度の形状変更が認められる場合は、その限度を超えて土地の形状変更を伴う行為) (2) 景観に大きな影響を伴う行為 (3) 設置の日から五十年を経過している建築物等の改築又は除却 (3) 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為</p>	

イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図

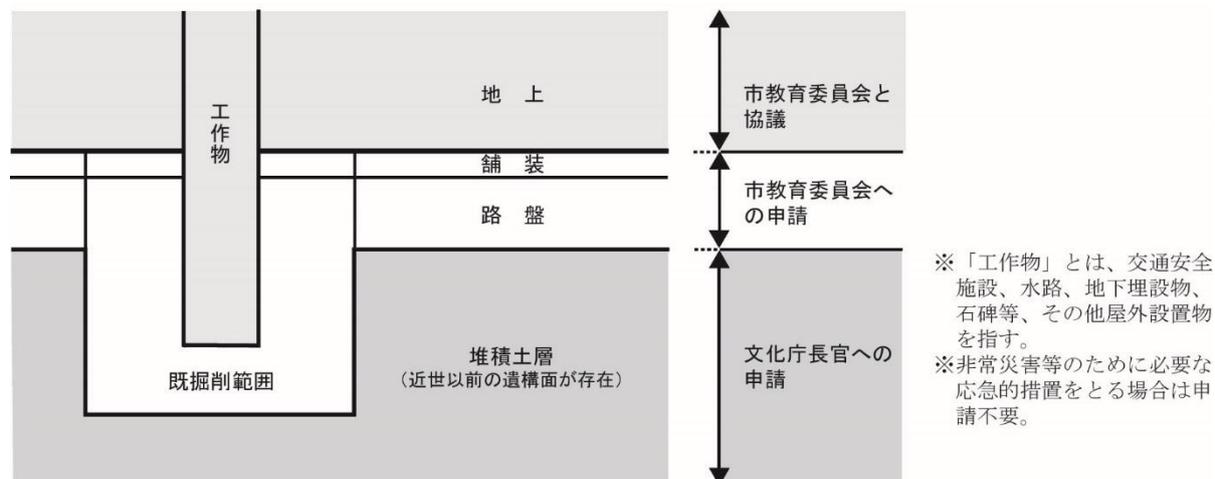


図 34 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図

ウ 現状変更等に関する手続き

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の史跡において、現状変更等を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている。

なお、現状変更等を行うにあたっては、必要に応じて文化庁、神奈川県と協議する。

エ 現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為は次表のとおりとする。

表 17 現状変更等の許可を必要としない行為

許可等の考え方	保存管理方法	内 容
許可・届出を必要としない行為	維持管理	ア 史跡・建造物の日常の維持管理 ・日常的に実施する植物管理、施設管理、風物演出、管理運営 イ 非常災害時に必要な応急措置 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損や滅失を未然に防止するために行う応急的な措置
届出による対応で、許可を必要としない行為	復旧	ア 史跡の機能維持のための復旧 イ 建造物の機能維持のための復旧 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損や滅失に対する応急的な措置及び現復旧

オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」

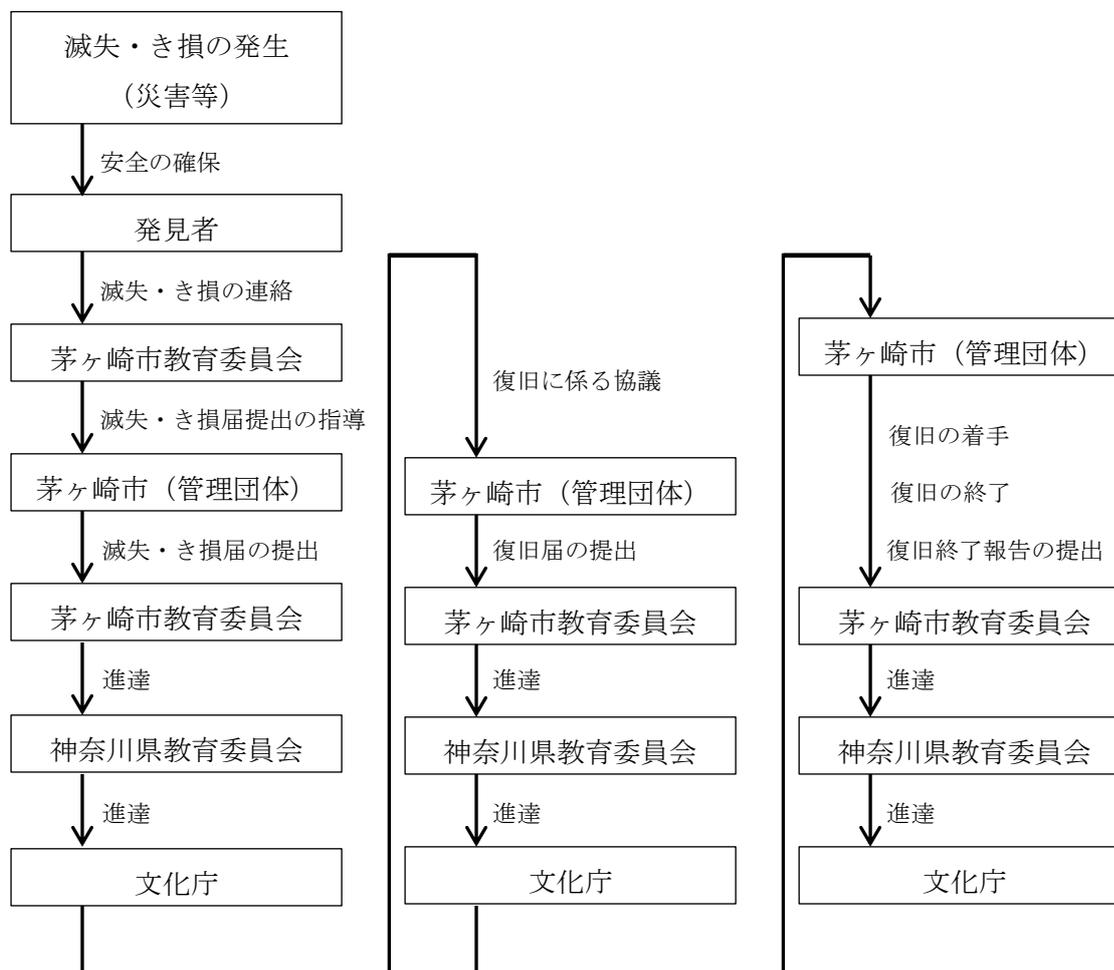


図 35 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」

(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿

本計画の策定に当たった、「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」の委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

表 18 茅ヶ崎市文化財保護審議会「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」名簿

◎委員

	氏 名	所 属	備 考
部会長	こんどう ひでお 近藤 英夫	東海大学名誉教授	学識経験者 考古学
委員	あらい ひでき 荒井 秀規	藤沢市郷土歴史課学芸員	学識経験者 古代史
委員	おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	学識経験者 考古学
委員	ごみ ふみひこ 五味 文彦	東京大学名誉教授	学識経験者 歴史学
委員	さとう つぎお 佐藤 次男	下寺尾自治会会長	市 民 下寺尾自治会
委員	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学講師	学識経験者 史跡整備・考古学
委員	はこざき かずひさ 箱崎 和久	奈良文化財研究所 遺構研究室長	学識経験者 建築史
委員	みやたき こうじ 宮瀧 交二	大東文化大学教授	学識経験者 博物館学・古代史

◎オブザーバー

委員名は 50 音順

オブザーバー	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課
オブザーバー	谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	石原 孝造	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	丸吉 繁一	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

(6) パブリックコメントの実施結果

本計画の素案について、平成29年1月25日（水）から平成29年2月23日（木）までの期間で実施したパブリックコメントの実施結果は次のとおりである。

「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 平成29年1月25日（水）～ 平成29年2月23日（木）
- 2 意見の件数 55件
- 3 意見提出者数 9人
- 4 内容別の意見件数

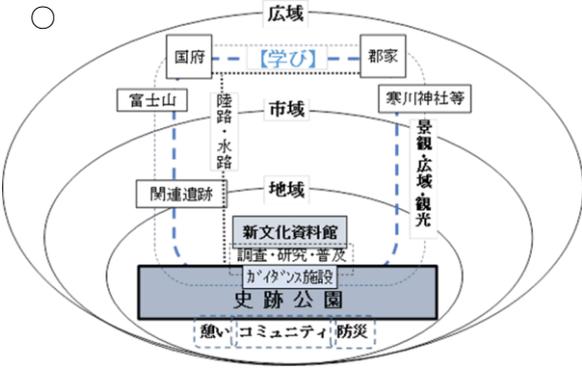
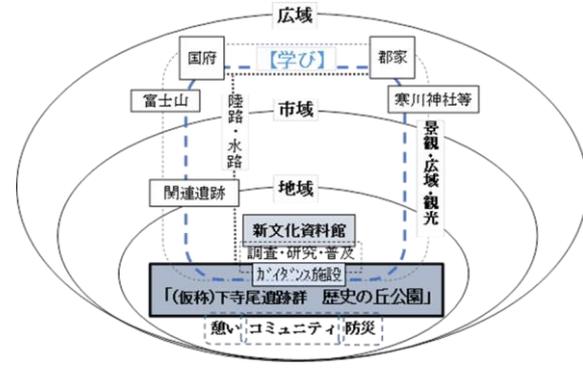
※	項目	件数
	史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画全般に関する意見	5件
	「はじめに」に関する意見	0件
	「目次」に関する意見	0件
1	「1 計画策定の沿革・目的」に関する意見	0件
2	「2 茅ヶ崎市の概要」に関する意見	0件
3	「3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の概要」に関する意見	0件
4	「4 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値」に関する意見	0件
5	「5 保存」に関する意見	4件
6	「6 活用」に関する意見	13件
7	「7 整備」に関する意見	8件
8	「8 運営の方法と体制」に関する意見	0件
9	「9 事業計画」に関する意見	0件
10	「10 事業の効果把握と検証」	0件
	「附編」に関する意見	0件
	文章の表現に関する意見	2件
	パブリックコメントに関する意見	3件
	その他の意見	20件
	合計	55件

※ 「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

図 36 「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画(素案)」についてのパブリックコメント実施結果

表 19 パブリックコメント実施による修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>P103 図35 下寺尾遺跡群の活用の方向性</p> 	<p>P100 図35 下寺尾遺跡群の活用の方向性</p> 
<p>P105 カ コミュニティの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>史跡を史跡公園として</u>、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。 	<p>P102 カ コミュニティの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広大な公園として</u>、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。
<p>P106 ク 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。JR相模線の車窓からの視認が容易な下寺尾廃寺の区域に史跡の所在を示す表示を行う。 ・ <u>現地に案内板を配置するとともに、多くの人が集う場所にも案内板を配置し、史跡の周知を図る。</u> ・ 大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。 	<p>P102 ク 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。JR相模線の車窓からの視認が容易な下寺尾廃寺の区域に史跡の所在を示す表示を行う。 ・ _____ ・ _____ ・ 大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。

引用・参考文献一覧

- 財団法人かながわ考古学財団 2003年 『下寺尾西方A遺跡』(かながわ考古学財団調査報告157)
- 財団法人かながわ考古学財団 2010年 『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』
- 香川・下寺尾遺跡群発掘調査団 2005年 『香川・下寺尾遺跡群発掘調査報告書』
- 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会 1988年 『下寺尾西方A遺跡』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告1)
- 茅ヶ崎市教育委員会 1994年 『下寺尾西方A遺跡』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告7)
- 茅ヶ崎市教育委員会 1997年 『下寺尾寺院跡の研究』(茅ヶ崎市文化財資料集第12集)
- 茅ヶ崎市教育委員会 1999年 『文化資料館調査研究報告7』
- 茅ヶ崎市教育委員会 2004年 『下寺尾西方B遺跡』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告19)
- 茅ヶ崎市教育委員会 2004年 『下寺尾七堂伽藍跡確認調査概報』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告20)
- 茅ヶ崎市教育委員会・(財)茅ヶ崎市文化振興財団 2005年 『下寺尾七堂伽藍跡の調査』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告24)
- (財)茅ヶ崎市文化振興財団 2007年 『下寺尾西方A・C遺跡』(茅ヶ崎市文化振興財団調査報告12)
- (財)茅ヶ崎市文化振興財団 2010年 『下寺尾西方A遺跡Ⅶ』(茅ヶ崎市文化振興財団調査報告22)
- 茅ヶ崎市教育委員会 2011年 『下寺尾西方遺跡』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告36)
- 茅ヶ崎市教育委員会 2013年 『下寺尾官衙遺跡群の調査～下寺尾七堂伽藍跡・高座郡衙の調査～』(茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告40)
- 茅ヶ崎市 昭和52～57年 『茅ヶ崎市史』第1巻～第5巻
- 茅ヶ崎市教育委員会 平成24年 『ぶらり散歩 郷土再発見』
- 茅ヶ崎市 平成24年 『ちがさき丸ごとふるさと発見博物館 季刊誌第15号』
- 茅ヶ崎市観光協会・茅ヶ崎市産業振興課 平成26年 『ちがさきガイドマップ』
- 東京都府中市 平成25年 『国史跡武蔵府中熊野神社古墳 保存整備事業報告』
- 東京都府中市 平成26年 『国史跡武蔵国府跡 保存管理計画』
- 藤沢市教育委員会 1997年(平成9) 『神奈川の古代道』(博物館建設準備調査報告書第3集)
- 藤沢市 2015年(平成27) 『大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅴ～古代～』
- 鈴木靖民 平成26年 『相模の古代史』 高志書院
- 田中弘志 平成20年 『律令体制を支えた地方官衙・弥勒寺遺跡群』(シリーズ「遺跡を学ぶ」046) 新泉社
- 江口桂編 平成26年 『考古学ハンドブック(11) 古代官衙』ニューサイエンス社
- シンポジウム《下寺尾官衙遺跡を考える》 平成24年(発表要旨集より)
- 大村浩司 「下寺尾七堂伽藍跡の調査成果と課題」
- 中村哲也 「香川・下寺尾区画整理関連調査の調査成果」

大上周三 「高座郡衙（西方A遺跡）の調査とその後の研究」
 依田亮一・高橋香 「小出川河川改修事業関連遺跡群の調査成果」
 岡本孝之 「下寺尾官衙遺跡の調査の歩みと展望」
 荒井秀規 「郡家と周辺寺院」
 宮瀧交二 「古代相模国高座郡について」
 箱崎和久 「七堂伽藍跡の主要建物について」
 田尾誠敏 「下寺尾官衙遺跡の変遷」
 坂井秀弥 「古代寺院・地方官衙の意義と保存活用」

フォーラム《下寺尾官衙遺跡群》 平成 25 年 発表要旨集

セカンドフォーラム《下寺尾官衙遺跡群Ⅱ》 平成 25 年 発表要旨集

上本進二・浅野哲也 1999 年 「茅ヶ崎低地の地形発達と遺跡形成」（茅ヶ崎市文化資料館調査研究報告 7）

富永富士雄 平成 23 年 「茅ヶ崎の縄文世界と古代社会（試案）」（第 22 回茅ヶ崎市遺跡発表会要旨より）

富永富士雄 平成 27 年 「堤貝塚と居村遺跡出土木簡」（第 26 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨より）

茅ヶ崎市総合計画基本構想 平成 23 年度～平成 32 年度

茅ヶ崎市教育基本計画 平成 22 年（26 年度見直し）

ちがさき都市マスタープラン 平成 20 年 6 月改定

茅ヶ崎市景観計画 平成 20 年（23 年 4 月、25 年 7 月一部改訂）

茅ヶ崎市環境基本計画 2011 年版

香川まちづくり基本計画 平成 17 年度～36 年度

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 平成 27 年 9 月

茅ヶ崎市みどりの基本計画 平成 21 年 7 月

茅ヶ崎市「統計でみるちがさき」

茅ヶ崎の都市計画

茅ヶ崎市の都市計画図

茅ヶ崎市景観条例

茅ヶ崎市屋外広告物条例のあらまし（許可基準等）

茅ヶ崎市農業振興地域整備計画

茅ヶ崎市文化財保護条例

茅ヶ崎市小出支所 「小出地区の遺跡」「小出地区の地名」

ちがさき丸ごと博物館「地域遺産データベース」

まっぷ de ちがさき

「第1回豊かな高齢社会に向けたまちづくり有識者会議」(バリアフリー基本構想・平成25年包括年次財務報告書－茅ヶ崎市の財政－資料) 平成25年10月2日
以上、茅ヶ崎市公式ホームページより引用

海老名市 「史跡相模国分寺跡」 海老名市ホームページより

平塚市 「歴史と文化財」 平塚市ホームページより

同 平塚市博物館ホームページ

寒川町 「岡田遺跡」 寒川町ホームページより

神奈川県 平成22年 「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針」

神奈川県 平成20年12月 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」

神奈川県 「神奈川の歴史」 神奈川県ホームページより

公益財団法人かながわ考古財団 「奈良平安時代の遺跡」 公益財団法人かながわ考古財団ホームページより

環境省 昭和62年 「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書(神奈川県)」

環境省 「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」 生物多様性センター ホームページより
国土交通省ホームページ

総務省統計局 平成26年 「経済センサス-基礎調査」

農林水産省・神奈川県 2015年 「農林業センサス」

文化庁 「文化財保護法」等 文化庁ホームページより

以上

史跡 下寺尾西方遺跡
保存活用計画

発行日：令和●年3月

発行：茅ヶ崎市教育委員会

編集：茅ヶ崎市教育委員会社会教育課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111（代表）